

令和3年

第3回 十島村議会定例会会議録

開会 令和3年9月13日(月)

閉会 令和3年9月22日(水)

十 島 村 議 会

令和3年第3回（9月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件名	日程
9月13日	月	<p><議会運営委員会></p> <p>第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 会期日程の決定 第4 諸般の報告 第5 行政報告 第6 一般質問（岩下正行議員→村長） （坂元 勇議員→村長） （日高助廣議員→村長） （永田和彦議員→村長）</p>	1
9月14日	火	<p>第1 報告 第13号 専決処分：平島村営住宅新築工事請負契約 第2 報告 第14号 専決処分：中之島道路災害復旧工事（R2-1工区）請負変更契約 第3 報告 第15号 専決処分：令和3年度十島村簡易水道事業（小宝島工区）請負契約 第4 報告 第16号 専決処分：予算補正（令和3年度一般会計 補正第3号）+102,426 → 4,058,725千円 第5 議案 第117号 条例改正：十島村敬老祝金等支給条例の一部改正 第6 認定 第1号 決算認定：令和2年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について 第7 認定 第2号 決算認定：令和2年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第8 認定 第3号 決算認定：令和2年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について 第9 認定 第4号 決算認定：令和2年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第10 認定 第5号 決算認定：令和2年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について 第11 認定 第6号 決算認定：令和2年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 第12 認定 第7号 決算認定：令和2年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p><決算審査特別委員会></p> <p>総務課（一般） 教育委員会（一般）</p> <p><決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）></p>	2
9月15日	水	<p><決算審査特別委員会></p> <p>地域振興課（一般） 土木交通課（一般） 土木交通課（船舶・簡水）</p> <p><決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）></p>	3
9月16日	木	<p><決算審査特別委員会></p> <p>住民課（一般） 住民課（国保・介・後期・診）</p> <p>総括質疑</p> <p>委員会採決</p> <p><決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）></p>	4

月日	曜	件名	日程
9月17日	金	第1議案 第104号 条例改正：十島村職員定数条例の一部改正 第2議案 第105号 条例制定：十島村村営住宅譲渡条例制定 第3議案 第106号 条例改正：十島村住民医療費の助成に関する条例の一部改正 第4議案 第107号 条例改正：十島村国民健康保険基金条例の一部改正 第5議案 第115号 契約：フェリーとしま2定期検査及び第一種工事請負契約の締結 第6議案 第116号 権利の放棄（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業） <全員協議会> ①新型コロナウイルス感染症対策について ②今後のブロードバンド施策について ③人工授精師液体室素について ④テレワークに対する移住促進策とワーケーションによる関係人口の創出について ⑤人事院並びに県人事委員会勧告に基づく給与改定について ⑥「十島の日」の条例制定について ⑦災害等予測される場合の議会対応について <決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	5
9月18日	土	<決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	6
9月19日	日	<決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	7
9月20日	月	<決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	8
9月21日	火	第1議案 第108号 予算補正（令和3年度一般会計 補正第4号） + 25,092 → 4,083,817 千円 第2議案 第109号 予算補正（令和3年度国保特会 補正第2号） + 1,736 → 268,853 千円 第3議案 第110号 予算補正（令和3年度船舶特会 補正第1号） + 11,357 → 1,219,994 千円 第4議案 第111号 予算補正（令和3年度介保特会 補正第1号） + 2,306 → 83,284 千円 第5議案 第112号 予算補正（令和3年度簡水特会 補正第1号） △ 1,836 → 295,875 千円 第6議案 第113号 予算補正（令和3年度後期特会 補正第1号） △ 480 → 24,607 千円 第7議案 第114号 予算補正（令和3年度診療所特会 補正第1号） + 1,400 → 222,178 千円 第8同意 第2号 人事案件：十島村固定資産評価審査委員会委員の選任について 第9同意 第3号 人事案件：十島村固定資産評価審査委員会委員の選任について 第10同意 第4号 人事案件：十島村固定資産評価審査委員会委員の選任について <議会広報調査特別委員会> 議会だよりに関する件 <決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	9
9月22日	水	第1認定 第1号 決算認定：令和2年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について 第2認定 第2号 決算認定：令和2年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第3認定 第3号 決算認定：令和2年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について 第4認定 第4号 決算認定：令和2年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第5認定 第5号 決算認定：令和2年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について 第6認定 第6号 決算認定：令和2年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 第7認定 第7号 決算認定：令和2年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について 第8議案 第118号 契約：平島東海岸線舗装補修工事請負契約の締結 第9議案 第119号 契約：東之浜港改修工事（1工区）請負契約の締結 第10議案 第120号 契約：中之島道路災害復旧工事（2災72号）請負契約の締結 第11発議 第2号 十島村長の専決処分事項の指定についての一部改正 第12発議 第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の発議 第13 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件	10

令和3年第3回（9月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜	船	日 程	備 考
9	12	日		秋分の日	
9	13	月	入 出	本会議	<議会運営委員会>
9	14	火		本会議	<決算審査特別委員会> 総務課（一般） 教育委員会（一般） <決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	15	水	入 出		<決算審査特別委員会> 地域振興課（一般） 土木交通課（一般） 土木交通課（船舶・簡水） <決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	16	木			<決算審査特別委員会> 住民課（一般） 住民課（国保・介護・後期・診療所） 総括質疑 <決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	17	金	入 出	本会議	<決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	18	土			<決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	19	日	入		<決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	20	月	出	敬老の日	<決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	21	火		本会議	<議会広報調査特別委員会> <決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	22	水	入 出	本会議	
9	23	木			
9	24	金	入 出		

(議決結果)

令和3年第3回(9月)十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告第13号	契約の締結の件(平島村営住宅新築工事請負契約)	R3.09.14	承認	承認第9号
報告第14号	契約の締結の件(中之島道路災害復旧工事(R2-1工区)請負変更契約)	R3.09.14	報告	
報告第15号	契約の締結の件(令和3年度十島村簡易水道事業(小宝島工区)請負契約)	R3.09.14	承認	承認第10号
報告第16号	令和3年度十島村一般会計補正予算(第3号)について	R3.09.14	承認	承認第11号
議案第117号	十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例制定の件	R3.09.14	原案可決	議決第104号
議案第104号	十島村職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	R3.09.17	原案可決	議決第105号
議案第105号	十島村村営住宅譲渡条例制定の件	R3.09.17	原案可決	議決第106号
議案第106号	十島村住民医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R3.09.17	原案可決	議決第107号
議案第107号	十島村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件	R3.09.17	原案可決	議決第108号
議案第115号	契約の締結について議決を求める件 (令和3年度フェリーとしま2第一種中間検査及び一般工事請負契約)	R3.09.17	原案可決	議決第109号
議案第116号	権利の放棄について議決を求める件 (十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)	R3.09.17	原案可決	議決第110号
議案第108号	令和3年度十島村一般会計補正予算(第4号)について	R3.09.21	原案可決	議決第111号
議案第109号	令和3年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	R3.09.21	原案可決	議決第112号
議案第110号	令和3年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第1号)について	R3.09.21	原案可決	議決第113号
議案第111号	令和3年度十島村介護保険特別会計補正予算(第1号)について	R3.09.21	原案可決	議決第114号
議案第112号	令和3年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第1号)について	R3.09.21	原案可決	議決第115号
議案第113号	令和3年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	R3.09.21	原案可決	議決第116号
議案第114号	令和3年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第1号)について	R3.09.21	原案可決	議決第117号
同意第2号	十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件	R3.09.21	同意	同意第2号
同意第3号	十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件	R3.09.21	同意	同意第3号

(議決結果)

令和3年第3回(9月)十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
同意第4号	十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件	R3.09.21	同意	同意第4号
認定第1号	令和2年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について	R3.09.22	原案可決	認定第1号
認定第2号	令和2年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	R3.09.22	原案可決	認定第2号
認定第3号	令和2年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算認定について	R3.09.22	原案可決	認定第3号
認定第4号	令和2年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	R3.09.22	原案可決	認定第4号
認定第5号	令和2年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	R3.09.22	原案可決	認定第5号
認定第6号	令和2年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R3.09.22	原案可決	認定第6号
認定第7号	令和2年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.09.22	原案可決	認定第7号
議案第118号	契約の締結について議決を求める件 (平島東海岸線舗装補修工事請負契約)	R3.09.22	原案可決	議決第118号
議案第119号	契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事(1工区)請負契約)	R3.09.22	原案可決	議決第119号
議案第120号	契約の締結について議決を求める件 (中之島道路災害復旧工事(2災72号)請負契約)	R3.09.22	原案可決	議決第120号
発議第2号	専決処分事項の指定について	R3.09.22	原案可決	発議議決第2号
発議第3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の発議	R3.09.22	原案可決	発議議決第3号
	議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件	R3.09.22	決定	

令和3年第3回(9月) 十島村議会定例会

第1号(9月13日)(月)

1. 開 会	1
2. 日程報告	1
3. 日程第1	会議録署名議員の指名	1
4. 日程第2	会期の決定の件	1
5. 日程第3	会期日程の決定の件	2
6. 日程第4	諸般の報告	2
7. 日程第5	行政報告	3
8. 日程第6	一般質問 (岩下正行君)	13
	一般質問 (坂元勇君)	21
	一般質問 (日高助廣君)	35
	一般質問 (永田和彦君)	47
9. 日程報告	61
10. 散 会	61

第2号(9月14日)(火)

1. 開 議	62	
2. 日程報告	62	
3. 日程第1	報告第13号 契約の締結の件 平島村営住宅新築工事請負契約の専決処分	62	
4. 日程第2	報告第14号 契約の締結の件 中之島道路災害復旧工事(R2-1工区)請負変更契約	70	
5. 日程第3	報告第15号 契約の締結の件 令和3年度十島村簡易水道事業(小宝島工区)請負契約 ..	74	
6. 日程第4	報告第16号 令和3年度十島村一般会計予算補正(第3号)	80	
7. 日程第5	議案第117号 十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する 条例制定の件	83	
8. 日程第6	認定第1号 令和2年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定	} 85	
9. 日程第7	認定第2号 令和2年度十島村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定		
10. 日程第8	認定第3号 令和2年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定		
11. 日程第9	認定第4号 令和2年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定		
12. 日程第10	認定第5号 令和2年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定		
13. 日程第11	認定第6号 令和2年度十島村後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定		
14. 日程第12	認定第7号 令和2年度十島村へき地診療所運営事業特別会計 歳入歳出決算の認定		
15. 日程報告		102
16. 散 会		102

第3号(9月17日)(金)

1. 開 議	103
2. 日程報告	103
3. 日程第1	議案第104号 十島村職員定数条例の一部を改正する条例制定の件 103
4. 日程第2	議案第105号 十島村村営住宅譲渡条例制定の件 115
5. 日程第3	議案第106号 十島村住民医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件 131
6. 日程第4	議案第107号 十島村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件 134
7. 日程第5	議案第115号 契約の締結について議決を求める件 令和3年度フェリーとしま2 第一種中間検査及び一般工事請負契約 137
8. 日程第6	議案第116号 権利の放棄について議決を求める件 十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業 141
9. 日程報告	144
10. 散 会	144

第3号(9月21日)(火)

1. 開 議	145
2. 日程報告	145
3. 日程第1	議案第108号 令和3年度十島村一般会計補正予算(第4号) 145
4. 日程第2	議案第109号 令和3年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	161
5. 日程第3	議案第110号 令和3年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第1号) 163
6. 日程第4	議案第111号 令和3年度十島村介護保険特別会計補正予算(第1号) 167
7. 日程第5	議案第112号 令和3年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第1号) 171
8. 日程第6	議案第113号 令和3年度十島村後期高齢者医療特別会計 補正予算(第2号) 173
9. 日程第7	議案第114号 令和3年度十島村へき地診療所運営事業特別会計 補正予算(第3号) 175
10. 日程第8	同意第2号 十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件 179
11. 日程第9	同意第3号 十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件 184
12. 日程第10	同意第4号 十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件 186
8. 日程報告	188
9. 散 会	188

第4号(9月22日)(水)

1. 開 議	189	
2. 日程報告	189	
3. 日程第1	認定第1号 令和2年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定	} 189	
4. 日程第2	認定第2号 令和2年度十島村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定		
5. 日程第3	認定第3号 令和2年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定		
6. 日程第4	認定第4号 令和2年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定		
7. 日程第5	認定第5号 令和2年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定		
8. 日程第6	認定第6号 令和2年度十島村後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定		
9. 日程第7	認定第7号 令和2年度十島村へき地診療所運営事業特別会計 歳入歳出決算の認定		
10. 日程第8	議案第118号 契約の締結について議決を求める件 (平島東海岸線舗装補修工事)		201
11. 日程第9	議案第119号 契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事(1工区)請負契約の締結)		204
12. 日程第10	議案第120号 契約の締結について議決を求める件 (中之島道路災害復旧工事(2災72号)請負契約の締結) ...	207	
12. 日程第11	発議第2号 十島村長の専決処分事項の指定についての一部改正	209	
13. 日程第12	発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財政源の 充実を求める意見書	211	
14. 日程第13	議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件	212	
16. 日程報告	212	
17. 閉 会	213	

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	有 村	孝 一	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 片 平 翔 太 君

令和3年第3回(9月)十島村議会定例会

△開会

○議長(前田功一君)

ただいまから、令和3年第3回(9月)十島村議会定例会を開会します。

△日程報告

○議長(前田功一君)

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、御手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

なお、本議会については、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際はマスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(前田功一君)

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番・坂元勇君及び1番・土岐純郎君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長(前田功一君)

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 22 日までの 10 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 22 日までの 10 日間に決定いたしました。

△日程第 3 会期日程決定の件

○議長（前田功一君）

日程第 3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配付しております日程表のとおりといたしたいと思います
が、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

△日程第 4 諸般の報告

○議長（前田功一君）

日程第 4、諸般の報告を行います。

初めに、会議、研修会関係について御報告いたします。

7 月 8 日、全国離島振興市町村議会議長会総会については、オンライン形式により行われ、鹿児島県離島振興町村議会議長会会長が出席しております。

内容は、役員の変動の報告、令和 2 年度決算、役員の変任、要望については、離島振興法の改正延長に関する特別要望、新たな沖縄振興に向けた法律の制定に関する特別要望、令和 4 年度、離島の振興に関する要望事項の決定でありました。

7 月 13 日に正副議長研修会が開催されました。

内容としましては、元全国都道府県議会議長会事務局長次長の内田一夫氏によります

「議長の権限と議事運営上の諸問題、また、当面する諸問題について」と題して、県総務部市町村課の坂元加奈子課長が講演を行っております。

議員控室に備えておりますので、お目通し願います。

8月3日の市町村政研修会については、ウェブ研修にて開催されております。

内容としましては、「コロナショック後の日本経済再起動に必要なものは何か」、と題して、明治大学政治経済学部准教授の飯田泰之氏が、また、「組織も個人も成長する働き方改革、部下を定時に返す仕事術とは」と題して、株式会社佐々木常夫マネジメントリサーチの代表取締役・佐々木常夫氏が講演を行っております。

次に村長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます「令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を受けております。

議員各位には、同法律に関する概要、解説資料を添えまして、事務局から送付させたところですが、内容の詳細につきましては、決算審査の折にでも御確認いただければと思います。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の6月定例会以降に実施されました、6月、7月、8月の例月出納検査結果についての報告がありました。

これらの内容につきましては、御手元に配付しておりますので、お目通し願います。

最後に、先の6月定例会を主な内容としました「議会だより第94号」を9月9日に発行しております。

以上で諸般の報告を終わります。

△日程第5 行政報告

○議長（前田功一君）

日程第5、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。

これを許可いたします。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

第3回十島村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多用の中、ご参会を賜りお礼を申し上げます。

また、平素から村政振興にご尽力頂いていることに厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の状況ですが、世界各地で感染力の強い新種の変異株の出現等により、子供への感染も急増し、終息の目途が立たない状況となっております。

また、感染再拡大や重症化抑制等の関係から、3回目のワクチン接種を開始した国が出てきており、日本でも年内の接種開始も視野に、検討の動きが出始めているところです。

国内はワクチン接種が順調に進んできているものの、50代以下の年齢層の感染急増で、「第5波」では過去最大の感染状況となっており、現在の累計感染者数は164万人を超え、死者も1万6,000人を超えています。

県内の昨日までの感染者数は、累計で8,842人、死者が58人、クラスターは67例を数えています。

特に、県内は8月の1月間に、新規感染者数が4,137人も発生し、これまで最高だった今年5月の1,204人を大幅に上回り、累計感染者数の5割近い状況となっております。

この感染者急増は、感染力の強いデルタ株が影響していると言われ、家庭内感染や職場内感染が急速に広がり、また、学校の課外活動や部活動、児童施設、飲食店や医療機関等でのクラスターも大幅に確認されています。

このような状況により、8月6日、鹿児島県は警戒基準を「ステージ3（感染者急増）」に引き上げ、「爆発的感染拡大警報」を県内に初めて発令、警報期間を22日までとしました。

その翌週の8月13日には、感染拡大に歯止めがかからないとして、警戒基準を最高レベルの「ステージ4（感染者爆発的拡大）」に初めて引き上げ、新たに県独自の「緊急事態宣言」を発令し、県民に不要不急の外出自粛や県外との往来延期、来県の中止などを求めました。

更に、政府は、8月20日並びに27日に緊急事態宣言の対象地域に15道府県を追加して、21都道府県に拡大、まん延防止等重点措置も、鹿児島県を含む9県を追加して、12県に指定期間を今月12日まで拡大しておりましたが、全国的に感染状況は減少傾向になってきているものの、引続き医療提供体制は逼迫しているとして、今月9日、首都圏や関西圏等の19都道府県に緊急事態宣言を、本県等8県にまん延防止等重点措置を今月30日まで延長しております。

併せて、県においても、県独自の緊急事態宣言を同期間延長しております。

本村においては、これらの措置に伴い、村民には不要不急の外出や島外への移動自粛、多人数での会合や飲食の自粛、マスク着用の徹底等と呼びかけたほか、村内へのウイルス持込みに対する水際対策を更に強化する必要から、村民も含めた村営定期船の乗客に対して、PCR検査結果の提示をお願いしているところです。

また、職員には、村内も含めた出張を自粛したほか、時差出勤、テレワーク、自家用車での出勤、休暇の取得を奨励しています。

特に、船員については、船員の感染発生により、村営定期船の運行に直接影響が出ることを十分に理解した行動を取るよう指示しております。

詳細な状況、対策等につきましては、協議会において説明します。

なお、政府は、今月9日にワクチン接種が進展する今年11月頃を目途に、ワクチン接

種や陰性証明の提示を条件に、県境を跨ぐ旅行や大規模イベントの開催、飲食等の緩和、医療施設等での面会等を一定の基準を設けて、社会経済活動の再開に向けた基本方針を決定しております。

次に、昨年から活発な活動を繰り返す諏訪之瀬島御岳は、噴火警戒レベル2に引き下げられた7月29日以降も活発な活動が続いています。

7月31日には噴煙の高さが観測史上最高となる3,800mに達し、8月28日には更にそれを上回る4,800mに達しました。

噴火後約2時間程度にわたって空振を感じたようですが、集落への降灰等の被害はなかったところです。

気象庁は、火山性微動も続いており、今後の状況次第では、警戒レベルの引上げも想定されるとのことでありますが、同島火山を観測している専門家によりますと、噴石は遠くまで飛んでいないと思われ、噴火警戒レベルの引上げは行われまいと分析しているようです。

また、8月30日には、集落で多量の降灰が確認されたことから、同日、鹿児島県から大型、小型各1台のロードスーパーの貸与を受け、31日から除去作業を開始しております。

なお、今回の噴火を受けて福岡管区气象台等は、同月31日、同島をヘリコプターにて降灰状況等の調査を行っております。

調査の結果は、「火口付近に火山灰の堆積は見られるものの、降灰の影響によって土石流発生の危険性が高まっている状況にない」と分析しております。

現在も活発な噴火活動が続いていることから、集落及び危険流域の降灰状況を注視し、台風等の大雨を伴う事象への備えを万全にしていかなければならないと考えております。

内閣府が今月8日に発表した、本年4～6月期の国内総生産（GDP）改定値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.5%の増、このペースが1年間続くと仮定した年率換算は1.9%の増となっております。

プラス成長は昨年10～12月期以来、2四半期ぶりで、輸出は好調であったものの、新型コロナウイルスの感染拡大等で個人消費が伸び悩んだことから、成長率全体は低めとなったようです。

GDPの項目別では、個人消費は前期比0.9%増で、家庭用ゲームソフトやスマートフォンの需要が貢献したものの、飲食は引き続き低迷状況にあります。

また、企業の設備投資は2.3%増で、世界で進むデジタル化の波を受けて、各社が積極的に新分野に投資したことが影響しているようです。

政府支出は、ワクチン接種の人件費などで1.3%増、輸出は米国や中国の景気回復など海外経済の拡大を背景に2.8%増、輸入も海外からのワクチン購入で5.0%増となっています。

今後の景気については、ワクチン接種の進展とともに上向いてくるという期待はある

ものの、デルタ株の感染拡大、緊急事態宣言等の対象地域の拡大、期限の延長等で本格的に回復するのは10～12月期以降に遅れると予測されているようです。

次に、衆議院議員の任期満了が10月21日に迫る中、菅義偉首相は今日17日告示、29日投開票の自民党総裁選挙に立候補せず退陣することを今日3日表明しております。

就任から約1年での退任となりますが、この間、コロナ対策や行政オンライン化推進のデジタル庁の発足、東京五輪・パラリンピックの開催、携帯電話料金の引き下げ等に取り組まれた功績は大きなものとして受け止めております。

今後の衆議院議員選挙の日程については、自民党総裁選挙後に臨時国会が召集され、首相指名・組閣等を経て、解散総選挙又は任期満了選挙、或は任期満了超えの選挙が見込まれるところです。

昨年の県知事選挙に引き続き、コロナ禍での選挙執行となりますが、事前準備に万全を期すとともに投票率アップにも努めていきます。

それでは、本年6月村議会以降の主だった行政報告を行います。

初めに、総務課関係から申し上げます。

先の議会でも報告しております臨時船員3名のうち、甲板部1名が8月で6月間の試用期間を経過しましたが、採用には至らず、試用期間を延長して採用の可否を判断することにしております。

本庁では、8月31日付けで病休中であった一般職1名の退職があったほか、欠員となっていた土木職員を9月1日付けで採用しています。

現在、募集しております土木職員、及び畜産職員に数名の応募がありましたので、今月下旬に選考を行う予定です。

また、令和4年4月採用予定の一般職、情報技術職の採用試験を10月中に実施するほか、看護師等の欠員補充については、随時、応募を受け付ける対応を取っているところです。

次に、今年度の村政座談会は、悪天候による定期船の欠航もあり、7月27日の口之島から、8月11日の悪石島まで、駆け足での開催となりました。

昨年同様、新型コロナウイルス感染症対策のため、時間と人数を制限した中での座談会となりましたが、全島を通して、85人の住民に参加していただき、事前に申出のあった75件の要望に、現時点での考え方を回答させていただきました。

要望の一部につきましては、今回の補正予算において計上したほか、来年度予算や総合振興計画において、必要な措置を講じることとしています。

次に、悪天候により延期が繰り返されている「臥蛇島離島50年式典」については、臥蛇会、村議会、村執行部、メディアから、約30名程度の参加のもと、10月初旬の実施に向けて調整しています。

本年度から新たに開催している防災教室は、7月13日の諏訪之瀬島をもって、全7島で1回目を終了しました。

未就学児 36 名、児童生徒 110 名、一般住民は、地震の影響で開催できなかった悪石島を除く 112 名の参加があったところです。

児童生徒等向けには災害を知ってもらう学習、一般住民には自主防災組織の役割などについて学んでいただきました。

参加された住民からは「知らなかったことが多かった、もっと具体的な情報が欲しい」などの声が聞かれ、防災意識の啓発に繋がっていると考えます。

今年度中に、2 回目の防災教室として外部講師によるオンライン形式での開催を予定しております。

今年度の普通交付税は、14 億 3,465 万 1 千円で、前年度より 1 億 5 千万円を超える増加で、3 年連続の増額となりました。

その要因は、基準財政需要額における公債費の過疎対策事業債償還費で 1 億円を超える増加があったほか、新たに設けられた「地域デジタル社会推進費」で約 2,800 万円追加されたことが大きく影響しております。

次に、地域振興課関係です。

定住関係では、5 月末で退職した悪石島売店等の運営に携わる地域おこし協力隊員の後任として、年内の赴任に向けて調整を進めております。

また、9 月上旬に退職した宝島売店等の運営に携わる地域おこし協力隊員の後任については、新たな隊員が 10 月中に赴任予定です。

定住イベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期は都市部への出張を停止しましたが、今後につきましても感染症の拡大状況を見極めながら対面参加の可否判断をすることにしております。

次に、村営定期船のレストラン内で本村の特産品等を販売する「船上トカラ市」を 8 月 10 日開催しました。

諏訪之瀬島と悪石島の生産者から出荷されたスイカ、パッションフルーツ、田芋ガラ、島きゅうり、カボチャ等が好評で、ほぼ完売しております。

特にスイカは 77 個も販売したところです。

売上額は、過去最高の 21 万円程度となっており、盆前であったことや土産品として需要が多かったことが要因と考えます。

今回好評であったスイカやパッションフルーツについては、栽培拡大を検討していきたいと考えます。

次に、特殊病虫害対策の状況です。

ミカンコミバエについては、中之島において昨年 7 月から誘殺板を設置し駆除を行なっておりますが、植物防疫所においては、同年 11 月 26 日以降の誘殺がなかったことから、今年 8 月 10 日をもって初動対応を終了しております。

今後は、調査範囲を縮小し、トラップ数を 23 基から 5 基に減らした上で、引き続き侵入警戒調査は実施していくようです。

イモゾウムシについては、令和元年11月から昨年12月までの間に、宝島の10地点からノアサガオなどの植物への寄生が175頭確認されております。

現在、村内他島での寄生は確認されておりませんが、植物防疫所は今後他島での発生状況調査を実施する予定にしております。

宝島の駆除は、山間部や傾斜地も多いことなどから、かなりの時間を要することが懸念されております。

家畜共済事業については、畜産農家54戸が6月1日付けで加入し、2週間の待機期間を経て同月15日から死亡廃用事故保険が適用されております。

保険発効早々の7月までに、分娩事故等で12頭が立て続けに死亡し、300万円近い保険金が農家に支払われております。

家畜共済加入の効果が早速現れた形ではありますが、県農業共済組合においては、死亡事故の多さを危惧しているところです。

保険金の支払いは、今後の同共済組合の経営を圧迫することになります。

併せて、組合員の掛金の増額負担に繋がることから、農家の飼養管理については更に徹底していきたいと思っております。

次に、子牛せりについてです。

7月せりは、去勢27頭、雌18頭の計45頭が出場、平均価格は67万6千円、最高価格は去勢の89万5千円。

8月せりは、去勢28頭、雌14頭の計42頭が出場、平均価格は62万8千円、最高価格は去勢の86万3千円。

9月せりは明日開催されますが、去勢12頭、雌20頭の計32頭が出場予定です。

鹿児島中央管内での子牛価格は、5月から平均価格が減少傾向にあります。

新型コロナウイルス感染症の影響による飲食店の時短営業、休業などにより牛肉の需要が減り、枝肉相場が不安定になっていることが影響しているようです。

次に、今年度から取組んでおります十島村畜産振興繁殖雌牛預託事業につきましては、預託希望者18名に対し、8月末現在で6頭導入しております。

次に、漁業関係についてですが、諏訪之瀬島の漁業者を中心に、5月から7月にかけて活魚出荷を行っております。

取引価格は、5月に出荷したフェダイ類のヤマモチが、キロ単価1万2千円で取引されております。

6月から7月の出荷では、キロ単価3千円から4千円で取引されておりますが、鮮魚出荷の場合、千円から2千円のキロ単価となることから、今後も売上増が見込まれる活魚出荷の増加を、水産指導員の指導のもとに他の漁業者にも働きかけることにしております。

次に、島あるきマップ作成事業につきましては、今年度は平島、悪石島のマップ作成を進めております。

また、悪石島で観光ガイドの研修会を計画しており、観光案内の手法を学び、ガイドの

スキルアップを目指すことにしております。

2022年版観光カレンダー製作事業につきましては、令和4年2月がトカラ列島（十島村）日本復帰及び村政施行70周年の節目を迎えることから、復帰時からの島の暮らしや人物、風景等の写真提供を村民や出身者等に呼びかけ提供が得られたことから、その写真を活用した記念カレンダーとして作業を進めているところです。

次に、土木交通課関係です。

まず、災害復旧事業の関係ですが、今年度も村道3か所、林道1か所が被災しております。

5月7日の豪雨により被災した、中之島御岳線と中之島南廻線は7月27日に、6月16日の梅雨前線豪雨により被災した口之島戸尻線は9月1日に、林道口之島線は9月7日に、それぞれ災害査定を受検しており、今後、速やかに復旧事業を進めていきます。

令和2年6月の中之島豪雨災害復旧事業の経過状況については、中之島の林道災害全6か所のうち3か所が完了し、残り3か所は治山事業や村道災害事業と調整しながら施工を進めております。

中之島の村道災害全38か所については、令和2年度に26か所を契約し、うち20か所が完了しております。

残りは今年度分に4か所を計画しており、うち2か所を発注しています。

また、令和4年度に8か所を計画しております。

平島の村道災害全2か所については、既に契約済で施工を進めております。

次に、村営定期船の安全運航対策として、7月27日に火災などの船舶事故を想定した鹿児島海上保安部とフェリーとしま2との合同訓練を実施しております。

今年度は、コロナ対策により、海上保安部乗組員との直接の接触ができないことから、巡視船を利用した訓練はできませんでしたが、今後も各種訓練を継続し、安全運航第一として取り組むことにしております。

次に、住民課関係です。

7月の巡回診療の実績については、鹿児島赤十字病院の北部4島診療が、計画日数9日に対し実施日数7日、南部3島が計画日数5日に対し実施日数4日となっております。

県立大島病院の南部3島診療は、計画日数3日が全て実施されております。

8月からの巡回診療については、鹿児島県のまん延防止等重点措置の適用に伴い、鹿児島赤十字病院や県立大島病院での外来業務を行う巡回診療派遣医師による診療を取り止め、遠隔診療システムによる診療に切り替えています。

対面診療については、中之島常駐医による全島の巡回診療を実施しております。

特定診療科巡回診療の歯科については、8月までに6回計画され、3回を口之島・中之島・小宝島・宝島の4島で実施しています。

悪天候等により実施できなかった診療については、10月以降に計画されており、また、まん延防止等重点措置期間の歯科診療については、改めて日程調整をすることにしてお

ります。

看護師の人材育成として、8月に9日間、認定看護管理者ファーストレベル教育を諏訪之瀬島と宝島の看護師がそれぞれ1名受講しております。

離島地域での看護に対する管理の視点は、非常に重要なことであることから、今後も継続教育として実施することにしております。

新型コロナウイルスワクチン接種関係につきましては、6月1日からファイザー社のワクチン接種の対象年齢が12歳以上に引き下げられたため、7月3日に1回目を奄美大島の佐大熊港で、7月22日に2回目を鹿児島港で、それぞれフェリーとしま2の船内において接種しております。

若年者への副反応が心配されましたことから、発生時の対応も考慮し、事前に近隣の医療機関に協力を呼び掛け、発生した場合に直ちに搬送できる体制を整えて望みました。

12歳以上16歳未満の対象者49名のうち38名が接種を希望し、発熱や頭痛・倦怠感などの症状はありましたが、アナフィラキシー等の重度の副作用は発生しなかったところでした。

住民の集団一斉接種で実施できなかった方のワクチン接種も併せて実施しておりますが、8月22日現在で12歳以上の対象者582名に対して、1回目を541名、2回目を536名が接種しており、接種率は約93%となっております。

今後、新たにワクチン接種を希望される方については、村が接種券を発行し、鹿児島市内の民間病院で接種できるよう対応することにしております。

鹿児島こども病院の巡回診療については、7月12日から14日にかけて、口之島、小宝島の2島で14名が受診しております。

中学生を対象とした思春期教育を、6月から7月にかけて口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島の4校で実施、40名の生徒が受講しております。

残り2校については、9月に実施予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、日程調整を行っているところです。

実施後の生徒へのアンケート調査では、「自分が生まれる前の苦勞があり、そして生まれてからの苦勞もあり、親には感謝しなければならないと思った」「色々な人が関わって自分が生きていることが凄いと思った」等、命に対する思いや自分の身体を大切にしようという感想が多くみられております。

運動機能向上教室事業については、毎年各島1回実施しておりますが、まん延防止等重点措置の関係からの現在日程調整を行っております。

5大がん検診と骨粗しょう症検診の受診者は、肺がん検診315名、胃がん検診91名、大腸がん検診171名、乳がん検診67名、子宮頸がん検診57名、骨粗鬆症検診122名となっており、前年度と比較し全体的に受診者数が増加傾向となっております。

なお、精密検査に該当した32名の受診者に対しましては、受診状況の追跡調査を行い、未受診者には看護師と連携し、受診勧奨を行うこととなっております。

特定健診については、全島で 344 名が受診、島別では、口之島 57 名、中之島 76 名、諏訪之瀬島 38 名、平島 45 名、悪石島 40 名、小宝島 30 名、宝島 58 名となっております。

今後は、75 歳未満の対象者には特定保健指導を、75 歳以上の対象者には後期高齢者の保健事業のプログラムのもと、保健指導を実施することにしております。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親・ふたり親の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の緊急支援策として「食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給すること」が盛り込まれました。

既に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を、児童扶養手当の受給者のひとり親世帯に対し、支給を終えておりますが、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分として、児童手当及び特別児童扶養手当受給者のうち、非課税世帯の受給者に対し、8 月末時点で 15 世帯、対象児童 38 名に 190 万円を支給しております。

中之島において 8 月 3 日から 20 日間、集落に飛来してくるブユの発生箇所を突き止めるための情報収集のために、ブユの被害場所の調査を行っております。

そのデータをもとに、大学の研究者との現地調査を実施する方向で進めております。

平島の猫の避妊去勢手術事業につきましては、6 月 22 日に住民説明会を開催、住民の賛同と猫の捕獲や管理に協力が得られることから、公益財団法人どうぶつ基金へ出張手術を依頼しました。

同団体から、11 月 29 日便で獣医師 3 名を含め 5 名で来島する旨の連絡を受けております。

事業の詳細や計画については、9 月中に改めて同島住民への説明会を開催することにしております。

次に、教育委員会関係です。

6 月 24 日に第 2 回村校長研修会を開催し、夏休みに向けた指導や今年度の運動会の開催について協議、翌 25 日には、県図画作品展に出品するための村審査会と、第 1 回村教育支援委員会を開催しております。

鹿児島教育事務所との合同による学校訪問を、6 月 29 日に諏訪之瀬島小中学校、7 月 6 日に小宝島小中学校で実施しております。

山海留学生意見交換会を、7 月 2 日に TV 会議で開催しております。

里親、寮監、校長、教頭のほか、山海留学生支援委員会等受入組織から自治会長等の参加があり、受入組織の活動や留学生の現状、県外の山海留学生における夏休み対応等について意見交換しております。

7 月 8 日には第 2 回村教頭研修会を開催しております。

今年度は新任教頭が 4 人いることもあり、教頭の役割等を中心に研修を行っております。

7月26日、第46回十島村教育研究大会をTV会議で開催、県総合教育センターから5人の講師を招き、リモートによる指導を受けております。

8月2日、学校給食調理員研修会を昨年が続いてTV会議で開催しております。

8月19日、村女性団体研修会をTV会議で開催しております。

当初予定していた県教育委員会社会教育課の講師も、コロナ対策の関係で出席出来なかったことから、各島の現状や問題点について相互に発表・意見交換する場となりました。

互いの良い所を取り入れていこうという機運を醸成する、良い機会になったのではないかと感じております。

文部科学省は、小学6年生と中学3年生を対象にした全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の結果を公表しております。

実施されたのは国語と算数・数学で、本村の両学年の成績については、県平均、全国平均をもとに上回る好成績となっております。

最後に、各課の各種工事関係等の事業進捗状況につきましては、別途資料を配布しておりますのでご確認をお願いします。

以上が6月村議会以降の村政執行等の主だった経過でございます。

今定例村議会には、補正予算案、決算認定、条例改正案、権利の放棄、契約案件、人事案件など合計31件を提案することにしております。

そのほか、協議事項として5項目を申出しております。

各議案並びに協議事項の詳細につきましては、ご審議の際に申し上げることに致します。

議員各位の村政に対するご理解ご協力をよろしくお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

○議長（前田功一君）

これで行政報告は終わりました。

これよりしばらく休憩いたします。

1時50分にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 一般質問

○議長（前田功一君）

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は登壇して行ってください。

第2回目以降の質問は、執行部の答弁は自席から、質問者は、新型コロナウイルス対策として、本議会では自席を質問席としますので、そこで行ってください。

また、質問の持ち時間は1人当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。

それでは、発言を許します。

岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

このたびは十島村の畜産組合について質問させていただきます。

十島村の基幹産業である畜産については、役場とそして各農家と、力を合わせて取り組んで参りまして、基幹産業としての位置づけを確立してきました。

約10年前ですが、この諸事情があつて畜産組合は独立組合として運営してきたわけがありますが、このたび、令和4年3月末をもって解散して、その業務を役場内の部署に引き継いでもらうことになりました。

まず、その経緯をですね、説明していただきたい。

というのは、各農家には、なぜそうなったんだという、確実なというか、確かな情報がまだ十分行っていないと思われます。

村長は、かつて就任の際に、畜産を振興して、千頭規模を十島村で養つてですね、その確立を目指すということを宣言されて、施策としては65万円を応援して、それを超えたものは農家負担としながらも、増頭計画を立てるといふ、大変素晴らしい計画を持って臨んだんですが、実質的には思惑どおりには進行しなかった。

このことについては、誰にも責任はないと思うんですが、このような事態から、ちょっと方向を変えざるを得なくなったということでもあります。

そして、村長のその畜産業に対する将来のビジョンが、幾らかここで揺らいでいると思うんですが、今後以降、これ以降のビジョンはどのようにお持ちなのか。

また、それを役場内の業務に取り込んだメリット、あるいはデメリット、どのようにお考えになっているかお伺いいたします。

畜産組合はこの10年ですね、スタッフの多大な努力、献身的な作業によって、各農家の要望をくみ上げ、現在の私から見るとよきより組合の姿を築き上げてきたものと思つています。

しかし、農家の高齢化、それによる廃業等により、組合数が減少しております。

それによって、組合を維持することが難しいという現状があったわけです。

そして、役場への支援をお願いしたわけですが、基本的にはそれは財政支援であり、出向者等の人員支援をお願いしたはずなんです。

ところがいきなり解散して役場内に部署を移すという方向には、組合員としてはいささか戸惑いを隠し得ません。

なぜかという、過去に組合が独立した経緯のように、役場内での処理業務が飽和状態となり、停滞し、農家に迷惑をかけた、あるいは使途不明金等が出た事件があったことに起因しています。

それをまた、そのような元の形に戻すということは、少し合点がいきません。

新規採用職員を2名採用する予定だと伺っております。

その職員を組合執行の形で、組合を継続しながら、助けることが出来なかったのか。

なぜ、もうそれだったら、来年3月30日をもって解散して、村にその業務を移せと、移せという言い方は悪いですけど、そういうことに事が走っていったのか。

そのところを、説明していただきたい。

第1回の質問はここで終わります。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

まず、1点目の「組合を解散して役場地域振興課内に部署を移すこととした経緯」についてお答えします。

トカラ畜産組合が農事組合法人として平成24年2月1日に設立してから今年で10年目を迎えることとなります。

組合設立から昨年までに畜産農家数は18戸減少し、現在56戸を数える状況になっております。

また、現在の畜産農家の年齢層の実態や畜産組合の事務職員の高齢化、同組合の財政的な問題など、大きな課題に直面しており、これらのことについて、昨年度頃から同組合の組合長から数回に渡り直接相談を受けました。

その中で、先程申し上げました農家数の減少、農家及び事務職員の高齢化、繁殖雌牛の増頭が十分に進んでいない現状など、今、何らかの対策を講じなければ農家から徴収する手数料等負担金の増加など、個々の農家負担を大きくしていかなければ組合は立ちいかなくなる。

また、組合長が島にいることから、事務所に中々出勤出来ない中で、文書決裁はもとよりあらゆる分野で指示・連携が出来ない。

今後もこの状況は変わらないだろうという意見を受けました。

そのようなことから、早期に抜本的な対策を講じなければ数年の内に現在の畜産組合は崩壊してしまうとの切実な思いを訴えられました。

私も、組合長の危機感に全く同感であり、その危機意識を全畜産農家に共有していただき、早期に対策を講ずるべきである。

組合が立ちいかなくなってから相談を受けたのでは、殆ど打つ手がないと感じておりました。

農事組合法人トカラ畜産組合の設立のきっかけは、10年前の会計検査院による指摘の改善のためでもありましたが、その事務改善もなされ、令和2年度から国庫補助事業導入も再開されました。

従いまして、同組合に課せられていた会計検査上の使命は、ほぼ達成されたとの認識から、同組合を解散し、村の業務の一環として取込んだ方が安定して畜産振興が図られるとの判断に至り、組合長にそのような提案をいたしました。

組合長自身はその場で納得していただいたようでしたが、同組合の理事会並びに総会において解散についての説明をし、了承が得られれば進めて欲しいとのことでした。

先日、理事会に続き、総会でも解散について了承が得られたとの報告を受けましたので、村の体制を整える準備に入ったところです。

参考までに、会計検査の問題があつてから、村は大きく2つの対策を取りました。

1つ目は、財政支援で、平成22年9月施行の「畜産団体経営支援交付金交付要綱」に基づきまして、平成23年度の法人設立準備から平成29年度までの7年間に約2,000万円を超える助成を行っております。

もう一つが、人的支援です。

平成26年12月に「十島村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を施行し、平成28年4月から令和元年10月までの3年7カ月間で、職員1名を同組合の事務局長として派遣してきました。

しかし、組合の活性化について、財政的支援、人的支援のどちらもあまり効果的な結果は得られなかったと現時点では感じています。

次に、2点目の「地域振興課内に部署を移すことのメリット、デメリット」についてお答えします。

メリットにつきましては、総体的には先程述べました将来に向けて安定的な畜産振興が図られることとあります。

農家数の減少、農家及び事務員の高齢化など、不安的な要素を抱えたままの運営では、手数料負担を含む様々な農家負担の増加は避けられない状況となります。

また、組合業務を十分に理解し、他の関連業務にも知識のある職員が地域振興課に配置されることで、意思疎通など様々な課題解決を含め、より効率的な畜産振興が図られるものと考えます。

デメリットについては、村としては職員を2名配置するわけですので、人件費を含む経費負担となり、村の直接的財政負担に繋がります。

業務の面におきましては、これまで畜産組合の事務員が行っていたものを本庁職員が

行うことで、今までどおりの流れで業務遂行ができるかどうかという点が心配されます。

ただ、この問題につきましては、引継ぎ期間を十分に確保する上でも6か月程度は必要だと判断し、今月から、事務引継ぎをスタートさせております。

令和4年4月からの正式業務が果たせるように、担当課長には指示しています。

そのためにも畜産組合事務局においては、全組合員の意思を尊重し、正確かつ確実に、そして詳細に事務引継ぎを行うべきと考えます。

次に、3点目の「また元の形に戻すのは不可解である」という点についてお答えいたします。

10年ほど前の会計検査の対象となった事業については、畜産組合が実施した業務と十島村役場として取り組んだ業務の2つに大別されます。

畜産組合が取り組んだ事業には、国の農畜産業振興機構の事業で、県畜産協会を通じて実施された中核肉用牛事業、地域肉用牛振興事業、ヘルパー事業、国の配合飼料供給安定機構の事業で、県経済連を通じて実施した配合飼料価格差補てん金事業がありました。

もう一方は、十島村役場が行政機関として取り組んだ事業は団体営草地開発事業です。

畜産組合の事業は、農家負担金を徴収せず組合が立て替えて加入したり、農家に交付すべき支援金を交付せずに、通帳に保管されたままになっていたことです。

中には、基準年度に対して増頭した分が奨励金として交付されるが、最終的には事業終了の5年後の増減によって精算されるという事業については、毎年、奨励金を交付しなければならない制度になっていることを承知の上で、5年後に返納を求められる農家を案じて、組合長会で5年後に精算支給するという取り決めをしていた案件もありました。

十島村の行った団体営草地開発事業では、例えば交付決定前に伐採業務を開始していたこと、賃金作業の写真撮影は作業中だけでは認められず作業前、作業後の人物の映った集合写真を整備すべきなど、事業執行の方法、事務手続き、事務費の取扱い、作業実施状況の確認方法などの指摘を受けたところです。

これらの指摘を総括しますと、1つ目が農協としての業務と行政としての十島村の業務の区別が曖昧であり、区別して実施すべきであること。

2つ目が、公金の送金方法として基本的には判取制度は認められないということです。

これらについては、十島村にはJAが無いことから、村がJAに代って一部業務を実施していたこと。

当時は金融機関の無い島もあり、農家の利便性を考え、判取制度を行っていたことを説明しておりますが、そのこと自体が理解されなかったところです。

そして、そうであるならば、なおさら誤解を生まないような慎重な取扱いをすべきであるという指導を受けたところです。

そこで、農事組合法人を設立し、組合が行うべき仕事と村の行うべき仕事の区分を明確にしました。

そして、金融機関も4島に簡易郵便局を設置したことにより、判取制度を廃止し今日に

至っているところです。

このような状況にあり、指摘事項はほぼ改善されました。

しかし、十島村に「農協が無い」という事実が変わりは無く、農事組合法人をその地区の農協として認めることは無く、今後も「十島村役場が十島村地域のＪＡ支所」の扱いとなっていることを十分に認識しておくことが必要と思います。

今回の問題は、そのような事務的な問題以上の「畜産そのものが危機に瀕している」問題であり、その解決のために思い切って次のステップに進む必要があるとの考えたこととでございます。

次に、４点目の「新規採用職員を組合出向の形で組合を継続しなかったのはなぜか」という件についてお答えします。

本村については、少ない職員数で数多くの業務をこなす必要があり、多くの業務を経験する中で職員としての資質向上につながると考えております。

仮に、職員を組合に出向するとなった場合、畜産組合の業務だけしかできなくなり、多様化する地方行政の業務経験を積ませることができなくなります。

過去に職員派遣した経験からも実感しております。

そのようなことから、行政の組織の中で組合業務の他の業務にも目を向けながら業務を行うことが職員としての資質向上に繋がることとなります。

また、畜産農家にとりましても、今後、取組みが強化されるであろう「人工知能（ＡＩ）」や「情報通信技術（ＩＣＴ）」等のスマート畜産等を進めて行かなければなりません。

そのためにも組合業務のみ固定化される職員ではなく、指示系統が一元化できる本庁職員の業務にすべきと判断したところです。

○議長（前田功一君）

２番、岩下正行君。

○２番（岩下正行君）

そこで次に気になるのが、今までこの組合として理事を置いて、そして理事会等で物事を決定して、総会に持って行って、事を運んでいたと。

役場にその業務が移されるとですね、そういう組織形態ではなくなると考えます。

でも以前にも、その組合長会議というのはあったわけですね。

そういう形がまだ残るのか、ということ。

それから、現在、農家負担として、売上げに対して何％という、農家負担、要するに運営費を負担しております。

これが役場の配下にその業務が入った場合に、相変わらず農家負担を出すのか。

役場が事務処理するので負担金はありませんよという形になるのか。

そのところはまだ明確にはなされていません。

一部この前の理事会等で、役場との話では、負担金を継続するというような発言を耳にしました。

こうなると、今その負担金の問題がなかなか農家が減って少なくなって、負担率を上げなきゃいけないということがネックになっているわけです。

そうすると、役場の業務に移った場合に、その負担金がどんどん勝手に上げられても困るわけですね。

その扱いは結局、条例か何かで負担率を決めるとか、そういう形になるのか、わかっている範囲で、今後の姿を教えてください。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

1点目のほうの組合解散をした後には、各島の理事というものは当然廃止されるだろうと思いますね。

当然、ただ、各島の現場においては、代表者は決めていただきますよと。

理事ではなくて代表者、その地域をまとめる畜産を取り扱う、理事の方々がその方になるのかもしれませんが、そういう形になるのかと思います。

それから負担金の問題につきましては、現在、今販売額に対しまして 1.5%ですかね。その額はもう維持しますということで、組合長にはその話をしました。

この件につきましては、私が知りえる中では、理事会、あるいは総会の場で組合長は各農家の関係者に説明していると私は承知しているんですけども、先ほど、2番議員の質問だと、聞いてないような雰囲気という言葉だと私は感じるんですけども、そうじゃないんですか。

それで、理事会の中、あるいは総会の中、村との組合長が話しをした内容については理解出来たよと、だから、村として話を進めてくれというのが、たしか7月の中頃じゃなかったかと私は記憶していますが、先ほど岩下議員については、何かもう全く聞いてないような話をここでも私が受けるわけなんですけど、そうじゃないんですか。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

聞いてないということはない。

私も一応理事の1人ですから。

ただ、筆頭理事に対して、役場との交渉はもうしょうがない、一任したわけですね。

一任して、それが、今言った数字の問題とか、そういうもの、ただ、理事会に来たのは、来年の3月31日までに組合を解散して、全てをやらないと、役場を受けないよ、村長は受けないよと。

それで、もう決まりですよ。

それで、もうそっちで走るしかない。

要するに、役場に援助をお願いしたわけだから、倒産会社の哀れ身ですな。

もうお願いしてそこに身柄を預けるわけだから、役場の言いなりに、あるいは役場に協力して、そこに持ってやりましょうというのが、各組合の大方の諦めた返事ですね。

したがってこのパーセンテージがどうなるかっていうのは、こういう話は、実際、理事長1人にも、「えっ？」って言っていましたよ、この前の会議では。

「取るのか？」と。この負担金は。

もし取るとしたら、私の次の心配は、これがもうちょっと上げてくれなきゃ困るとなったときは、役場どういう形でこれを上げていくんですか。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

組合長には、今の現状の負担金で当分は進めさせていただくという話です。

これが将来にわたってそれが担保されるものじゃないだろうと思うんです。

ところが組合長いわく、今のままだと今年度、昨年度からこの話を受けて、相談を受けていますから、つまり令和3年度からは手数料を上げるという話をせざるを得ないという話がまず持ち込んできたんです。

もし仮に村がこの話を、組合長からの申出を受けなければ、多分に、この3年度は、今の1.5を、必ず何らかの形で上げざるを得ないだろうとこれは推測します。

基本的には今の現状のままで、村は当面の間は手数料をいただきますよと。

そして、全面的な形で、村が引き受けることになります。

そうしないと、これは基幹産業として畜産をここまで育ててきている、これからも村の基幹産業には変わりはないだろうということを考えた場合には、これだけは今の体制は維持していくべきだろうと思います。

当然、手数料をもらうということになった場合には村の中で、その条例整備、あるいは要綱整備というものを進めることになるかと思えます。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

わかりました。

金額等については、条例整備ということは、議会に承認を求めて決定されていくという形態をとるということになるわけですね、了解です。

主産業でありながら、こういう状態になっていくっていうのは、先ほども言ったように、高齢化と、農家の減少でしょうがないと思うんですけど、役場がそこまで本音を入れて、本腰を入れて、応援してくれるという体制に持っていくわけですから、ひとつ農家も一致団結、協力して、その体制を万全なものに仕上げ、未来の畜産を育てていきたいなと考えます。終わります。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

岩下議員は今、農家のことのみで今話をされていますけれども、その業務をする、事務体制なんですね。

御承知のとおり今、畜産組合事務職員がいますけれども、かなり年齢が高いんですよ。

そうすると今の経費で、経費で次の人材を入れ替えるときに来てくれる方がいると思われませんか。なかなか厳しいと思うんですよ。

そして高齢化となった場合には、当然、現場の市場で、牛を触ることになると思うんですね。

そうすると、事故のリスクもやっぱり出てくるだろうと思います。

そこら辺を考えた場合に、ある程度、年齢の低い、そしてその人件費もしっかり担保したものでないと、今の畜産組合そのものが、畜産農家もそうなんですけども、事務職体制そのものが完全におかしい方向になっていくだろうと。

これは近々中に出てくるだろうと思うんです。

それで、もし仮に、事故があったときに、畜産組合として、相当なリスクを負うことになってしまうから、そのときにはもうかなりもう手後れの状態だ、状況だと思うんです。

だから組合長は、昨年から再三にわたって、この問題を何とか考えてくれということを懇願してきたのは、そこに原点があるんじゃないかと思うんです。

そして指示系統もなかなか出来ないと、自分は。

たまにここに来るけども、ほとんどわからんと。

だからそこら辺も含めて、総体的にはほかの見直しを考えてくれというような状況だと思うんです。

それからやっぱり我々が心配するのは、地元のほうで農家が育っていないってことなんです。

今の年齢層は、あと 5 年後にはかなりそれからリタイアされていくメンバーが出てくるだろうと思います。

そのときには、今以上に農家の負担っていうのは、今 1.5 かもしれませんけれども、これが場合によっては倍、あるいは 3 倍ぐらい引上げなければ、財政的にそこを賄うことは厳しいだろうと思うんです。

今がその我々が手を入れていくべきじゃないかと思っています。

農家からも、組合長からもよく言われるのは、自分の引継ぎだけはしっかりと、引き継いだ後に、4 月以降に、ことがないようにしてほしいという話がありましたので、一応緊急時に採用しようとするその職員は、村の職員として組合のほうに仕事をさせようと思うんです。

この 6 か月間、5 か月間、6 か月間一緒になって、決算から全て、今、農協業務をやっ

ているものまで含めて、一緒になってさせようと思います。

そして、来年の4月からも、今いる事務員がいなくても、1人でひとり立ちできるような形のものにしていくべきだろうということで、担当課長にもその旨指示を出していますので、その方向で進むことになると思います。

○議長（前田功一君）

これで岩下正行君の一般質問を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

2時半にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂元勇君の一般質問を行います。

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

一年延期された東京オリンピック・パラリンピックも終わり、専ら国内のニュースは新型コロナウイルスと政局の話題で持ちきりとなっています。

以前は高齢者にばかり目が行っていた新型コロナウイルスは、変異を繰り返し、最近では行動力のある若年層に広がり問題となっています。

行事の多い2学期が始まった学校での対策もますます重要となってきます。

緊急事態宣言拡大による経済損失は、東京五輪の経済効果の1.3倍に達すると試算されています。

ワクチン接種で先行した欧米との経済格差は広がるばかりのようです。

更に、大都市や中都市に比べて、小都市の状況は厳しくなっていて、人口が少ない地方において、人や物の交流を抑制せざるを得ない状況の中では、限界があるという言わざるを得ません。

ワクチン接種で何かが変わる期待感を持ちつつ、出口を探している状況です。

本村においては、様々な事業の中止や縮小を余儀なくされてきましたが、コロナ前と後とで何がどう変化したのかをよく検証し、来年度の予算編成に向けた戦略的な対策を講じる必要があります。

そこで、通告書にしたがって、4つの質問をいたします。

まず1点目に、2020年1月に国内初の新型コロナウイルス感染症が確認されてから、これまでの本村での経済損失の内訳と経緯を示していただきたい。

2点目に、新型コロナ対策支援制度には、個人向けであったり、個人事業主や企業向けであったり様々です。

これまでに、本村に交付されたコロナ対策交付金の総額と、その用途を明確にお示しく下さい。

更に今後の予定を伺います。

3点目に、「十島村新型コロナウイルス感染症対策本部」から警戒レベルと行動指針が示されました。

そこで、例えばフェリーの定員 120 名制限をどのレベルで解除するのか等の各レベルでのもう少し具体的な行動指針を示していただきたい。

最後の4点目の質問です。

政府は、ワクチン接種の進展に合わせ、10月以降、段階的に行動制限を緩和する方針を固めました。

そこには、ワクチン・検査パッケージの活用のワードが出てきます。

そこで、これからもコロナと共存しなければならない中において、人や物の交流が制限されている現在のコロナショックの状況から立ち直るべく、十島村の今後の政策等のビジョンを示していただきたい。以上で、一回目の質問を終わります。

○村長（肥後正司君）

「新型コロナウイルス感染症が確認されてからのこれまでの村の経済損失の内訳と経緯について説明いたします。

コロナの影響によるものなのか、その他の要因なのかを判別することがなかなか難しい面もありますけれども、損失につきましては、売上高から諸経費を除いたものを比較すべきですが、諸経費が把握出来ないことから、単純に売上高で比較しております。

また、経済損失となると、その売上高が減少したことが要因で、他の分野に波及した損失も含まれることとなりますが、そのような分析は出来ないことから、単純に売上高の比較で説明します。

なお、比較する基準年次を令和元年としまして、令和2年次と令和3年1月から7月までの売上高で説明いたします。

まず、観光業については、令和2年4月6日付で各民宿等に観光客等の受け入れ自粛を要請しております。

民宿につきましては、工事業者等を除く村営定期船に乗船された観光客数を基に算定しておりまして、約3,700人を超える減で、金額としまして3,400万円程度の損失と推計しています。

また温泉施設、キャンプ場につきましても、観光客等の受け入れ自粛の影響を受けており、指定管理者の決算書及び聞き取り等から推計しますと、温泉施設で60万円程度、キャンプ場で35万円程度、高速観光船ななしま2の関係で580万円程度の損失と推計しております。

水産業関係については、観光客等の自粛要請によりまして、遊漁船業とダイビングサービス業については、令和2年から現在までまったく実績がないことからして、遊漁船業で2,100万円程度、ダイビングサービス業で1,300万円程度の損失と推計しております。

なお、鮮魚等につきましては、令和2年次は元年次に対して、総水揚高が240万程度増加しており、それほど影響は受けていない状況にあります。

ただ、魚種ごとに単価の増減もありまして、ホタやタルメ等の高級魚については、3割から4割程度キロ単価が下落しているという状況が見えています。

次に、畜産業の子牛価格については、令和元年と比較して、令和2年では平均価格で約8万3千円、売上高で約4,600万円、令和3年は平均価格で約9千円、売上高で約950万円値下がりしております。

これは全てがコロナの影響というわけではないわけでしょうけれども、営業時間短縮などにより外食産業等での消費が落ち込んだことが少なからず影響を受けていると思います。

農林業については、タケノコを除きまして、NPOへの出荷が中心となっており、出荷量はそれほど多くないことから、大きな影響はないのではないかと考えられます。

タケノコにつきましては、飲食店での取扱いが減っていることが影響していると考えられまして、令和元年と比較して令和2年はキロ単価で311円の値下がり、令和3年につきましては170円近く値下がりしております。総体で200万円程度の損失と推計しています。

それから、その他、農業生産物の関係におきましては、トカライインターフェイスは年間で約1千万円程度の売上げがあるわけなんですけれども、コロナ後につきましては約50万円程度売り上げが落ち込んでいる状況です。

その他の商業施設につきましては、共同売店におきまして、聞き取り調査の中で、コロナ後に口之島と宝島の共同売店で、それぞれ800万円程度の損失となっているようですが、これが単純にコロナというわけではなくて、個人での直接の取引が増えてきているということと、もう一つは両地区とも人口が減少しているということが影響もあるのかなということを受けています。

それから、個人商店については、聞き取りではそれほど影響を受けていないという状況のようです。

それから製塩業においては、80万円程度の損失と推計しております。

その他の加工品等に携わる団体・個人については、1社においてコロナの影響並びにトビウオを扱う業者においては、不漁というようなこともありまして、全体的で250万円程度損失という推計でとらえています。

ただいまの説明の総額で1億5,000万円を超える売上げ減少が推計されるという状況になるかと思っております。

それから、フェリーとしま2の乗客等に関しまして、コロナの関係で、旅客定員を調整

しているわけなんですけれども、これもコロナ前の1年間の輸送実績を基準として、令和2年1月から令和3年7月までの実績で申し上げますと、旅客につきましては、累計で1万4000人近く減少、金額にしまして9,500万円に近い減額となっております。

コロナ前と比較しますと、約3割から4割減となっているところです。

それから、航送車両につきましては、360台を超える減になりまして、金額では520万円近い減額となっております。

それから貨物につきましては、累計で約1,800トン近い減になっており、金額では800万円程度の減額となっております。

それから手荷物につきましては380万円程度の減少、小荷物では、23万円程度減少しているわけなんですけれども、この手荷物につきましては、遊漁関係の関係者が全く入ってきていないということからしまして、釣竿やクーラーボックスの輸送量が減少したということで、このような減少額となっております。

したがって、船舶関係、フェリーとしま関係では、1億1,200万円を超える減額となっております。

次に、「コロナ対策交付金の関係」についてお答えします。

令和2年度につきましては、定額給付金やワクチン接種も含めまして、総額で163,210,000円を受け入れておりますが、定額給付金の残額としまして7,900,000円を超える返納をいたしまして、差し引いて155,300,000円程度の受入れとなっております。

これに加えまして、地方創生臨時交付金とワクチン接種体制確保事業交付金で、18,289,000円余りを令和3年度に繰越して、更に本年度予算で関連する交付金が57,482,000円が追加されますので、この2年間では総額で231,000,000円余りの交付額を見込んでいます。

その用途につきましては、山海留学生や移住者等の移入前の留め置きや帰省の自粛要請など、村外との移出入対策に2,654,000円あまり。

定期船や庁舎のオゾン空気洗浄機やパーテーションなど飛沫・換気対策に12,077,000円あまり。

人との接触を削減する対策としまして、非接触型体温計やサーマルカメラ、テレワーク用パソコン及び牛の超音波診断器の購入に14,472,000円あまり。

パルスオキシメーターや電子血圧計の購入及びインフルエンザの予防接種に係る医療対策で1,937,000円あまり。

観光客の受入れ自粛や経済低迷に伴う生活支援・経済対策で38,544,000円あまり。

避難時の対策としまして、非常用持出袋や簡易テント、スポットクーラーなどの費用で7,643,000円あまり。

それから昨年9月の島外避難に要した経費としまして、2,673,000円あまりを支出しています。

また、特別定額給付金では、392世帯に対して67,100,000円を支給しております。

それから、ひとり親世帯臨時特別給付金では16世帯に1,040,000円。

子育て世帯臨時特別給付金では、延べ83世帯に3,630,000円程度を給付しています。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、14,553,000円あまり。

それから新型コロナウイルス対応学校対策事業では、サーキュレーターや体温検知カメラ等の購入関係等で5,550,000円あまり。

疾病予防対策事業では、PCR検査の委託及び助成で1,705,000千円あまりを支出しています。

次に、現在今予算措置をしているもので進行しているもの、それから今後予定している対策といたしまして、山海留学生の夏休みなどの帰省自粛及びデジタル化に伴う電子申請を促進するための押印義務の廃止関係で5,000,000円あまり。

飛沫、換気対策を更に充実させるために、コミセン等のパーテーションや庁舎のハンドドライヤー設置等で2,130,000円あまり。

経済対策・生活支援事業で、観光客の来島自粛及び市場価格の低迷のあおりを受けている産業関係者に18,900,000円あまり。

その他、備品備蓄用のコンテナの設置費用に2,770,000円あまりを支出しているところです。

次に3点目の、「フェリーの定員120名制限の解除など警戒レベルと各レベルでの具体的な行動指針」について説明いたします。

警戒レベルについては、昨年4月に策定しました「新型コロナウイルス感染症対策行動指針」の発生の段階で「国内発生期・県内発生期・村内発生期・村内感染期・小康期」の5つに分類して、各段階における対策を定めております。

その対策を具体的に示したものが「新型コロナウイルス感染症警戒レベルと行動指針」となりますが、行動指針の基本的な対策として、警戒レベルにかかわらず、「マスク着用・手指消毒や三密を避ける・こまめな換気」などの感染対策の徹底を求めているところです。

まず、警戒レベル1につきましては、村内に感染者はなく、国内で感染者が発生した段階で、村民、関係機関等へ感染防止対策の徹底を要請。

警戒レベル2につきましては、村内に感染者はなく、県内で感染者が発生した段階で、定期船「フェリーとしま2」の船内の密を防ぐ感染対策として、定員を120名に削減して、感染地域及び近隣市町村からの不要不急の来島の自粛を要請。

警戒レベル3につきましては、村内に感染者はなく、近隣市町村で感染者が発生した段階で、やむを得ない事情による来島者にPCR検査を要請。

村民に対し、島内の不要不急の外出の自粛を要請し、5人以上での集会や飲食などの自粛を求める。

また、村外への不要不急の移動も自粛を要請し、やむを得ない事情による場合は、帰島前のPCR検査を求める。

現在の村の状況は、警戒レベル3の段階と位置付けております。

警戒レベル4につきましては、村内で感染者を確認、発生は散発的な段階で、村民の島内・村外への外出・移動の自粛を要請し、島外者に対しても来島の自粛を要請。

警戒レベル5につきましては、村内で感染者が増加・急増、村内の広範囲でクラスター感染が発生した段階で、独自の緊急事態宣言の発動も想定。

この段階では、村民へ島内での外出、村外への移動の自粛を強く要請するとともに、村外者へも来島の自粛を強く要請することになります。

村営定期船の120名制限の解除については、警戒レベル2の段階で実施しますので、近隣の市町村での感染が収まり、国内・県内の感染状況を見ながら判断することになるかと思えます。

また、政府におきましては、本年11月頃を目途にワクチン接種証明やPCR検査等の陰性証明書による社会経済の行動制限緩和措置を実施する方向の基本方針を示しております。

ただ、医療関係者からは慎重意見もあり、どのような行動制限が緩和されるのか、現時点でははっきりしていないところです。

その基準等も参考にしながら「定期船の乗船制限」を見直すことが出来るのかを検討することになるものと思えます。

仮に、緩和する方向となった場合には、観光客や釣り客、ダイビング関係者等の受入れ対策や村の交流イベント事業でありますトカラマラソンや、島めぐりツアー等の再開も検討することになります。

一方で、本村の医療体制の脆弱さの実態も最大限に判断しなければならないこととなります。

次に、「コロナショックの状況から立ち直るべく十島村の今後の政策等のビジョンを示せ」という件についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策の基本については、「自分が感染しない」、「他人に感染させない」ことであり、そのための大原則が「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」の、いわゆる3密を避けることとなっています。

この3密を避けるための具体策としまして、旅行や業務を問わず人の移動を制限する、5人以上での会食を避ける、飲食店の営業時間短縮の実施、各種イベントの開催中止、各種施設の閉鎖、公共交通機関での移動を避ける、定員の削減、出勤を極力避けるテレワークの奨励、時差出勤、テレビ会議等が要請され、取り組まれてきたところです。

このコロナ禍の長期に渡る数々の制限の中で、それぞれ、それらに対応するために日頃の生活様式、仕事の形態も変化させてきています。

それらのいくつかは、コロナが終息した後もそれ以前に戻ることなく定着していくもの、中には更にその次の段階に進んでいくものもあると考えられます。

例えば、仕事におけるテレワーク、オンライン会議、あるいはワーケーションなどがそ

のようなことが考えられます。

コロナ禍で何を感じたかということについては「人とのつながりをより大切に感じる」という声を聞きます。

人と直接接する機会が減少したことから「新たな出会いや人とのつながり」に、より高い価値を見出している方々が多いという状況があります。

今の十島村の周辺環境を見てみますと、今年度中には超高速のブロードバンド網が整備され、本土並みのサービスが提供されます。

また、令和3年7月26日に、奄美大島、徳之島、沖縄島の一部が、世界自然遺産に登録されました。

この2つの事項と先程の「人とのつながりをより大切に感じる」ことを、今後の政策ビジョンの柱に据えていくことも重要だと感じております。

具体的には、ホームページやインスタグラム、フェイスブックなど、SNSを積極的に活用しながら観光客等と呼込み、移住者の募集及び移住イベントへの積極的な参加、オンラインによる移住イベントの開催、友好島民の人材バンク登録制度を立ち上げなど、関係人口の拡大を図る。

「新たな働き方」として、地方で働くことを希望している方が増加しており、企業等で働いている人材を呼び込むためのテレワーク移住の推進やワーケーション支援策の事業展開、市場価格に影響を受けない個人等に向けたネット販売の促進などが考えられると思っております。

また、世界遺産の関連では、奄美や屋久島と結ぶ観光ルートの内在性の検討等、それらと並行して、村の自然について単に素晴らしいと言うだけではなく、村指定あるいは国指定の文化財、天然記念物への登録を進め、村内資源の価値を高め、多くの人を呼び込むことが求められることになろうかと思えます。

コロナ終息後、全てがコロナ前に戻ることは考えられず、このようにコロナ禍で経験した事柄を念頭に、新たな事業を展開を行っていかねばならないと考えております。

当面におきましては、国、県などが実施する経済対策等を見極めながら、村民の意見も交えて独自の施策を取り組み進めることが重要だと考えています。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

一点目の質問なんですけど、村内の各業種別に売り上げを今答弁いただいたところなんですけれども、一番大きいのが数字上で言えば民宿業だと思います。

ただ、民宿の場合は、観光での算定だったので、工事関係の公共事業関係の工事業者等で、多分実質はそこまではないのかなと感じております。

あと、気になったところがですね、その水産業とかダイビングが、数字がかなり大きいなと感じたんですが、そういう業種の方、それを生業にされている方は、その代わりには

こういった仕事をされていたんでしょうか、伺います。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今議員が言われましたように、民宿関係はですね、確かに観光客は落ち込んでいます。ただ、業者関係で、ほとんど我々が、職員もそうなんですが、宿を予約する中ではほとんど空いていないという実態ですので、あまりさほど我々が思っているほど経済算出はないんじゃないかなと推測します。

ただ、いずれにしましても、民宿関係に聞き取りをする中では、「いや、落ち込んでいるんだ」と、というようなことにつきましては、我々もそこはまた尊重するという方向にあるべきなのかなと思っています。

質問の釣り客並びにダイビング関係につきましては、専門とした形でやっていない感じがするんですね。

例えばある地区の方は、民宿と釣り客、民宿とダイビング関係というかたちでやっているような感じがしますので、その数字だけでは釣り客も相当減少になっているんですが、その方の切り替えの中で、別の業に飛び込むことによって、その別の業に取り組んだものの収入増になっているという話は聞きます。

その方の一例ですけれども、ほかの方はそれに同じなのかは、そうでないのかもしれませんが、いずれにしても、釣り客、ダイビング、特にダイビング関係では、経済損失というよりも、今まで来ていた方との、十島村との繋がりがですね、今後益々その元通りに戻るのかということをやっぱり気にするわけですね。

今そういう取り組みをやられている方も、早く受け入れ態勢を村としても解消してほしいという声はあるんですが、なかなか今の状況からすると、村としても元に戻すというのはなかなか厳しいのかなという気がします。

先ほど来申し上げます通り、国が何らかの対策を示すことになるでしょう。

ところが、村がそれにその対策項目の中に、すべて当てはまるのか、あるいは一部当てはまっていくのかというのは、かなり慎重な判断が求められるのかなという気がします。

しかし、あまりそっこのほうだけに集中してしまうと、村のこれまで築いてきたそういう業として生活しようとして人たちがなかなか今後伸びづらくなっていくということもありますので、かなり慎重な判断が求められることになるのかなと思っています。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

冒頭で村長が言われました、今回のこの数字は、コロナの影響によるものかというのははっきりはしないということで、その通りだと思うんですが、フェリーに関しては、120名制限の影響だと思います。

または、畜産関係なんですが、オリンピック前から1年延期されましたけれども、オリンピックまでは高値で、そのあとは下がるだろうと、ずっと以前から言われていました。

今のところは、微減のようなんですが、今後その枝肉の価格が上がるとすれば、飲食店が通常営業に戻り、観光業が動き出せば、ある程度は戻すのかなと思うんですが、その辺りは畜産関係の見通しというのは、何か情報が入っていますでしょうか。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

基本的には、居酒屋関係、それから飲食関係ですね、そういう関係団体がフルオープンしないと、なかなか戻らないのかなと思うんですね。

今は確かに自宅職が増えてきているということで、スーパー等では、かなり庶民受けするような価格のものが、販売増がよく言われております。

ところが、高級魚といわれるようなものが、かなり落ち込んでいるというのがありますので、そこら付近が、子牛を購入する関係者がその価格を抑えた状態で、今の状況になってきているんじゃないかと思うんです。

その先ほど触れましたとおり、国がこの行動制限を示す、その中で、例えば飲食店についても、一定の条件を満たせば解禁するという動きが、この11月以降、年明け位から見えてきた段階で、そういう落ち込んでいる高級な牛肉等が値が上がっていくという方向になるんじゃないかと思っています。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

次に移ります。

コロナ対策交付金なんですが、先週でしたかね、第5次交付金ということで、村独自の交付金がやってきたところなんですけど、あれは、その算定基準はどのようになっているのか。

例えば民宿とかでも、他の民宿との差があったりとか、いろいろあるんですけど、その算定基準を示していただきたい。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

お答えさせていただきます。

民宿で28件助成することになっておりますけれども、基本額は20万円で設定をしておりますけれども、次の5項目に該当する場合は、それぞれ20%ずつ減額をするということにしております。

まず、一つ目が、廃棄物処理手数料の減免を受けている方は20%減。

それから病気等一時休業されている方は20%減。

それから、素泊まりのみ受け入れている方についても、20%減。

それから平成31年と令和3年3月から4月の売り上げが増加している、これについても20%減。

それから、宿泊者数の調査票の提出がないところは20%減ということで、この5項目が該当するところがそれぞれ20%ずつ減をしていくということでしております。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

宿泊者の調査あるいは観光の調査ですよ、観光の受け入れ。

ということは、去年から、24年からずっと、観光受け入れしていないので、どこもゼロで上がってくるんじゃないでしょうか。

それに該当したところもありますか。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

その観光の調査については、観光統計の調査というのは数年前から多分なくなってきてはいると思うんですけども、こちらのほうから31年がどれぐらいあった、それから令和3年がどれぐらいあったということで、多分調査をしていると思うんですけども、それらのちょっと報告がなかったと、報告がないところという意味でございます。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

村独自の給付金を何回か実施しているんですが、そうやって給付金を出した後に、各業界にその額で足りているのか、全然まだまだなのか、そういった聞き取りのようなものはされているのか伺います。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

全然足りていないと思うんですね。

例えば、一点目で質問のありましたダイビング関係、釣り客の関係者につきましては、ほとんどゼロ収入になっていますから、彼らの収入というのは先ほど説明の通り相当な金額なんです。

それに見合うようなものを村が出したかと言ったら、とても出せる状況じゃないです。

村が出している金額につきましては、国から示されました地方税臨時交付金の中を、その経済部分、それから医療部分、あと感染対策部分ということで、いろいろな分野で区分

けたかたちで、その中からその財源でその配分するということになりますので、大きな経済損失を受けている関係者に、それを補填するというようなことじゃないと思うんです。

そういうことからしまして、そのもらっている、経済交付金として、経済支援金としてもらっている関係者については、「もう少し欲しいのに、まだまだ足りないのに」、という声は、多分にあるだろうと思います。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

当然そのとおり、いくらでも希望通り出せる額じゃないと思います。

それは仕方ないことかなと思うんですが、今後ともその辺は実態調査をして、ぜひ効果的な給付金を配布していただければと願います。

3点目です。

コロナウイルス感染症警戒レベル行動指針についてですが、ここに今年の表をもってきているんですが、警戒レベル2と警戒レベル3で、どちらも村内の感染者なしと。

ただ警戒レベル2の場合は、県内で感染者が発生した段階、3は近隣の市町村で発生した段階と。

この近隣の市町村というのは、どこを指すんでしょうか。

それとあと、何名ぐらい感染者が出れば、発生すれば適用されるのでしょうか。伺います。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

警戒レベルでの村内の感染はなく、近隣の市町村で感染者が発生した段階と、この段階というのは、定期船が寄港する鹿児島市、それから奄美大島、また遊漁船とか利用される屋久島とか種子島ですね、こういう直接人の出入りができる市町村、間接的にですね、そういうところで感染者が発生した場合、村内への感染リスクが高まるということで、警戒レベル3は近隣市町村で感染者が発生した場合としております。

ただ、何人という基準は設けていないわけなんですけれども、ただ近隣市町村、特に鹿児島市、奄美大島では、毎日連日のように10名を超す感染者が発生しております。

そういう状態になった場合、やはり村内への感染リスクが非常に高くなったということで、警戒レベル3というかたちにもっていくという判断でございます。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

村長の答弁の中で、フェリーの12名制限は警戒レベル2で行うと。

今後、そのワクチン接種証明書、もしくは PCR 検査証明書があれば、解除する方向も考えられるということなのですが、多分、こんな感じでコロナは減ったり増えたりしていくんだと思うんですが、その都度警戒レベルが下がったら解除して、また警戒レベルが上がればまた制限すると。

政府の考え方は、最近では、新規感染者数ではなくて、重傷者、医療現場のひっ迫具合で判断するという方向でもっていくというような考えのようなんですが、よく業者さんの声を聴くとですね、今回の PCR 検査で、島に入るのに、今回 30 万かかったとか、検査代ですね。

一回入ったらなかなかそう頻繁に入らない業者さんは良いんですが、頻繁に島に移らないといけない方は、かなり負担になっているようです。

不要不急で島に入らないで下さいと説明しても、「いや、不要不急じゃないです。」と、必ず必要な仕事です。」ということで、入ってこられるわけですが、私たちからすると、フェリーが 120 名制限していることによって、快適なんですよ、非常に、隣が開いているということでは、非常に快適です。

ただ、女性専用車を利用している方に言わせると、指定寝台は下のベッドしか使わないのに、女性専用の部屋は満杯にすると。

上のベッドも使うということで、そこらへんは何か矛盾しているのかなと思うんですが、空いている部屋があるように見受けられるんですよ。でもそこをなぜか使わないと。

換気の問題なのか、何なのか、そのへんはそういった声が耳に入っているか伺います。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

現在の 7 番議員の問合せですけれども、こちらのほうまでその女性専用の部屋が満杯になっていて、クレームが来ているということは聞いていないところでございます。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

確かにですね、今議員が言われるように、二段ベッドとなっている指定寝台については、上段のほうは今販売を止めているんですね。

これは、沖縄航路も奄美航路も夜間走る船舶はそのような形をとっているみたいです。

今言われる女性専用のところの販売を今やっているんですが、当初の考え方では、そんなに女性はあまり乗らないだろうということの中で、そういう運用をしたかと思うんです。

それが今正しい状況かということは、今村がやっているその感染、この密対策、そういうことを考えた場合には、余りよろしくないのかなと思いますね。

そういう今課長が言うように、そういう声がですね、もし聞こえてくるのであれば、上

段も販売せずに、下のほうの枠を埋まった場合には、ほかの大部屋に入ってもらおうという
ような形のものも今後考えられるんじゃないかと思うんです。

我々がまず考えないかんのは、十島の船というのは夜出航します。

23時に出まして、口之島に6時間かけて、この間寝ている時間帯ですね。

そうすると、その間にマスクをしているかということを知った場合には、していないみ
たいなんです。

皆さん、寝るときにはマスクを外している。

そうすると、何らかの形で、くしゃみが出たり、あるいはそういうもので、このエアロ
ゾルがやっぱり出てしまう可能性がありますよね。

そうしたときに、その対策というのはなかなかですね、今、国が社会経済活動を動かそ
うと、ある程度そのPCR検査で、その陽性が陰性の証明がとれました。

あるいはワクチンの接種を2回していますというようなものは、その条件をクリアす
るかもしれませんが、マスクもそしたら着用しますよというようなことまで取り
組んでいかないとですね、なかなか国が示す基準の中で、この6時間寝ている間に、船内
で、下手にすれば、このクラスターみたいなものが起きたときには取り返しのつかないこ
とになってしまって、船を止めるという方向になってしまいますのでですね、物凄、こ
う、感染症の対策を専門に扱う専門家にも、やっぱり意見を求めながらですね、判断して
いくことになるんじゃないかなって気がするんです。

これかなりやっぱり、慎重に取り組むべきなのかなって気がするんです。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

最後の4点目ですが、人や物の交流が制限されているということで、列島マラソンや
ボゼツアー、婚活ツアー、または農業ボランティアも長いこと島に入っておりません。

ここで、私が気になるのは、確かに水際対策ということもありますし、感染者を絶対十
島に入れないということで、大事なことです。

ただやはり観光客は、交流人口ということでなんです、そのほかの以前から言われて
いる関係人口の方が非常に重要だと思います。

列島マラソンとかボゼツアーもそうですが、十島村が好きで、何回も通っていただい
ている、そういう方は、もう何らかの形で、やはり移住はしなくても、その地域にかなり
かかわりを持ってくれます。

特産品を買っていただいたり、ふるさと納税に協力していただいたり、やはりそうい
うのを考えても、できるだけですね、条件をクリアすれば、ということになりますけれど、
できるだけ、解除して動き出す方向に来年度は向かっていただければと思います。

また村長の答弁でもありましたけど、テレワークですね。

最近は大企業でも、地方創生にかなり参入してきているということで、地方に住んでい

ても、テレワークで仕事ができるとかいうことで、十島村も、超高速ブロードバンドの環境が整います。

そうなれば、そういった呼び込みもぜひ積極的に行っていただいて、来年度はもう少し、今年よりは、もっといい年になるようにしていただきたいと要望します。以上です。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今議員が言われますように、この関係人口というのは、もう村としてもですね、やっぱり、こう、本腰を入れて取り組むべきだと思うんですね。

コロナ禍によって、自分の籍は大都市、東京大阪にあるけども、離島、地方とつながりたいという人がかなり都市部のほうにいるということを知っていますね。

今回、村として協議会の中で、このテレワーク移譲の制度というものを、議会のほうも示そうとしています。

来年の、これが今回認められるようであれば、来年の4月から、要綱を整備した形で、受入れ体制を進めようと思っています。

そういうのも一つのきっかけになるんじゃないかと思っています。

村が友好島民制度のものを、それを最終的に、関係人口のほうにシフト替えしようということで、地域振興課のほうで、その制度を取組を進めております。

そうすることによって、村との何らかの繋がりが出来てきて、最終的には定住人口に向けた方向で進めることになるのかなと思っていますので、これは積極的に進めるべきだろうと思います。

それから先ほどの定期船の120枠にも関連するわけですが、国のほうが今、社会経済活動の動きを進める中で、外からのそういう条件を満たした者についてはですね、当然マスクは着用してもらうということが当然義務づけになって、義務として、受け入れる方向になるわけだと思いますが、120枠の中で、観光客であったり、あるいはその釣り客であったり、ダイビングをする方であったりというのは、少しずつ受入れていくということはやっぱりやっていくべきじゃないかと思うんです。

その中で、村が目指そうとしている、これまで取り組んできました交流人口対策である、列島マラソン、あるいは悪石島のボゼツアーの関係、あるいはその島めぐりツアーの関係者をどの程度受け入れることができるかということは、もう少し十分な検討が必要になってくんじゃないかという気がします。

少なからず、今、ワクチン接種が2回、村民の中では約9割を超える方が接種してきました。

都市部のほうでも、ここ近辺でもかなり進行してきている。

3回目の接種をまたさらに国のほうは進めようとしている中で、かなりこれが来年の春ごろだった場合には、その感染者が抑えられる方向になっていくんじゃないかという気

がしますので、それに向けた形で、なんらかのことで、村の新年度では、4年度予算の中では、少しずつそういう方向を持っていくべきなのかなという気がします。

○議長（前田功一君）

これで坂元勇君の一般質問を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

3時35分にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日高助廣君の一般質問を行います。

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

本定例会におきまして、通告のとおり「日本復帰事業」について及び「本村の関係者の戦没者遺骨収集」について伺います。

冒頭、コロナウイルスのデルタ株が世界中に猛威をふるい、医療現場、医療従事者は大きな負担を強いられ、日本経済も低迷し、先行き不透明な状況にあります。

村内においても、長期間の自粛生活、交流人口の減少等により、経済、自治会活動、住民の日常生活等に多くの影響が見受けられます。

当面の間においては、コロナ対策を行い、次のステップであるアフターコロナを見据えた、本村独自の経済活性化、村民の生活の安定、以前の日常生活の回復等のビジョン作成が重要課題であることを提言いたしておきます。

それでは、質問に入ります。

本年8月15日で76年目の終戦記念日を迎えました。

終戦後、長い年月が過ぎ、戦争の体験と記憶の風化が危ぶまれているところではありますが、今日の平和と凄まじい戦後復興、反映があるのも、多くの戦没者の犠牲によって築かれていることを忘れず、私たちは平和の尊さを後世に継承していく使命があると考えます。

本村においても、先の大戦後、昭和21年2月2日（2.2分離宣言）のもと、北緯30度を境に、現三島村と分断をされ、米占領軍、沖縄海軍、軍政府の管理下に置かれ、昭和27年2月4日に返還されるまでの6年間、日本本土と分離をされ、戦後復興の停滞を招いた歴史があります。

戦中戦後の困難の中、必死に激動の時代を生き抜き、今日の十島村を構築して頂いた多

くの先輩方、お亡くなりになられた先人の方々に、改めまして感謝の意を申し上げます。

村においても、十年周期で祈念式典を開催し、本村復興の礎としていることは事実ですが、戦争体験者、占領下時代を生き抜き、本村復興のため、尽力された方々も減少、高齢化し、戦争が時代の流れの中で風化していくような傾向にあり、私は、本村の歴史が時代の流れの中に埋没されてはいけないと思い、今回の質問に至っております。

本村の「日本復帰事業」は、当時を知りえる方々は 80 歳以上であり、今後 10 年が最も重要な時期であると考えられます。

令和 3 年度開催予定の「日本復帰 70 周年事業」もコロナウイルス蔓延のため、来年 2 月 10 日に規模を縮小し、開催されることに決定しています。

戦争、日本復帰当時の体験者の高齢化に合わせた復帰事業の今後のあり方について、今一度検討する必要があります。

合わせて貴重な戦中、戦後の聞き取り調査、体験者に代わり次世代に継承していく「語り部」の育成も今後の課題ではありますが、村長の見解を伺います。

次に、本村関係者の戦没者遺骨収集について伺います。

先の大戦により、310 万の尊い命が犠牲となっています。

国の責務において、厚生労働省では、戦没者遺骨収集事業を実施しています。

本村関係者の遺族の方々においても、戦後 76 年が過ぎても、遺骨が返還されない事例があるように伺っています。

遺骨の返還がなされていない遺族の方々にとって、未だ戦争は終わっていないのです。

国の遺骨収集事業により、本村関係者の遺骨が返還をされた事実があるか伺います。

厚労省は「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に従い、令和 6 年度までを重点期間として、海外において遺骨収集事業を行なうといたしており、身元特定のための DNA 鑑定を実施し、遺族への引き渡しを行っています。

本村関係者の戦没者の実態把握、関係機関への情報の提供、連携はなされているか伺います。

遺骨収集事業は、国の事業ではありますが、遺族の思いを察し、又、遺族の高齢化に配慮し、遺骨が可能な限り早期に返還をされることを要請し、一回目の質問を終わります。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

まず、1 点目の日本復帰事業の在り方を検討する必要があるという件についてお答えします。

日本復帰記念事業につきましては、これまでに平成 13 年開催の 50 周年事業と平成 23 年開催の 60 周年事業の 2 回実施しております。

何れもその目的の趣旨としては「先人の功績を称えとともに、次世代にその歴史と思いを繋げていくこと」であり、今年度予定しています 70 周年事業につきましても同様で

考えております。

以後開催される場合もそのような目的になるものと思っております。

これまでの2回の内容を見てもと、50周年事業は、平成13年10月28日に中之島開発センターに、村民375人、村外者121人等、約500人を集めて開催しています。

内容につきましては、記念碑除幕、記録ビデオ放映、功労者表彰、記念講演、写真展、基調講演、住民代表と地域づくり団体等のパネルディスカッション・フォーラム、交流会、花火大会、各島芸能披露等の3部構成で実施しております。

また、60周年事業は、平成23年11月3日に鹿児島市のジェイドガーデンパレスで開催しておりますが、参加者は記念式典に村民139人、その他、来賓、職員など総勢337人、その後の交流会では、トカラふるさと会との合同の開催もあり、約500人の参加となっております。

内容は、功労者表彰、スライドショー、フォーラムにおきましては「財政面から見る復帰後のトカラ」、「金十丸奪還」、「北緯30度線・日本軍の基地」というタイトルで講演いただき、また、講演者と各島地域づくり代表者によるパネルディスカッションを行っております。

交流会では各島及び職員等による芸能披露。

後日、各島で記念植樹と記念撮影を行い、それらの様子を掲載した記念誌を制作しています。

本年度開催予定の70周年事業につきましては、当初、鹿児島市内のホテルでの開催を目指し、住民代表、議会、ふるさと会、執行部からなる検討委員会を4回開催して進めてきましたが、コロナ感染防止の観点から極小規模として本庁にて開催することとしたところ です。

内容は、議員も委員として参加し、ご承知のところですが、来年2月10日に記念式典として記念碑除幕、功労者表彰、優秀作文披露、映像上映を行い、2月13日頃に記念植樹、記念撮影をしていただく予定で、さらには記録誌の制作も行う予定としています。

参考までに、平成25年に開催されました奄美市の奄美群島復帰60周年事業の式典内容につきましては、式典自体はほぼ同様の内容でしたが、当時を知る語り部の講演や、日本復帰運動の中心となった名瀬小学校校庭に灯籠を持ち寄り、日の丸の旗を振り、提灯行列で街を練り歩いたとあります。

また、名瀬市市制50周年の平成8年に12月25日を「日本復帰記念の日」に制定し、毎年同日に市と民間団体からなる実行委員会で「日本復帰記念の日のつどい」を開催し、献花や子供たちへのお話、小学生による朗読などを行っているようです。

戦争当時や占領下時代を思い起こし、戦争が二度とあってはならないという思いや、これまでに至る村の歴史や生活の背景を将来に繋げることは、大変重要なことでもあります。

この70年足らずの間に、村営定期航路が改善し、診療所が開設され、電話が開通し、道路や港湾、定期船のフェリー化・高速化、全島への郵便局の設置、ガソリンスタンドの

整備、ブロードバンドの整備など、利便性が格段に向上してきましたが、人口は復帰当時の約 3,000 人から約 700 人へと激減するとともに、少子高齢化が進み、地域コミュニティーの維持すら困難な状況になりつつあります。

そのような状況で、昭和 45 年 7 月、臥蛇島が無人島となったことは、占領下に続く苦い記憶となりました。

このようなことを、復帰当時からの村の姿を思い起こしていただき、成長を祝い、臥蛇島を心に刻み、改めて、十島村の存続を、発展を、成長を、多くの皆さまで願い、実現に向けて、思いを高めるための重要な事業であると位置づけています。

当時を経験した皆様に、直接語りかけていただくことが何よりであります。本年度の 70 周年事業の検討委員会におきまして、各島で戦争当時のお話をしていただける方を調査しましたが、全ての島で受けてくれる方がいないとの回答であり、大変残念ではございますが、皆様ご高齢となりましたことから致し方ないと考えるところです。

このことはどこの地域でも同じような状況で、先程紹介しました奄美市の復帰運動経験者からは、「豊かな時代になって復帰運動経験者も皆高齢化し、当時のことを語る機会も減った。歴史の風化を感じることもある。」ということも語られているようです。

国の戦没者追悼式典や広島・長崎の原爆慰霊式典でも同様のことが報じられています。

時間の経過とともに、人は高齢化し、どんなに大切な記憶もやがて薄らいでいきます。その「記憶」を、今のうちに幾らかでも「記録」しておこうと、昨年、「村の懐かしい写真」を募集しました。今年はその寄せられた写真も活用して、復帰 70 周年の記念となる特別なカレンダーを制作している他、約 200 ページに及ぶ記録誌、臥蛇島離島 50 年を記念した約 40 ページの記録誌を制作し、過去の歴史を記録に残し、後世に伝える取り組みをしています。

直接過去を語ることは何れできなくなってきました。

しかし、このような残された記録があれば、それを活用して後世に伝えていくことは可能だと思います。

今後の村の振興・活性化について語ろうとするとき、住民や知識経験者だけの協議に留まらず、村の「友好島民制度」の会員や「列島マラソン」の参加者、「ふるさと納税」の寄付者、ふるさと会メンバーなど、トカラファンにおけるフォーラム、トカラファンサミットの開催などで、村民ばかりでなく外部にも広く村の歴史を知ってもらうことも必要で、「先人の功績を称えるとともに、次世代にその歴史と思いを繋げていくこと」はアイデア次第で十分可能であり、その到来した時点での協議に大いに期待するものです。

これから先、未来永劫、村を存続させ、第 2 の臥蛇島を出さないため、村民、出身者等、関係人口と呼ばれる方々、行政が連携し、絆を深め、地域の活性化及び今後の十島村について考える大きなきっかけとなるよう取り組んでいきたいと思っております。

次に、本村関係者の戦没者、遺骨収集に関する件についてです。

まず、本村関係者の戦没者の遺骨が返還された事実があるかというご質問です。

厚生労働省の遺骨収集事業については、遺骨の身元が判明した場合には、都道府県の援護担当課において、関係遺族の調査及び連絡が行われ、受領を希望する遺族が居住する都道府県を通じて、遺骨の伝達が行われます。

また、身元の調査に際しては、遺留品や戦友の証言などのほか、近年の DNA 鑑定技術を活用することにより、身元特定が可能である場合もあることから、平成 15 年度から一定の条件を満たす場合に、希望する遺族との DNA 鑑定が実施されているようです。

質問の件について、県の担当課である社会福祉課に確認しましたところ、平成 4 年以降、戦没者の遺骨が返還された事実はありません。

また、それ以前の遺骨返還については、記録が残っておらず返還があったかどうかは不明です。

次に、村関係の戦没者の実態把握、関係機関との連携はなされているかという件についてですが、担当課において「戦没者台帳」を編成保管しており、83 名の方が登録されております。

具体的な事務も行っており、令和 2 年 4 月 1 日を基準日として、第 11 回特別弔慰金事業が実施され、市町村では令和 5 年 3 月 31 日までその請求を受付けております。

特別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた元軍人、軍属及び準軍属の方々に思いを致し、生計を同一していた遺族に対して節目の年に国として改めて弔慰の意を表すものです。

現在の支給対象中の第 11 回特別弔慰金については、予め県からデータの提供を受けて、本村の該当者 9 件の方に通知し、既に全てを受付けて県に進達しております。

また、前回支給した第 10 回特別弔慰金についても平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 2 日までなされ、この場合も関係者に通知のうえ、村内に住所のある請求者全員分を県に進達しております。

以上のことから連携は十分に取れているところです。

○議長（前田功一君）

5 番、日高助廣君。

○5 番（日高助廣君）

まず 1 点目のですね、日本復帰事業の在り方なんですけれども、村長の答弁では 10 年ごとに、今後行うという答弁でありました。

まだ、共通の認識として、日本復帰占領下にあった歴史、戦後の困難時期の認識は、同じだと思うんですね。

現状、60 周年の時におきましても、多くの人を集めて大規模に日本復帰と同時にですね、行っております。

私の提案は数の少ない体験者から体験談を聞き取り、そして、体験者に代わる語り部の育成も大事だと思うんですね。それができると思うんですよ。

村誌の中にもびっちり、戦後の状況も入っております。

ああいうのも勉強してもらって、そういった語る人の育成も大事かなと私は思っております。

それと同時に、今後 70 年から 80 年の 10 年が私は 1 番大事な時期だと思っております。

現在 80 歳の皆さんがもう 90 歳になるわけですからね。

だからほとんど体験者はいなくなります。

だから、規模は小さくてもいいですから、この年数をですね、短くしまして、ライブ中継もありますから、地元で予算が要らない方法も出来ますので、そういう住民、全体の日本復帰を、やるんだと、社会の平和を願うんだというような認識をもてるような式典が、小規模でもいいですから出来ないものかと私は思っています。

予算をかければ幾らでも出来ますが、そういう風化をさせないような状況をつくるのが大事だと思っております。

その点につきまして、答弁願います。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議員が言おうとすることは十分わかります。

先ほども答弁したとおり、結局今回の 70 周年事業を実行するかということにつきましては、4 回の実行委員会も開いているんですね。

当然執行部が主導して、議会もその中に入っていました。

それから、各島の住民代表も、概ね 2 名程度、それからふるさと会も入っていました。

その中でどのようなものを、70 周年の事業の中で実施しますかということを経験してきたと思うんですね。

そのときなぜ議員がそのときに、こういう今のような提案をですね、出してくれることも必要じゃなかったかと今思うんですよ。

今回、村指導の中で、実行委員会の中で皆さんの意見を聞いた中で、こういう形でやっているわけですので、村がこういう方向でしましようということを決めたわけじゃないだろうと思うんです。

もう一つ、今は 50 年、復帰 50 年、その施行、50 年、で 60 年、今回が 70 年目を実施しようとしているわけですが、次回の 10 年後については、時の村の関係者、あるいは地域住民の関係者が判断されるべきだろうと思うんです。

たまたま私は 70 年のときの首長として皆さん方に提案している中でありますけれども、次回のことについては、私が提案する立場にはないだろうと思うんですね。

そういうことも理解してほしいなということでしたらと思うんです。

今回も、実行委員会の皆さん方に、結局、この戦争を語ってくれる、あるいは復帰前後

のことを、島民の、その当時の暮らしも含めて、いろいろ語ってもらいましょうということと呼びかけたと思うんです。

ところが、残念ながら、手を挙げてくれる方々がいなかった。

そこで、現場で、現地にいる、代表される島から出てきた実行委員の皆さん方が、何らかの形でもう少し動いてくれているようであればですね、この来年 2 月、実行しようとするものの中身が幾らか変わった可能性もあると思うんです。

そういうことを考えた場合には、ちょっと今回、コロナという面もあるんでしょうけども、来年予定しようとしているものは、中身がちょっと薄いなというのを感じます。

それから、議員が言われますように、確かに、復帰してまだ 70 年になります。

次の復帰後には、今 70 代の方々が 80 代であります。

かなり、当時のことを知る方も減っていくだろうと思うんです。

そのことを考えた場合には、そこを風化させないということは、行政を今預かる私の立場としては、そこは重く受け止めておきたいと思います。

それから、語り部というものは大事なことだろうと思うんです。

その語り部については、島民の中で、どういう方々が手を挙げてくれるのか、なかなか村から相談しても、なかなかそこを理解されないというのが実態じゃないかと思うんです。

あるいはその出身者の方々にそういう呼びかけをするということも、今後あるべきじゃないかと思えますけれども、いずれにしても、議員が言われることについては、しっかりと受け止めておきたいと思えます。

○議長（前田功一君）

5 番、日高助廣君。

○5 番（日高助廣君）

私も実行委員会の中において、体験者の話を聞きましょうということで、提案は申し上げました。

各島いないということで、中身は、変わってまいりましたよね。

私は、提案は行っております。

ですから今後の在り方を、私は、今一度、提案をいたしているわけなんです。

ですから、これで本当に良いものかというのを、自分なりにですね、粛々と胸の中で思っております。

ですから、今後のまた何かの機会に、皆さんに投げかけて、検討をするべきかなと思っております。

もう 1 点の語り部の育成もですね、各地域でそういう長崎であるとか、沖縄であるとか広島であるとかですね、いらっしやいます。

そういう方々に体験を聞きながら、指導を仰ぎながらですね、島民がするべきなんですよ、本当はね。

我々住民がそういう勉強して、歴史をしっかりと勉強して、当時の様子等を後世に正確に、伝承を伝えていくということが大事なことだと私は思っております。

また学校のほうにもお願いして、小中学生のほうにもそういう体験ができるような方向ができれば良いのかなとも思っております。

いずれにしても、来年70年という一応の節目ですから、そういう思いで私は提案をいたしておきます。

2点目に入ります。

本村の戦没者の遺骨の収集についてであります。

私も墓地の地元の改修改装で、2件ほど目の当たりにいたしました。

小さな木箱に少しの衣料品だけが入った箱を2回ほど見てきました。

「遺骨が入ってないんだよ」と言って、非常に寂しそうな光景がですね、私はもう頭の中に焼きついているんですよ。

何とかして出来ないものかなと思って。

もう、何年も、六、七年ですかね、胸の中にしまってまいりましたが、今厚労省が令和2年から5年までですね、遺骨の収集を行っております。

戦没者の収集に関する法律に基づきまして、主に海外のですね、各地に置いて、遺骨の収集を行っているわけなんです。

検体数がですね、令和2年の10月末現在ですけど、1万2287体上がっているんですよ。

その中で身元が判明し、遺族に返還したということが1181体あるんですよ。

こういう状況で、一路の望みではありませんが、万が一ですね、希望者がですね、遺骨がどうしても欲しいなという意欲の皆さんにですね、何とかお返しするのが、人間としましての情であり、国の責任であると思っております。

ですから、何とかですね、そういう情報の提供、遺族が、戦没者が83名ですかね、いらっしゃるといことで、現在村内に9名のそういう恩給の受給者がいると。

村にいないでも、村の当時、村によっては、皆さん方も全国にいますので、そういう情報も集めまして、提供という形で、村ができる範囲でそういう情報の提供を行ってほしいと思います。

遺骨が返還をされた事例はありません、ということでありましたが、今後3年度、4年度、5年度が、重点の遺骨の収集の期間でありますので、何とかして一回でも、遺族に返還ができればうれしいと思います。

そういう遺族の意向も十分に配慮して、聞き取り調査も行い、しっかりと調査をスムーズにできるように、もう高齢化なんですよ、戦没者の子供さんも80歳とか、もう高齢者なんですよ。

ですから、もう早急に情報の傾聴を行ってほしいと考えております。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

まずその語り部の関係ですね。

先ほどから議員は、戦争に対する語り部をよく発言されている感じがあるんですが、復帰が起源だと思うんですね。

昭和 27 年の 2 月 4 日、2 月 10 日、というのが起源だと思うんです。

当然その時点で、例えば島で、占領下に置かれて、6 年 7 年間、島が米軍の占領下に置かれたと。

そして、当時は内地、つまり鹿児島、北部のほうに上がれないと。

その前線が北緯 30 度線であった口之島のあそこで島民はかなり足止めをくらって、相当な生活の負担を強いられていたと思うんですね。

その当時に語れる方というものが、この我々が今求めるその本土復帰、日本復帰 70 年、あるいは十島村施行 70 年ということになるんじゃないかと思うんです。

それでまだ、まだ 70 年ですから、まだ語れると思うんです、年数から言ったらですよ。

そのことを、先ほどから申し上げます、今回の中で、やっぱりやって欲しかったなと思うんです。

前回 60 年のときには、当時金十丸は占領下に置かれながら、奄美から十島の関係者が奪還して、鹿児島に持っていったと。

ああいうようなものを語ってくれる方がいてほしいんですね。

それから占領下に置かれていた口之島の最前線で、その当時、日本軍が常駐していたことも、前回のときに語ってくれたと思うんです。

また、残念ながらその方々はもう亡くなりましたから、それを知っている方が、今回ですね、そういうようなことを、思いを、いわゆる我々後世の者に、示してくれたらよかったですなと思うんです。

そういうことが今回は残念ながら出来なかったわけですがけれども、1 回目の答弁の中でちょっと触れましたけれども、奄美市につきましては、奄美が復帰された 12 月 25 日、ここを復帰の日として、奄美市は、たまたま、市制 50 年のときにそういう運動を実施して、そして毎年、その実行委員会の中で、何か何がしかのその行事をやっているということなんです。

そういうようなものが、十島村としても、あることをやっぱり望みたいと思うんですね。

これを今後どうするかということは、また、考えていくべきなんだろうと思います。

それからこの遺骨の問題はですね、なかなか遺族の方から、行政のほうに、遺骨が返ってきてないから、何とかしてくれという声は、私がこの村長に就任してから 1 度も聞いたことないですね。

私の祖父も、まだ外地で亡くなって、その遺骨が帰ってきていない1人なんですよ。

でももう、その世代はもう、ほとんどもういなくなりつつある中ですね、そのことを考えた場合には、議員が言おうとすることは分かるわけなんですけれども、その遺族の関係者が、もう少し情報を求めて、あるいは県に、あるいは村に、来てくれることがあれば村としても積極的にそこへ何らかの形で援護したいという気持ちは持ちますけども、なかなか遺骨収集というのは、あちこちで亡くなられた方がいますよね。

シベリアでなくなったり、ロシアの北方のほうで亡くなる方も多分いますね。

そういうことからすると、なかなか一応には、難しいのかなという気がします。

ただ、村として行政を預かる者として、そういう遺族の方がいた場合には、しっかりと援護するという気持ちは持ちたいと思います。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

遺骨の収集につきましても、遺族に正確な情報は入っていないんじゃないかと思うんですよね。

こういう国のほうで、令和2年から5年までのこの遺骨収集の重点期間を設けますよ、ちょっとこの戦没者の遺骨収集の推進に関する法律、これ自体もですね、知らないと思うんですよ、住民は。

だから、こういう情報の提供も大事かなと思うんですよ。

だから知らなくて、もう70年80年もなくなっているから、もう無理でしょうとそういうふうに思っているんですよ。

ですから、一路の望みというのものもあるわけですよ。

国のこれ責任なんですよ。

国の責任で戦没者を出しているわけですから、ね、100%無理であってもね、探しましょうとね。

見つかったらお返ししましょうというのが、本当にこの国の責任だと私は思うんです。

そして、村はそういう情報の提供、人数の把握等をしまして、県なりに報告をしまして、皆さんが遺骨を探しているんですよということを真剣に訴えるということも大事かなと思うんですよね。

そういう調査を行っていないでしょ。

戦没者の遺骨があったら引き取りますか、と。

調査も1回行ってくださいよ。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

この遺骨収集業務そのものは国の事業なんですよね。

村にはその遺族の方々の名簿もあるんですが、確かに、かなり高齢化して、その遺族の方々も無理だろうというのは当然あるような気もするんですね。

もう一つは、村のほうでこの 83 の遺族、戦没者がいるという中でですね、どの程度返ってきたかというのは、わからないと思います。

どの程度わかっているかわかりませんが、まずはその、例えばそのほかの地域には、遺族会何がしの、そういうような任意団体みたいなものがあるだろうと思うんですね。

残念ながら十島の中にそのようなものがないんです。

県は毎年 10 月か 11 月ぐらいに、全国の遺族関係者を集めた戦没者慰霊式があるんです。

それでその中で、ほかの地域からは遺族会の方々がかなりのメンバーでバスを借り切って来るんですね。

で、残念ながら、私のところと隣については、首長が出るような感じなんです。

私が出られないときは副村長が出る場合もありますけどね。

そういうことは結局、遺族会が組織されなかったということが、結局その遺骨が完全に遺族のところに戻ってきてないという要因にもなっているのかなという気がするんです。

今からその遺族会を立ち上げるってことなかなか厳しい面もあるんじゃないかと思うんです。

もう 2 代前、3 代前の世代になっていますからね。

だから、ある面ではもう幾ら探しても無理だろうという諦めの中で、今日に至っているんじゃないかと思います。

もし、いやそれでもやりたいというのが、もし、そういう方があったらですね、もう一つは個人情報の問題もあるから、どこまで踏み込んでいけるのかということもあるような気もするんです。

当然、遺族の方となった場合は、亡くなった方を頂点として、奥さんであったり、子供さんであったり、お孫さんであったりということになっていくわけでしょうから、かなりのそういうメンバーをあちこちその住職がいろいろ捜し当てていくとなったときに、その問題もどういうふうクリアするのかということもあるのかなと思います。

いずれにしても、そういう、関係者から、何らかの形で協力を求めたいと、協力してほしいということであれば、村としてそこは前向きにやるべきだと思います。

○議長（前田功一君）

5 番、日高助廣君。

○5 番（日高助廣君）

先ほどから言いますように、この情報の提供、そして村のやるべきことですね、確かにこれは国の責任をもった事業でありますので、村はそういう情報の提供か、現状の把握しか出来ませんが、やはり人間としてですよ、やはりそういう戦争が終わったのに、遺骨もないんだということで、いまだに戦争は終わってないんですよ。そういう方々はね。

ですから、そういうのは、非常に私は胸が痛いんです。

ですから、何とかしてそういう情報の提供を行ってもらいたいと考えております。

もう1点ですね、トカラの海域にですね、特攻機がですね、相当数沈んでいるという情報も、以前から聞いております。米軍のね。

だから調査されて、沈んでいった、目の当たりに見たよという人もいらっしゃいます。

そして、自ら不時着してですね、亡くなっていった兵士もおります。

ですから、そういう情報も、関係先のほうにも提供して、先般も種子島で上げましたが、遺留品はなかったというのを受けております。

そういうやはり情報の提供も大事かなと思うんですよ。

ですから、そういう遺族の方々をですね、本当にどこで亡くなって、どうしたんだろうという、もう99%諦めているんですけども、やはり、そういう、遺骨があったら嬉しいのになという願いもあると思うんですよ。

ですから、そういった情報もですね、ぜひとも提供して、まだ証言者はおりますから、特攻機が落ちたよっていうね、見ている人がいますから、早急にそういう、情報提供を行って、本当にこの遠い昔のことですけども、やはりそういう命の尊さというのをですね、私は人間として、やはり感じる人間でありたいと思っておりますので、だから何とかして調査ができればいいのかなと思っております。

また、そういう1点目の、この日本復帰、当時のですね、私も亡くなった皆さんから、また先輩からいろんな話も聞いております。

私は戦争ばかりは言ってないと思います。

戦争終わった後の6年、7年間はね、村民に、とっては大変な時期だったというのを、聞いております。

ですから、そういう歴史をしっかりともう一度見直して、風化をさせない、日本復帰はもう70年くらいのことでしょう、ということがないようにですね、歴史をしっかりと残していく住民でありたいし、執行部でありたいと思っておりますので、だから、そういう共通認識は持って、今後の村の振興に当たってほしいと思っております。

以上で終わります。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議員が言われます、十島村海域、トカラ列島海域で、かなりの軍機、軍艦船、さらには民間船も沈没しているということだと思っただろうですね。

1番有名なのが、悪石島沖で、対馬丸が沈没しまして、約1500人近い方々が亡くなられたということで、悪石島には地元のほうで、そういうその慰霊碑みたいなものをつくり上げていますよね。

ほかにも多分あるだろうと思います。

そういうものを探せば、多分にあるだろうと思うんですが、それからその議員が言われた、種子島で先だって見つけられた、その軍機ですかね、につきましては、そこをほとんどダイビングされている方が僅か、島から、僅かな距離のところ、常に見ているということの情報、確実な情報を国に上げて、そして引上げの動きが進んだと思います。

ただ、あそこで沈んだみたいだよ、というだけではなかなか無理だと思うんです。

確かにそこにあると、現実的にここにあると、船だと、あるいは戦闘機だということであれば、その情報をもって県を通じ国に上げるという方法は当然あるべきだろうと思います。

ただいずれにしましても、この遺族に、遺骨が帰れないということは、遺族の関係者が諦めているというのであれば、村として、その関係者には、協力を求められた場合には、先ほどから申し上げますように、村としても何らかの形で協力体制はあるということも確実だと思います。

ただ、何せ遺族の関係者が、そういう動きを強くしてくれないと、行政だけ幾ら動いたとしても、なかなか先に到達するものじゃないだろうと思うんですね。

いずれにしましても、議員の思いはしっかりと受け止めておきます。

先ほど 83 名の遺族名簿が、戦没者がいるということの中で、果たしてどの程度返ってきたかというのはわからない状況だと思います。

ただ、1 回目の答弁の中では、ほとんど帰ってきてないということも聞きますので、多分そうじゃないんだろうかと思っています。

○議長（前田功一君）

これで、日高助廣君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

4 時 45 分にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長します。

次に、永田和彦君の一般質問を行います。

6 番、永田和彦君。

○6 番（永田和彦君）

6 月議会の一般質問の際、第 5 波の始まりを危惧していました。

一般質問の最後で、オリンピックの開催・連休・夏休み・お盆と世の中が浮かれ、更な

る感染者の増加につながるのではないかと心配することでした。

首都圏ではオリンピックが始まるのと同時に感染者の急増が始まり、本県も含め地方においては 8 月に入ったころから、これまでに経験したこともない感染爆発が起きました。

感染が、我々住民のすぐそばまで来ていることを実感し、恐怖を覚えました。

ワクチンの 2 回接種が終わったときは、これである程度は感染に対するリスクが軽減されるものと安心していましたが、ブレイクスルー感染、重症化、死亡事例と、報道を目にするたびに、更なる感染対策の徹底の必要性を実感する毎日です。

本県においても、初めてとなる蔓延防止等重点措置が発令されるなど、これまでとはあきらかに感染拡大の様相が変わりました。

この爆発的な感染の拡大は、人流の増加とデルタ株に起因するものと言われています。

9 月に入り、感染拡大のスピードが鈍ってきましたが、まだまだ毎日の感染者数の多い状態が続いています。

本県でも一日の感染者数が 250 名を超えていた時期の五分の一の 50 名程度に減っては来てはいます。

そのため感覚的に安心感を抱きがちですが、決して安心できる状態ではないということをお我々は認識しなければなりません。

本県において、感染者の報告が無い自治体は、本村と三島村だけだと思います。

これは住民の皆さん・行政の皆さんのこれまでの感染対策の徹底の成果だと、感謝申し上げるとともに、今後もこれまで以上に徹底した感染対策により、本村へのコロナウイルスの流入を阻止していきたいものです。

それでは通告書に従って質問を行います。

一点目です。

本県においては、8 月 13 日に県独自の鹿児島県緊急事態宣言が発令され、8 月 17 日に蔓延防止等重点措置の適用が決定しました。

この決定を踏まえ、8 月 20 日から 9 月 12 日まで、特措法に基づき鹿児島市・霧島市・始良市及び県内全域に対して、新たな要請が行われました。

これを受け、本村においては、8 月 20 日から 9 月 12 日までの期間、フェリーとしま利用者について、これまでの業者の皆さんに加え、我々住民に対しても、鹿児島港・名瀬港での乗船前の PCR 検査による陰性の証明が求められることとなりました。

そこでお尋ねします。

この期間の住民のフェリーの利用について、乗船数並びに PCR 検査の実施状況の説明を求めます。

PCR 検査については任意での受診でしたが、検査受診率は 100% だったのか併せて伺います。

二点目です。

当初、住民に対して乗船する際のPCR検査受診を求める期間は、昨日12日までと定められていました。

9月10日に蔓延防止等重点措置が9月30日まで延長が決まり、村としても検査受診期間を30日まで延長する旨、村ホームページにて確認をしております。

そこで伺います。

今後も蔓延防止等重点措置が延長、あるいは解除されたのち、再発令の際には、再度検査受診を求めることになるのか伺います。

三点目です。

現在はフェリーとしま乗船時、PCR検査によるコロナ陰性が確定した方のみが村内への移動が許されている状況だと思っております。

検査の時点での陰性は証明されても、その結果が即コロナ感染を否定するものではない！ということ、陰性の証明を受けた方がしっかりと自覚しているのか不安に思うことが、村内で生活していると度々あります。

具体例をあげると、フェリーのタラップを降りた瞬間には装着していたマスクを外し、ノーマスクの状態、島内の職場同僚や住民同士で会話を始める方がいるのも事実です。

村では感染拡大期に重点的に防災無線を利用し、毎日コロナ対策を呼びかけていることは承知をしています。

そうした中、毎日定時に繰り返される同じ内容の放送に辟易し、担当課に対して苦情の連絡が入っていることも担当者から耳にしています。

まだまだ本村の一部の住民の方にとっては、遠い海の向こう、テレビ画面の中の世界のこととしてしか受け止められていないのかと思っております。

本村においては、コロナ以前の日常生活とは程遠い、人流の抑制がなされてはいます。

しかし今回のような爆発的な感染拡大期においては、いつどこで感染するか判らないのです。

特に現在感染の主流になっているデルタ株については、これまで通りの感染対策をとっていても感染の危険性は増大しているといわれています。

それでも、私たちにできることは、手指の消毒と、マスクの着用、密になる空間を作らない、密の空間に長時間滞在しないなど、従前の感染対策を徹底するしかないのです。

ワクチンの二回接種も終わりました。

PCR検査での陰性も証明されました。

しかし、それでも感染することもあるし、ウイルスのキャリアとなって村内にコロナウイルスを持ち込む可能性だってあるのです。

村内にはワクチン未接種の大人も12歳未満の子供たちも一緒に生活しているのです。

小さなコミュニティの中で、我々はお互いに助け合いながら生活しているのです。

一人一人がこの機会に、再度そのことを考える必要があると思います。

あわせて、行政としても引き続きコロナ対策の更なる徹底を呼びかけていただきたい

と思います。

今後、どの様な形で感染対策の徹底を呼びかけていくのか伺います。

四点目です。

三点目でも触れましたが、フェリー乗船時のPCR検査陰性の証明は、決してコロナ感染を否定するものではないということを忘れてはなりません。

そのため、住民であれば村内帰島後、業者関係者・旅行者等については、村内移動後、一定期間は自身がコロナウイルスのキャリアであるかもしれないという危機感を持って生活をしてもらわなければいけません。

しかし、フェリーを下船するとその危機感はたちまち消えてしまっているのが実態ではないでしょうか。

そこで、一定期間感染リスクの危機感を意識してもらうためと、万が一のウイルス流入阻止のために、住民・業者関係者・旅行者すべてのフェリー利用者について、村内移動後四日目あたりでの抗原検査等による感染確認を行うことは考えられないか伺います。

抗原検査ではなく、村内でのPCR検査実施が理想かとは考えますが、検体の鹿児島への移送など、クリアしなければ問題もあり、早期でのPCR検査の実施が困難なことは理解します。

おそらく、このコロナ禍も来年にはある程度終息に向かうのではないかとされています。

ここまで村内への流入を阻止してきたのです。

ワクチン接種により、ある程度の重症化は抑えられると言われてはいますが、それでも感染しないに越したことはありません。

繰り返しになりますが、これまで通りの感染対策の基本の徹底と、更なる感染対策の意識の向上により、安心安全な暮らしを守っていけるように、ともにもう少し頑張りましょう。

以上で、私の一回目の質問を終わります。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

それでは、1点目の「8月20日鹿児島港出港便からの住民のPCR検査の受診者数及び受診率等」についてお答えします。

住民の受診者数につきましてですが、8月20日出港便から9月10日出港便までの9航海で、計231名の住民が乗船しており、このうち下り便が215名、上り便が16名となっており、下り便でのPCR検査の受診者数は211名、受診率98%、上り便での受診者数8名、受診率50.0%となっております。

未受診者につきましては、鹿児島港の下り便で4名おりますが、いずれも0～2才の乳幼児で、PCR検査時に唾液の採取ができなかったことが理由としております。

上り便の名瀬港での未受診者8名については、下り便で、各島から名瀬に到着し、数時間後にその上り便でそのまま島に帰る方が6名おり、残りの2名の方からは協力が得られなかったところです。

次に、「9月13日以降のフェリー利用住民のPCR検査受診についてどのように取り扱うか」ということにつきましては、鹿児島県独自の「緊急事態宣言」や政府が適用している「まん延防止等重点措置」に対する感染予防対策に基づき、住民を含むフェリーとしま2の全乗船客に対し、今月12日までPCR検査の協力を要請したところですが、今月9日、県も国も今月30日まで延長したことから、これまで同様の措置を継続しておりますが、その後の延長については今のところはまだ決定していないところです。

次に、「PCR検査の陰性証明で気の緩みを招いていないか、注意喚起を行うべき」という件と、「入島後に抗原検査等を実施すべきではないか」という件につきましては、関連する内容となっておりますので、合わせてお答えしたいと思います。

まず、PCR検査は、検査時点の感染状況を判断する検査であり、検査結果が陰性だったから感染していないという証明にはなりません。

体内にウイルスが入り、何らかの症状が出るまで、平均4日から5日間の潜伏期間があり、体内にウイルスが入ってから2日から3日間でウイルスが増殖し、発症していない潜伏期間にウイルスを移してしまう可能性があります。

現在の検査ツールには、PCR検査・抗原検査・抗体検査がありますが、抗体検査については「過去に感染したことがあるか」を確認する検査で、他の二つは「現在感染しているか」を確認する検査となっており、その中の抗原検査は、精度が劣り感度が低いため、乗船時点での感染を確認するためには、PCR検査が最も精度が高い検査であることになります。

このようなことから、大切なことは帰島・来島前2週間の健康チェック・行動履歴・感染防止対策が重要になります。

発熱や咳・倦怠感などの症状がある場合は、医療機関を受診するとともに、人が多数集まる場所への立寄りを自粛、マスクの着用、手指の消毒、うがいを徹底するなど、いっどこで感染するか分からないことの自覚を促すことが肝要でありますことから、全国・県内での発生状況を適宜、防災無線等で情報提供と注意喚起を行うとともに、工事関係者等の業者にも文書で通知を行っております。

また、帰島・来島されてからも島内での不要不急の外出の自粛や、5人以上での飲食、多数の人が集まる場所への出入りの自粛など、マスクの着用や手指消毒の徹底を含め、お願いしております。

抗原検査には、定量抗原検査と定性抗原検査の2種類があります。

定量検査は専用の検査機械が必要となりますので、村内の診療所では検査できないところです。

定性検査には簡易キットで行う検査と検査機械を使用する方法がありますが、村内診

療所で検査できるのは、簡易キットを使った簡易定性抗原検査になります。

最も精度が低い検査になり、仮に陽性となっても活きたウイルスの存在を保証するものではなく、増殖機能を失ったウイルスに反応し、偽陽性となることがあります。

簡易定性抗原検査での陰性・陽性判定の確定診断は、「発症してから2日目から9日までの患者だけ」であり、「無症状者に対しては、確定診断の検査としては適さない」となっておりますことから、抗原検査は実施せずに、帰島・来島されてからも島内での不要不急の外出の自粛や5人以上での飲食、多数の人が集まる場所への出入りの自粛など、マスクの着用や手指消毒の徹底を含めてお願いすることが重要と考えております。

仮に、帰島者、来島者を対象とした抗原検査を実施する場合には、検査キットの確保、費用面、実施体制、チェック体制等の事前準備等が必要となることから、今後の検討課題と考えております。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

まず1点目です。

鹿児島からの下り便の検査の状況について、乳幼児ということで、4名の方が出来なかったという部分については、それは致し方なかったのかなということで、98%の方が、98%というか、これについては、検査ができる人については100%していただいたということは本当に素晴らしいと思います。

結局強制ではなく任意なのに、こういった形でしっかり協力していただける、住民の皆さんだということに関しては、私は本当すばらしいことだと思います。

ただ名瀬から上り便について、6名が短時間での滞在と、その代わり、2名については、検査の拒否だったという部分について、協力要請という中で、強制は出来ないのは十分承知しておりますが、この2名の方に関しては、検査拒否の状態であったにしても、一応、フェリーの乗船は許可したというふうにとらえていいのかなのか、その点について伺いたい。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今回の県内の県独自の緊急事態宣言並びに国が発した蔓延防止を重点措置に伴いまして、村も強制しようということで、船を所管する情報機関に相談しました。

最初は、村の要請に応じる雰囲気でした。

ところが、後からその方向修正があつて、それは運送約款上拒否することが出来ない。

仮にその乗船を拒否した場合には、裁判となったときには、そこは、どうしても歯止めがきかないということで、その方向を、村として強制でなくて、あくまでも要請協力を求めようという方向にしたところですよ。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

今後、この先、このコロナがどういった形で、ぜひ収束には向かってほしいと思うんですけども、仮に、今、収束というか感染者数の減の状態が続いている中で、今後、仮に再度感染者数の急増、そういったことが起きた場合のことを考えて、例えばそういったことを、運送約款という大きな法律というか、その中では厳しいってというのが実態としてあるということで、出来ないということですけども、何らかの形で、そこに強制力を持たすような形での検査の要請というか、そういった形は村独自としては出来ないのかどうなのか、その点についてちょっと伺いたい。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

先ほどの説明の回答のとおり、強制力をしたいと思うんです。

ところがその運送約款上の中で、そういうことは、拒むことが出来ないということの文言がある以上ですね、運行を許可する関係団体からも、そこは村の判断でやってくれと。

仮に、相手方が、何らかの形で、訴訟なり起こした場合には、そこは村で対応してくれということなんです。

運送約款上については、乗船拒否が出来ないことではっきり出てきている上、わかりませんけれども、仮に訴訟事件が起きた場合には、恐らく、無理だと思うんですね。

そういうことからして、村は今回の措置は、もう協力要請と。

これは隣の三島も同じ措置ということになります。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

そこら辺の法律的な部分、いろんな分、現時点の判断としては出来ないということですけども、そこに出来ないからという形で、もうそのまませざるを得ないという形でそのままの状態を据え置くのかどうなのか。

それらも含めても、再度そこら辺の検査の在り方、強制力を持たすような形での在り方、やり方というもの、何らかの形で協議検討をした上で考えていただきたいなど。

それが出来るか出来ないかわからないけれども、現時点の判断で終わらすのではなく、何らかの形で出来ないものか、法律的なことも含めて、協議を是非していただきたいなど。

とにかくワクチン接種は殆どの住民の方が終わりましたけれども、やはり、結局、ワクチン接種した方でも、実際今ブレイクスルーでかかっているのも、今日もお昼もテレビでちょっと出ていましたけれども、軽症者の方でもやはり後遺症に悩む方が多いと。

ワクチン接種した方の後遺症云々という話は今の段階では、情報として私自身は知ら

ないわけですが、もしもそういった、後遺症なりなんなりというようなことが、ワクチン接種者についても出てくるようなことがあると、やはりかからないっていうことが1番理想だろうと思います。

そういったこともありますので、何とか、少なくとも、治療薬等が開発されて、普通の風邪みたいな形で対応ができるよという状況になるまでは、本村に持ち込ませないという形のものを、していただきたいなと思います。

それと、2点目については、一応今月30日までPCR検査については、引き続き、住民の皆さんにも求めていくということで理解します。

そういった中で、今後、そのあとについては、30日でその期間が切れたと仮定して、通常の状態に戻って、その後、再度、蔓延防止等が発令されるような状態になった際には、やはり、その時点で判断して、PCR検査を再度認めるようなことも有り得るというふうに捉えておくべきなのかどうなのか、その点について、どのように考えておられるか再度伺いたい。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

乗客に強制力を持たせたPCR検査の要請、陰性証明ですね。

それはもう、したいのはやまやまなんです。

ところが世の中にはあらゆる考え方をもちの方がいます。

我々がお願いベースで相談するものを、そこをその考え方の違いによって、かなりそこが、村とかなり大きな問題評価したときには、多分に最終的には運送約款上にどういう文言を書いているかということの判断になるだろうと思います。

そのことを踏まえて、国の関係機関は、十島村で判断しろということでそういう回答がきたんです。

最初は、村はしたいということに対しては、国のほうは理解していたんです。

そういう方向で、十島は特別の地域だから、十島、三島については特別の地域だからということで、拡大解釈の中で、運送約款の中で運用してくれようとしたんだけど、それは、最終的には、裁判所の判断によるということで方向付けがきたということは、結果的には、それは駄目だよということの結果じゃないかと思うんです。

運送約款や国のほうは、十島、三島については特別な地域だからということで、最初は認めようとしたんだけど、最終的には、恐らくその関係部署で議論したと思うんですね。

だからそういう先ほどの感じだったんですね。

だから、村としまして、なかなか難しいのかなという気がするんです。

特に今回の場合は、下り便については、ほぼ乳幼児を除いて、ほぼ100%協力してくれました。

一つは、これは考えられる、一つの理由になるかどうかわかりませんが、鹿児島県が離島地域に行くものについては2000円で、手数料は良いですよという措置を、特別措置をとっているんですね、離島地域に対して。

これが今後どういうふうにやっていくのかということによって、住民が協力してくれるのか、あるいはその業者関係者が、乗船者が協力してくれるのかということは、そこがやっぱり大きな問題になるんじゃないかと思います。

以前鹿児島県がこの特別処置をしていない時点では、2万円前後かかっていたわけですね。

住民にはその2分の1を支援するという形で取り組んでいるわけですが、これ1000円と1万円で全然違うことになるわけですので、そうなってくれば、その負担というものを住民がどういう形で反発してくるのかということだろうと思うんです。

そう判断したときには、今の県がこの特別措置で支援してくれていることを、村としても、十分生かした形でやっていくことになるのかなと思うんですね。

それから2点目のほうの蔓延防止等の措置が今月いっぱいまでしかれている中で、来月からどういうふうになるかっていうのは、今のところわからない状況ですが、仮に、県がこのまま継続するとなった場合には、方向的には、村も同じような形になっていくのかなという気がします。

ただ、前提としまして、先ほど、県が検査費用の2000円というものが、今後そういう形で引き継がれるかということも十分に判断する材料になるのかなと思います。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

3点目4点目、あわせて答弁いただきましたけれども、そういった中で、1回目の質問の中でも一部触れましたけれども、やはりPCR検査がマイナスだったという部分で、住民、帰島者も含め、業者、旅行者、それがもう完全に、それで「自分はもうかかってないんだから大丈夫なんだ」というふうな、とらえ方をしておられるのも事実じゃないのかなという気がしてなりません。

その中でここに何らかの形でもうちょっと違う形での呼びかけをするべきじゃないかというふうに、私1回目でも質問したんですけれども、今現在、この呼びかけについては防災無線もしくは、文書等での啓発という形になっていますけれども、実際、毎日同じ内容での放送を1週間ぐらい続けて聞いていると、確かに煩わしいなと感じる方がおられるのも事実なんだろうなと。

実際島で住民の方と話をする中でも、「もう毎日毎日同じ文言で」という部分の声が聞こえてくるのも事実あります。

ただこれについては、やはり感染対策の徹底を図ってもらわないと、万が一にも出てしまうと、ということ、やはり1人一人が自覚をしてもらわないといけないことだと思

います。

なので、幾ら、文句を言われようが何しようが、やはり、そこについては、呼びかけるべきことは呼びかけていただきたいなと思います。

それと、これは、今回、つい最近の実例として、私、住民の方と話をした実例なんですけれども、先週、鹿児島から帰ってこられた方がいらっしゃって、夕方、私は店をやっているんで、その方がお店に来られました。

普段、全く、通常それまでは島におられても、マスクをしている姿って全然見かけたことなかったんですけれども、マスクをしてこられて、「どうしたんだろう」ってちょっと思ったわけですよ。

実際その方と話をして、話を店にこられたときにしたんですけれども、そのときにその本人さんが言われたのは、「とにかくそのPCR検査を受けてじゃないと帰れない」という部分の中で、物すごく怖かったと。自分自身。

自分の鹿児島での行動を振り返ったときに、「もし万が一かかっていたらどうしよう。帰れなくなったらどうしよう」ということで、当日検査を受けるその前の夜から、「夜も眠れもならなかった」と、「ホテル泊まっても」と。

そういった中で住民課のほうに行って、いろいろ話をする中で、住民課の保健師の方から、「万が一陽性が出たにしても、そこはちゃんと私たちが、ちゃんとホテルまで迎えに行って、ちゃんと必要な施設まで、ちゃんと連れていくし、そこは心配なくていいよ」って、そういった話をずっとしてくれたと。

実際検査を受けて、夕方結果が来るまで、本当にドキドキドキしながら待っていたという中で、もちろんその「万が一、陽性の場合も含めて、陰性だったにしても、決してかかってない証明じゃないから、帰ってから最低1週間から10日は、できれば余り外にも出ない、人とも会わない、出るにして出るなり、人と会って話をするときにはマスクをしてください」と。

「それはあなたを守るためじゃなくて、あなたの周りにいる人を守るために絶対必要だから、それだけは守ってくださいね」って言われたと。

やっぱりそうやって、直接担当者から細かく対応してもらえると、効き目が全然違うんだろうなというふうに思うんですよ。

なので、一人一人全てに対応するのは現実的に厳しいのはわかります。

僅か10日ぐらいの間で230人もの方が、住民課の窓口、全てではないのかもしれないんですけれども、そのうち半分にしても、100人ぐらいの人が毎日、予約の確認を含めて、窓口に来て、その人に一人一人懇切丁寧に説明するのは、物理的に厳しい部分はあるかと思うんですけれども、やはり、可能な限り、そういった形で一人一人にちゃんと寄り添って話をしてあげるんです。

不安な気持ちも聞いてあげられる体制を作っておくことで、恐らく住民の意識って変わってくると思うんですよ。

そこら辺の業務負担の部分、非常に大きい部分はあると思いますけれども、そこら辺を課内で 1 人、複数で対応できる部分もあるかと思しますので、そこら辺を職員同士の共通認識として、意識として、そういった対応をしてもらえればなあと思うところもあります。

それと、もう一つ思うところは、例えば今現在、コロナの危機というか、感染対策の徹底について、防災無線で呼びかけていますけれども、最終的にはというか、今回のような本当に危機的状況においては、私はむしろ、村長も 1 回ぐらいしゃべっても良いんじゃないのって思うんですよ。

実際、鹿児島県知事もマスコミの前に出てきて喋りますよね。

鹿児島市長も喋りますよね。

市民の皆さん、県民の皆さん、今危機的状況です、と、ちゃんと話をされますよね。

やはりそういった形での村長の対応っていうのも、やはりどこかに、必要じゃないのかなと私は思います。

そういったことも、今後どういった形で、コロナがどういう方向に向かっていくかわかりませんが、ここは本当に「踏ん張りどころだ、危機的状況だ」となったときには、やはりトップのそういった声というの、住民に直接届けて欲しいなど。

これは昨年の中之島の大雨被害の際も、ちょっと触れましたけれども、防災無線、あるとき感じたのは、コンピューター音声での案内だったんですよね。

やっぱり人間の生の声って全然違うので、いろんな意味で、そういった危機感を訴えるときには。

なので、そういった部分も含めて、やっぱりコンピューターの声よりも人間の声。

そして人間の声の中でも、やはり最終的にはトップがやはりそういう形で住民に呼びかけるということも一つ考えないといけないところではないのかなと思います。

そういった点を踏まえて、村長のほうの考えを伺いたい。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

まず陰性証明をもらったからということで、それが確実に感染していないかということではないわけですね。

当然その検査した時点での検査の状況の実態ですので、これは数日後に発症をするということは、今、世間でも出ているわけですので、議員が言われるように、やっぱりその本人自らの、その行動対策なんですね。

外出しない、住民とあまり接触しない、当然また鹿児島に来たときには、当然そういう形で、人の出入りのところに行かないということの徹底が呼びかけられるんじゃないかと思えます。

そういうことを踏まえまして、先だって、先週に、村の庁内での本部会議の中では、乗

船される者には注意喚起のチラシを個別に1枚1枚渡そうということで、住民課のほうで作成しております、今日の下り便から実施する方向で今進めておりますので、それが一つの感染の抑止対策にもなるだろうとは期待したいですね。

それから防災無線で確かに同じことを繰り返し、住民に放送をすることによって、住民も飽き飽きしていることは、先の村政座談会で、島の住民から聞いております。

そこは自分たちには関係ない世界だということで、そういう言葉を発しているんだろうなという気がするわけなんですけども、感染して、後遺症もかなり長引く、あるいはその仕事の場も失うというようなことも、報道もされていることを踏まえた場合には、そこから辺を踏まえた形でのチラシを含めて制作する、そして住民にも訴えていくということがあるべきじゃないかと思っています。

それから村民への呼びかけの関係です。

今、議員が言われる、鹿児島県並びに鹿児島市については、今はその地域が蔓延防止の重点措置に置かれているということで、そのトップが自ら報道の記者会見の中で進めているわけですね。

我々のところについては、今のところそこまでない状況なんです。

当然そういう事態が生じた場合には、当然、私として住民には自分の声で住民に呼びかけるという方法は、当然やるべきだろうと思っています。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

そういう蔓延防止等重点措置等が発令されるようなことがあってはならないんですけれども、そういった最悪の状況を迎えた場合には、村長自らしっかりと住民に呼びかけていただきたいと思います。

それと、4点目の中で触れました、その抗原検査の関係。

実際抗原検査自体については、かなり、精度自体は落ちるというのは、以前から情報としては聞いております。

ただ、ここ最近、国のほうも、今後、ワクチン証明とあわせて、抗原検査での陰性での証明、そういったものも有効に扱うような感じの報道が最近なされていますよね。

それと以前の従来株だと、確かにウイルスの増殖の数的なものが、なかなか増えないとか、少ないから検証がされないっていうことでしたけれども、デルタ株については、だいぶ抗原検査でも引かかる確率が高いというふうな話ですよ。

実際そうそういったことをもとに、国は抗原検査を活用したいっていう話が出ているのかなと思うんですけれども。

それと、先ほど村長の答弁の中で、検査キットの準備であったりとか、検査の体制であったりとか、そういったものの確立という部分も、課題としてあるんだということでしたけれども、この一般質問の通告の後に、議案書をもらう中で、今回補正予算の中で、補正

予算の中で出てくる話ですけれども、抗原検査キット 500 セット購入ということで上がっていますよね。

あれ島外脱出、島外避難事業のためのキットの購入だと。

それは何らかの、何らかの形というか、やはりそこに意味があるから購入するんだという考え方じゃないのかなと私はとらえるんですよ。

村として購入する以上は。

だから決して抗原検査が役に立たないということではないんじゃないのかなと思うので、キットの準備はそういった形でできるのであれば、それを活用するという方法であっても良いんじゃないのかなと。

使ったら、その分を補充を、予算書上の単価で見ると、ワンセット 2,460 円から、いうぐらいの金額になっていると思うんですけれども、逆にそういったものを、検査を受けなければならない、要するに帰ってきた人、入ってきた人を一定期間の中で検査をすれば、それを個人に請求するというような形でやろうと思えばできるんじゃないのかなというふうに思います。

なので、そこら辺は再度検討していただきたいなと思います。

というのが、例えば今回オリンピックの開催にあたって、入国の段階で空港での PCR 検査、それから一定期間の中、2 週間の中だったですね、その中で、繰り返し PCR 検査を受けるとか、そういった形でたしか安全対策をとっていましたが、先ほど村長の答弁の中であった、奄美に行かれた方、短時間での滞在だったから、そこは感染リスクは低いから除外したということでしたけれども、時間の問題じゃないと思うんですよ。

感染するリスクっていうのは、決して。

短時間であったにしても、感染リスクっていうのはどこにあるかわからない。

そういったものを考えたときに、例えば、運悪く、帰る日に帰る日の検査検体採取後に、万が一感染していたようなリスクがあった場合に、そこら辺をどう判断するのっていう話が出てくると思うんですよ。私はね。

やはりそこは、今現在のような蔓延防止重点措置が発令されるような危機的状況の中においては、何らかの対策をやはり考えておかないと、PCR 検査でマイナスだったから OK っていう話ではないような気がするんですよ。

なのでそこら辺も含めて、再度そこは検討をする必要があるのではないのかなと思いますので、今後また、このコロナの対策会議なり、引き続き行われるでしょうから、そこら辺での協議検討も必要ではないのかなと思います。

そういったことも含めて、今後の課題として、そこはとらえた上で、感染対策の徹底、再度の徹底を。

再度の徹底とそれと、やはり住民に対しての危機意識の醸成そういったものを、こういった形で行えばできるのかということを再度考えていただきたいなと思うところです。以上で私の質問を終わります。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

抗原検査の怖いところは、擬陽性者が出るということをよく一般的に言われているんですね。

そうしたときに、村内でそういう関係者が出たときに、どのような対策をとらないかとかいうことも、かなり課題として残るだろうと思います。

それから、先ほどその予算の中で、今回 55 件ですか、の、検査キット費用を組んでいます。

これは精度の低い、金額は先ほど議員が言われましたように、一般的に診療所で扱っているやつよりもかなり金額が低いものなんですね。

なぜ、この金額の低いものを予算措置したかといいますのは、その自衛隊のほうが、全島避難のときには必ず検査をしてくれと。

それは、検査の精度は関係なく、とにかくしてくれと。

今診療所で抱えているようなものではなくて、市販で販売されているやつで良いということですので、とにかく形だけのもので、自衛隊の搬送のものはして良いよということだったものですから、金額の安いものにしたわけです。

確かに、それで先ほど、擬陽性がもし出たときにどうするんだという問題も一方ではらんでいると思うんです。

そこら辺が整理をしない中で、間近に迫るこの台風の災害シーズンで、いざとなったときには手後れになってしまうと思って、予算措置だけはしたというのが実態です。

それからその奄美からの乗客については、かなり村としても課題として考えています。

奄美の場合は 3 時に、15 時に奄美に入って、夜中の 2 時に出港すると。

そうすると、PCR 検査をしたとしても、その時点ではわからない状態なんですね。

そういうこともあって、なかなか出来なかったりというのが先ほど回答しましたあの人数になったということなんです。

村としては厳密に鹿児島と同じような形で、その陰性状況を見た上で乗船させるべきだということは今でも思っています。

いろいろ課題もある中で、今、村としてとっている件については、先ほど申したような話になります。

また後日、協議会も、この件も含めて予定しています。

その中でまた、今、議員の皆さん方の意見を出してもらった上で、村としてもどういう対策をとれるかということは検討したいと思います。

○議長（前田功一君）

これで、永田和彦君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

△日程報告

○議長（前田功一君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。
明日は午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長（前田功一君）

本日はこれで散会します。
御苦勞様でした。

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	有 村	孝 一	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 片 平 翔 太 君

9/14

△開議

○議長（前田功一君）

これから、本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（前田功一君）

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

なお、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また傍聴者においても、入場の際はマスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

△日程第1 報告第13号 契約の締結の件 平島村営住宅新築工事請負契約の専決処分

○議長（前田功一君）

日程第1、報告第13号、契約の締結の件（平島村営住宅新築工事請負契約）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

報告第13号の説明をいたします。

本案は、令和3年度特定離島ふるさと起こし推進事業にて採択された平島村営住宅新築工事でございます。

専決処分の理由としまして、本工事に必要となる工期が8か月であること、また平島においては、村営住宅に空きがないことを勘案し、年度内の事業完了を計画し、IUターンの移住確保につなげたいことから、早期の締結が必要であると判断し、専決処分をしたものでございます。

それでは、説明します。本案は地方自治法第 179 条第 1 項に基づき、専決処分により請負契約を締結したもので、地方自治法 179 条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の処分事項をご覧ください。

(1) 契約目的は、特定離島ふるさと起こし推進事業平島村営住宅新築工事でございます。

(2) 契約の方法としては、総合評価方式による指名競争入札として、(3) 契約金額は、総額で、消費税込み 72,050,000 円でございます。

(4) 株式会社永代建設、代表取締役・田中孝幸を契約の相手方として、令和 3 年 8 月 2 日付けで契約を締結しております。

2 ページに、契約書の写しを添付しております。

4 ページ目に、契約内容等を添付しております。

その内容としては、2 世帯長屋村営住宅 2 棟 4 戸を整備します。

構造は木造平屋建てとして、屋根はガルバリウム鋼板波板葺きとなります。

7 ページ目に、平面図の詳細を添付しております。

間取りは 2 K で、台所 4.5 帖、洋室 6 帖 2 間の単身用住宅となります。以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4 番（日高久志君）

この案件につきましては、地元も待ち望んだ住宅でありまして、早期の着工、そして工期内の完成を強く望むものであります。

そこで、4 ページの構造、木造平屋建ての次にあります、ガルバリウム鋼板波板葺きですけれども、これは村内にそういう材料を使った建物があるのか。

それに対して、風対策と、近くに発電所があるということで、防音対策、それと夏、冬の耐熱、それから風雨ですね、そういうものに対応できている材料なのか、その一点と、それから座談会でも話が出たことなんですけれども、テレビ共聴に関しては、配線はすべて地元施工ということなんですけれども、室内の配線はこちらの請負業者のほうでしてもらえるのかどうか。

当然、電柱からその建物までは自治会で行うものだと認識をしておるんですけど、配線を、室内の配線ですね、壁の中の配線は、この業者でしていただけるのかどうか。

逆に、自治会のほうでそれをお願いしないといけないのか。

それと、防災無線の施工ですね、これを確実に役場施工で進めていただきたいという点

について、答弁を求めます。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

ガルバニウムの関係は、最近の住宅に関しては、ほとんどもうガルバニウムでの施工になっていると考えております。

それから風、防音、それから耐熱等についても、その仕様で実施できると、断熱材とかですね、そういうものを組み込んでできているものかなと思っております。

それから、風対策については、今回設置する場所はだいぶ風が強いということなんですけれども、その辺については住宅の向きやら含めて、なるべく風が当たらないような設計をしているものと考えております。

それから、テレビの配線、それから防災無線、これについては、今一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

平島の2世帯長屋の新築工事ということでありましてけれども、近年の平島の人口増に伴います対策として、異論はありません。

この入札の執行表を見ましてもですね、今回も1社のみの応札であったということで、競争入札執行の競争原理がまたもやできなかったという結果なんですけれどもね。

本村の特異な事情で、1社ということでありましてけれども、なるべく複数の入札をすることが望ましいということですので、今後業者の選定等もしっかりと、毎回のことでありますけれども、そういう適正な入札ができるような対策を講じてほしいということと、もう一点、昨今の建築資材の高騰、特に木材等が上がっております。

その影響を受けているのかと思いますけれども、今回のこの坪あたりの単価が、以前とどれぐらいの差異があるのか、上がっているのか、わかる範囲で伺いたい。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

この入札の応札業者の関係ですね。

議員も議会のたびにそういう発言の中で、よく我々も聞いている中でなんですが、残念ながらこの事情というのは、もうここ7～8年ぐらいこういう状況にあるんですね。

今回は1社しかなかったということで、他の建築物も同じような現象が続いております。

たまたま平島の2棟の住宅で、金額が大きかったから応札業者がいたのかなというのは推測します。

業者にいろいろ聞く中では、当然担当課のほうから何故応札しなかったのかと聞く中では、まず職人がいないというのが一点ですね。

それから、地域によっては行きたくない。

その地域に行きたくないという声が出てきているんです。

議員の地元の地区にもですね、今回別の業務の関係で、事業の関係で、3件の事業を執行したんですが、そのうち3件とも応札業者がいないんです。現実的に。

聞くとところによると、先ほど言ったような声が聞こえてくると。

そして、担当課のほうでその調整を今しているんですけども、なかなか年度内の完成というのは、果たしてどうなのかなというのが今のところ感じられているんです。

いろいろその地域事情というものを、業者のほうがなかなか理解してくれないというようなことがあるものですから、ここはまた行政として地域のほうにもう少しそこら付近の業者受け入れの在り方を含めて、協力してほしいということを投げかけていかないと、貴重な業者が現地に入ってくれないというのが、ここ数年続いているような状況であります。

それから、もう一つは、一つの物件を、一つの島で、一つの物件しかないとなった場合には、なかなかこれは応札しづらいと。

つまりそこは業者のほうの利益性が低いというような感じなんです。

当然、入札を執行する前に、設計業者等に、設計額のほうを出してもらって、それを予算額として国県に上げるわけなんですけれども、業者に言わせると、なかなか離島単価そのものが反映されていないということで、利益性が低い物件については、なかなか業者のほうも赤字まで出していくようなことはしないというのが、今の現状のみたいな感じですね。

そういうことが、今のところ、先ほど議員の地元のほうの地区が、そういうことで言われてきております。

このことは次年度以降もそういう現象が続くんじゃないかということで、我々も大変危惧しております。

そういうことで、指名業者ももう少し増やすようなことは村としては取り組んでいかなければならないということ、頭の中にありますけれども、何せ職人が高齢化、あるいは職人がいない、そして離島地域に行きたがらないと、その3つの要因があって、なかなか思うようにいっていないというのが実態です。

それから、建築価格の増額につきましては、既に報道等で承知しているだろうと思えますけれども、木材価格が急激な勢いで高騰してきていると。

俗にいう「ウッドショック」ですね。

これが響いて、木材不足の中で、その受注した業者は、できるだけ早く木材の抑え込みに入りたいということで、契約した場合には、即前金あたりを出してくれという声が聞こえてきている中で、村としても前金を早く出して、木材の確保を進めさせているんです。

けれども、この事業についても、木造住宅ですので、ひょっとしたら年度中途、契約中途の中で、増額というものが出てくる可能性があります。

そのことは、前の議会の中でも説明したかと思いますがけれども、今の木材価格の実態のことを考えた場合には、村としても受け入れていくことを考えていくべきじゃないだろうかということだと思います。

たまたまこの事業については、県の特定離島事業の財源で進めるわけですがけれども、このことは県のほうにも話をして、もし県のほうで執行残が余るようであれば、村のほうの変更増の契約案件についても、理解を示してほしいということは、県のほうには申し上げているところです。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

先ほどの坪単価の件ですがけれども、具体的にはまだ精査ができていないような状況なんですけれども、木材自体の単価自体が3割くらい上昇しているということで、全体事業費の1%~数%は上がっていく施工費が上がっていくということは考えられます。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

入札の執行に関しても、やはり本村特有の事情もあると思います。

しかし、こういう状況が延々と続くのは、ちょっと問題があると思うんですよね。

入札というのは、適正な価格で業者が競って、行政は安くて良い、品質の良いものを買うわけですからね、買い取るわけですから、そういう入札の原点と言いますか、基本というものも、いずれは適正にしないと、永遠とこういう状況が続くのはちょっと問題があるなど、私はいつも思っております。

ですから、そういう業者の選定も、県の入札参加者を目安に入れていると思うんですけれども、いろんな情報を集めて、適正な入札が執行できるような状況を聞いたらと考えます。

業者が行きたがらないというのも、地元で話は聞いたりもするんですけれども、その業者にも原因があるんですよね。

夜遅くまで民宿で迷惑行為をすとか、飲んだりとか、それで民宿はお断りをしますよと、そういう事例も2~3あります。

そういう住民全体で、そういう業者を排除するということは決してありませんので、一部の業者と民宿関係のですね、トラブルがあったのは事実です。

そういうことはないように、お互いが配慮して、良い仕事ができればと、私は思っております。

この単価が若干上がっていると思います。

ですから、そういう時期ですので、仕方がないのかなと思いますけれども、工期が3月にしっかりと完了できて引き渡しができるよう、しっかりと監督、現場管理の状況把握等もしっかりして、良い住宅が完成することを要請を行っておきます。以上です。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

この議案書の入札執行結果表の3ページに見てもらえばですね、村としましては、鹿兒島市を中心とした業者のみではなくて、奄美大島で業を進めている業者も入れているわけですね。

一時期は奄美からの業者もかなり参入してくれていたんです。

ところが、奄美のほうで自衛隊関係の建築物件が急激に増えたということで、その関係もあって、一気に奄美の業者さんが減ってきたと、応札しなくなってきたというのもあると思うんですね。

奄美からのほかに指名業者が出ては来てはいるものの、これまでも応札した実績がないということで、数年前までには、応札がなかった業者についてはもう遠慮してもらおうということで、指名はしなかったんですけれども、なかなかそこは改善されないというような状況になります。

これは、まだ発注する建築事業も、まだ今年度も数件抱えていますので、今後も年度内完成というのがかなり厳しい状況になってしまうんじゃないだろうかと思っはいるところなんです。

また来年度以降においても、4年度においても、大きな建築事業を村として計画しています。

できるだけ早く予算執行を進めるために、この前回までは12月時点での予算の中で、次年度分の設計額の予算を確保していたんですが、今回それより3か月程度早めて、この9月補正の中にそれらの経費も入れているということで、できるだけ早く早期執行が出来るように、今年度以上に早くできるようなかたちで、できるものであれば、新年度の4月早々に発注できることが建設業者としましては事業を抱えていないと思いますので、そこら付近を見越した形で執行を進めることが、入札の不調に繋がるのかなと思っはいるところなんです。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

今、5番議員さんの質問で、村長の答弁と聞いている中で、諸事情により単価的に契約価格が7200万まで上がってしまったというのは、致し方ないのかなとは思っはいるけれども、ただ令和2年度で、同じ2Kタイプの2世帯長屋を小宝島に造っていますよね。

決算書をみると、その際の契約金額3500万なんですよ。

7200万で、倍なんですよね。

2棟4件か、ごめんなさい。失礼しました。

ということは、3600万。単純に考えたときに。

ということは、去年と変わらない。

逆に言えばウッドショック云々で3割高くなったというわりには、100万しか違わないというのは、ちょっとそこは逆に今度はその前年の3500万というのが、単価的にどうだったのかなというふうに思ってしまったたりするところなんですけれども。

実際そこらへんが材料費に占める中で、例えば教員住宅等の場合と、この特定離島で造る住宅については、県産材の使用であったりとか、そういったものでどうしても材料費が上がるというふうに以前から説明として受けているんですけども、そこらへん、実際材料単価における木材費用、そういったものが、昨年と比べて3割ほど高くなっているという説明でしたけど、具体的にこの契約の中で、どの程度木材の材料単価、そのへんが何割程度占めるものなのか、参考までに伺いたい。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

6月議会の時点で、教育委員会で施工している、悪石島の寄宿舎整備ですね、あの時の中でも若干説明したかと思いますが、ウッドショックの影響が出てくるのが11月から12月以降と言われているんです。

悪石島とその寄宿舎についても、業者としましては、今の木材価格で応札をします。

それでウッドショックが出だしてくる秋以降に価格については、協議をさせてほしいという話がありまして、そのことは6月にも説明したかと思っています。

このこともまさしくその状況だと思います。

まずは、その業者として契約を済ませる。

そして、今自分が持っている木材で契約をするんですけども、いずれ木材が足りなくなった場合には、調達することになりますので、そうした場合に、今市場の中で値上がりしている木材価格を導入していく、そうなった場合は契約変更につながるということになります。

したがって、この案件にしましても、教育委員会の寄宿舎についても、県を通じてそのものは話をして、そこは契約に応じると、変更契約に応じるという方向で進めているのが実態です。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

ざっと計算して、坪単価が75万ぐらいになっていますよね。

ちなみに、鹿児島市内の坪単価って、どれぐらいになっているんでしょうか。

わかったら教えてください。

すなわち、離島で何割高になっているかというのが、私としては知りたいんです。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

県内の今、坪単価はちょっと把握をしていない状況です。

多分それぞれの市町村で単価は異なってくると思いますけれども、今のところはちょっと把握をしていないような状況でございます。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

ということは、この価格は十島価格というふうにとらえて良いということですね。

離島価格というか、そういうものが加算されて、割高になっていますよというふうに認識して良いということでしょうか。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

例えば鹿児島市内、奄美市内であれば、職人さんは自宅からその現場に通うわけですよ。

本村の場合は、当然島に来て、出張してきて、宿に泊まる。

その宿費用はこの事業費にのっかかってくるという感じなんですね。

そういう件からしまして、十島村の場合は、坪単価では、鹿児島市内あるいは奄美市内よりもはるかに高い状況が続いているんじゃないかと思えます。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 1、報告第 13 号、契約の締結の件（平島村営住宅新築工事請負契約）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 1、報告第 13 号、契約の締結の件（平島村営住宅新築工事請負契約）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。

10 時 40 分にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 2 報告第 14 号 契約の締結の件
中之島道路災害復旧工事（R 2 - 1 工区）請負変更契約

○議長（前田功一君）

日程第 2、報告第 14 号、契約の締結の件（中之島道路災害復旧工事（R2-1 工区）請負変更契約）を議題とします。

それでは報告第 14 号についての報告を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

報告第 14 号について、ご報告いたします。

本案は、令和 2 年 6 月の豪雨災害に伴いまして、被災を受けた村道中之島御岳線の災害復旧工事に係る変更契約になります。

議決契約金額の 1 割以内でありましたことから、専決処分したため、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、報告するものです。

専決処分書の 1、処分事項をご覧ください。

契約目的は、中之島道路災害復旧工事（R2-1 工区）の工事請負変更契約の締結でございます。

(2) 変更契約金額につきましては、消費税込 239,000 円、(3) 変更後契約金額は総額で、消費税込み 120,239,000 円、(4) 契約相手方ですけれども、竹山建設株式会社、代表取締役・竹山博昭氏を契約の相手方とし、令和 3 年 8 月 25 日付けで契約を締結しております。

2 ページ以降、契約書の写し、工事内容、図面等を添付しております。

2 ページ目の契約書については、ご確認していただくようお願いいたします。

3 ページ目の工事内容について、変更箇所は表中の一番下の部分でございますが、安定処理工という項目があります。

当初数量 0 m²になっております。

変更後は 59 m²の増となっております。

これが約 25 万円程度の増額となっております。

これは、施工に先立ちまして、箱型擁壁工の地盤支持力を調査したところ、擁壁が安定する支持力を満足する地盤では無かったため、基礎地盤を改良し施工を行うものでございます。

4 ページは平面図等を添付しております。

施工の箇所でございますけれども、写真下の図面を見ていただきますと、表示が小さくなってございますけれども、赤枠で囲った場所が該当箇所です。

図面が、実施図面となっております、上の写真とは、上下左右が反対でございます。

図面では、左側が赤着色になってございますけれども、写真で見いただきますと、右側のほうに法面保護がありまして、下のほうに若干白い施工箇所が見られる、この箇所が変更箇所、土壌改良、土質を改良するものでございます。

5 ページから 6 ページ、断面図をつけております。

断面図は、それぞれ下のほうに赤で囲っております部分、この部分が支持力が不足をしているので、土壌を改良、地盤を改良しようとするものでございます。

7 ページにはイメージをつけております。7 ページの左側 2 枚でございます。

これが箱型擁壁のイメージでございます。

これの基礎部分を今回作業検討に伴いまして、支持力が不足しているものですから、改良して施工をしようとしているものでございます。

以上で、報告第 14 号の説明を終わります。

○議長（前田功一君）

報告は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4番（日高久志君）

安定処理工のやり方、工法としましては、今、現在ある土を取り除いて、新しい土を入れて、何らかの材料を入れて、混ぜて安定させるという解釈で宜しいのでしょうか。

その金額として約25万程度という解釈で宜しいのか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

ご質問のとおりとなります。

現地盤に対してセメント系の降下剤というものになりますけれども、それを攪拌して固めるというふうに捉えていただければ結構です。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

安定処理工敷設工59平米実施することによって、この工事期間が8月31日までとなっていたのが、12月の24日まで延びているんですけど、それ59平米で、それだけの日数がかかるのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

当初の8月31日を12月24日まで延ばしている理由は、この安定処理工の以外にも、当初発注では、8月30日の完成を目指していたものですが、中之島は御承知のとおり、たくさんの災害復旧工事をしております。

現場のほかの隣接する校区の絡み等で、やむを得ず、これが進捗が延びてしましまして、12月までを予定しているものでございます。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

この工事自体4ページの図面の写真でいうところで、この今やっている現場の上のほうの法面工事が終わらないと手が出せないということで、工事の取りかかり自体がだいぶ遅かったのかなというふうに思っているんですけども、それ致し方ない部分だと思うんですけども、現時点で工事の進捗状況としては、全体に対してどれぐらい進んでいるのかどうか。

一応今の進め方でいくと何とかこの工期内で完了を見込めるのかどうか、どのように考えておられるか伺いたい。

というのが、先般もありましたけれども、中之島の場合、ブロードバンドの中継局の御

岳基地のほうが、先般 10 日ほど不通になってしまったんですけども、それ担当の方が話しをする中では、今現在ここが通れないもんですから、島の裏側を通っていくと。

そうすると通常、今工事現場のここを通ると、多分 20 分か 25 分ぐらいで上まで行けると思うんですけど、現場まで。裏を回ると 1 時間以上かかるんですよ。

そういった部分でかなり負担が大きいと。

そのブロードバンドのメンテナンスに限らず、発電所のメンテナンスの関係でも、発電所の職員の方も、ここが早く通れるようにならないと、非常に作業的に厳しい部分もあると。

裏を回らないといけないことで、大分、時間的な部分も含めて、負担が大きい状況が今続いているんだという話を伺っているんですが、そこら辺、工期内で一応完了を見込めるのかどうなのか、どのように判断しておられるか、伺いたい。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

現在の進捗率、正確な進捗率はちょっと今手持ちがないんですが、材料搬入等はほとんど終わっております。

概ね 40%を超える進捗率だと認識をしているところです。

あわせてですけれども、このブロードバンド発電所関係について、非常に時間がかかっているということを認識しているところでございます。

ただ、この現場だけではなくて、御承知の通り上の治山事業だったりとかもありまして、この一工区だけが影響しているわけではなくて、御岳に行くのは、むしろ、もう一つの工区のほうの、かなり村発注分、県発注分の工事が影響しておりまして、それは、かなり年度末を迫っているというようなところでございます。

いずれにしても、村も、繰越し等は非常に出来ないとか認識を持ちながら作業をしております、安全は第一として、工事を早急に進めたいと捉えているところでございます。

両方の上の事業がちょっと絡んでいると思っていただければ結構です。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで、日程第 2、報告第 14 号、契約の締結の件（中之島道路災害復旧工事（R2-1 工区請負変更契約））を終わります。

△日程第3 報告第15号 契約の締結の件
令和3年度 十島村簡易水道事業(小宝島工区) 請負契約

○議長（前田功一君）

日程第3、報告第15号、契約の締結の件（令和3年度十島村簡易水道事業（小宝島工区請負契約））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

それでは説明をさせていただきます。

本案は、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分により請負契約を締結致しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

工事内容でございますけれども、令和3年度簡易水道施設整備費国庫補助金にて採択されました小宝島海水淡水化施設の更新工事でございます。

「専決処分の理由」は、議案書1ページ目下に記載のとおり、小宝島の淡水化施設の機器の更新を行うものでございまして、機器の製作に約4か月、島内での仮設の機器設置や、既設の機器の撤去を含め、現場施工に約4か月、現地での試運転を約1ヵ月とらえておりまして、工事期間約9か月を予定しております。

現在の淡水化装置が平成13年11月の稼働後約20年経過しており、老朽化に伴う故障が相次いでおりますことから、早期の契約締結を行い事業執行が必要と判断しまして、専決処分したものでございます。

専決処分書をご覧ください。

(1) 契約の目的は、只今申し上げましたように、令和3年度十島村簡易水道事業（小宝島工区）でございます。

契約金額は、総額で消費税込み187,000,000円でございます。

(3) 契約の相手方は、株式会社ウォーターテック西日本支店、支店長・中村幸男氏を契約の相手方としまして、令和3年8月27日付けで契約を締結しております。

2ページ目に、契約書の写しを添付しております。

3ページ目は、入札執行結果表を添付しております。

指名業者6社を指名し、入札をしているところでございます。

次に6ページをご覧ください。

資料の添付漏れがありました、お詫び申し上げます。

説明資料を添付しております。

先に 6 ページの確認をお願いします。

工事内容で大きなものを示しておりまして、記載のとおり海水淡水化装置、ろ過ポンプ、消毒剤注入装置の更新でございます。

その他、海水淡水化装置のほかに付属する、制御盤等の更新も行う予定でございます。

また、工事期間については、令和 3 年 8 月 30 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 214 日間を予定しているところでございます。

4 ページにおかえりください。

小宝島の位置図を添付しております。

図面を横に見ていただきますと、緑色で囲っている部分が給水区域でございます。

横に見ていただきまして、図面右側の上部が海水を取水しております城之前漁港でございます。中段に小さくて申し訳ないんですが、赤枠で囲っているところが、淡水化施設でございます。

小宝島の飲用水の仕組みにつきましては、城之前港を水源地としまして、海水を採水し淡水化施設で、ろ過の処理を行い、各家庭まで供給するような状況となっております。

5 ページ目には、実施する施設の平面図を添付しておりまして、朱書き部分が、機器の更新部分でございます。以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、岩下正行君。

○2 番（岩下正行君）

完全に機械を入れ替えるという大がかりな工事をやっていただくんですが、素人的に心配しているのは、水の供給を止めないで機械を入れ替えていくという工事ですね。

これが非常に、パズルというかマジック的な技術が要るのではないかと感じているんですが、あれは一基で 2 系統あるわけです。

だから、1 系統が生きていれば、水の供給は可能だと。

多分そこを、うまく利用して、給水を止めないで機械を更新していくということだと思っておりますが、現実には何日か止めなきゃいけないとか、そういう想定がされますか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

現地には、工事期間の準備が大方揃って切替えをするときでございますけれども、約 1 か月程度、仮設機を持っていく段取りで予定を組んでいるところでございます。

それで、実際に水を止めることはあると思います。

ただ、それは何日とかではなくて、1時間とか2時間とかを、今は想定している。
長くても半日とか、若干の停止はあるかなと思っています。

その時はまた、住民の方にも御案内をしたいと考えているところでございます。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

納得が出来ました。

要するに仮設機をもって、もう1台淡水化装置を、移動淡水化装置を持って行って、それでやると。

言えば、発電所でいうと、予備の発電機を持って行って、それで回しながら取り外す。

了解しました。よろしくお願いいたします。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

20年経過したということで、新しい機械と取替えですが、20年前の機械と装置と比べて、水質も含めてどのように改善されたのか。これが一つ。

それと、ここの施設の日常の管理において、その灯台に委託者を置いて管理業務を行っているのか伺います。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

機器の品質がどのように変わったかと言いますと、飛躍的に物凄く変わってるものではなくて、今でも当然、十分利用できる水なので、そこまでたくさんの装置が加わったりとかはしているわけではないです。

機器も20年前のものが新しいものになって、若干一部変わっていますけれども、とても変わっているところはないような状況です。

生産する水の量とかも、今のところは以前の当初計画したような内容ととらえていただければ結構です。

日常管理の分ですけれども、施設を管理する方をお願いしておりまして、出張所長も含めてですけれども、管理をさせていただいているようなところでございます。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

工事期間中は、かわりの機械で動かすということなんですが、もし、この新しい機械に変わって故障が生じた場合、過去にもそのようなことがあったかどうか、ちょっと私は知

らないところなんですけども、どのような対策をとるのか伺いたい。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

今実際、小宝島の淡水化施設は、淡水化装置が2系統ありまして、今というか、計画上はですね、2系統あって、交互運転をするような形なんですけれども、実際に小宝島は今、1系統しか動いてない状況です。

それで、何とかやりくりをしながらしているところですが、これはもう以前のように2系統して、整備をして、交互運転をして、それが予備にもなるわけなんですけれども、使っていこうと、安全に使えるようにしていこうというようなところでございます。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

今、課長が言われたように、その2系統を交互に動かしながら運用していくと、これはぜひそのようにやっていただきたい。

1系統だけ動かして、いざ故障となったらね、大変なことになるのは事実なんです。あるいは1系統だけ動かして1系統を半年も止めていると、これはまたおもしろくない機械としてはですね、もうそれ当たり前のことなんです。

ところが、今まではそういう当たり前のことを、予算の関係ですかね、やってきたということですが、やっぱりこういうものは、右左右左1日置きなのか、1週間置きなのか、そういうことで、ちゃんと動かしていただきたい。

設計はもう終わっているんですが、私、現場でも申し上げたんで、このことはちゃんとやってくれていると思うんですが、機械が動いているだけでは、水が何トン生産されているか、実はわからないんです。

ですから、この給水を、貯水タンクにですね、昨日から今日何トン送ったということが分かるような構造、メーターですね、給水、送ったメーターがちゃんとつけて分かるようにしてくださいというお願いをして、現場に調整に来た方にも、そのことは、しつこく厳重に言っておいたんですが、そのような設計になっているかどうか、確認されていますか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

そのメーターのところはですね、ちょっと私のところまではしっかりとした返事、こういうふうにしましたというのは聞いてないんですけれども、大丈夫だと認識しております。

あわせてですけれども、今、工事を受注しまして、施工業者としても早く、一度工事着工前にもう一度地元に入りたいと。

設計事務所は入りましたけれども、まさに工事をする段階で差異があったらいけないということで、早く地元に入って聞き取りをして、みんなと意見調整をしたいという申出をいただいておりますので、ちょっとコロナの関係もありまして、今は止めているところでございますけれども、いろいろ規制が解除されましたら、一度島のほうに行って、いろんな打合せをして、工事着工したいというふうに捉えているところでございます。

それでいいと、こちらのほうも指示をしているところでございます。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君の本件に関する質疑は、既に3回ありましたが、特に発言を許します。

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

先ほどの答弁ではですね、20年前と技術的、能力的に対して変わりはないという答弁でした。

しかしながら、日本の水処理のメーカーは、世界に誇る技術を持っているんですよ。だからこの20年の間に、水処理の能力は変わらないといかんわけですよ。

今後20年間使うわけですよ。

だから、「対して今までと変わらない」という答弁だったものですから、「あれ、おかしいな」と思ってですね、日本の素晴らしいこの水処理の技術があるわけですから、そういう設計の段階で、そういう情報も網羅して、調査して、「これなら良いな」というような、この技術、能力のできる施設をつくってほしいですね。

だから良い品質、住民が納得できる淡水化施設をひくのが本来の姿であると思うんですけども、品質には影響はないかと思っておりますけれども、やはりこの20年間のこの技術の能力を生かした施設を、やっぱりつくるべきかなと考えておりますので、今後また計画があった折には、またそういう利用法等も網羅して、良い水処理ができるような機械の導入をはかっていたいただきたいと思います。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

すいません、ちょっと私の先ほどの答弁について、表現がちょっと不足していたのかもしれないけれども、当然、以前と整備をした機器とは物も違うので、全くその20年前のものを入れるわけではなくて、方式は、浸透膜式であったりとか、方式は変わりません。

ただ、その施設の機器自体は、20年前とは非常に違ってございまして、新しいものに入替えていく。

当然、機器の持ちも違うと思えますし、能力的にも若干違う部分もあると思えます。

そのまま変えているわけではなくて、新しいものに更新をするというような意味合いでとらえていただいたら結構かと思えます。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

まずそういう、我々が思う、「こういう能力ありますよ。品質もこれだけ上がっていますよ」という、数値があれば分かるんですけども、ただ、「新しいものに換えました」と言っただけで、内容が見えてこないんですよ。

ですから納得ができるような答弁がないですよ。

だから、「こういう品質になっております」とね、「住民が安心して20年間は飲めるような設備ですよ」ということが、示されていないものだから、私は「あれっ」と思うんですよ。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

今、詳細な資料は持ち合わせていないところでございます。

決算委員会のおりでも、一覧表で示せるような体制をとりたいと思います。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、報告第15号、契約の締結の件（令和3年度十島村簡易水道事業（小宝島工区）請負契約）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、報告第15号、契約の締結の件（令和3年度十島村簡易水道事業（小宝島工区）請負契約）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。
11時20分にお集りください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第4 報告第16号 令和3年度十島村一般会計予算補正（第3号）

○議長（前田功一君）

日程第4、報告第16号、令和3年度十島村一般会計予算補正（第3号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

報告第16号、一般会計予算補正（第3号）の件について説明します。

本件は、6月に口之島で発生した集中豪雨により被災した災害関連経費について、予算の補正を専決処分したものです。

予算については、当面必要な事業を執行するため、概算で計上しており、以後の補正にて調整することとしています。

議案、下段の専決処分書、第1条をご覧ください。

補正の額を、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,058,725千円としています。

1ページが第1表、2ページが第2表です。

補助災害復旧事業債に22,500千円を追加して、補正後の借入限度額を536,961千円としています。

次に、歳入について説明します。

4ページをお開きください。

国庫支出金、国庫負担金の災害復旧費国庫負担金では、農林水産施設災害復旧費国庫負担金で、林道口之島の災害復旧工事に係る負担金19,500千円、公共土木施設災害復旧費国庫負担金で、口之島戸尻線の災害復旧工事に係る負担金48,000千円をそれぞれ追加し

ています。

繰入金、基金繰入金の災害引当基金繰入金では、不足する財源 12,426 千円を追加しています。

村債、現年補助災害復旧事業債の公共土木施設災害復旧事業債では、口之島戸尻線の充当財源で 12,000 千円、農林水産施設災害復旧事業債では、林道口之島線の充当財源 10,500 千円をそれぞれ追加しています。

次に歳出について説明します。

5 ページをお開きください。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費の補助農林水産施設災害復旧費では、林道口之島線の被災箇所 の測量、設計業務の委託料で 1,200 千円、工事請負費で 30,000 千円をそれぞれ追加しています。

単独農林水産施設災害復旧費では、口之島戸尻線の牧柵や給水パイプの復旧に要する工事材料費で 541 千円を追加しています。

公共土木施設災害復旧費の補助公共土木施設災害復旧費では、口之島戸尻線の被災箇所 の測量、設計業務の委託料で 5,995 千円、工事請負費で 60,000 千円をそれぞれ追加しています。

次の単独公共土木施設災害復旧費、及び 6 ページの単独その他施設災害復旧費では、災害に関連する復旧等の経費として、合計 3,545 千円を追加しています。

以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

○5 番（日高助廣君）

口之島の 6 月の豪雨によります災害復旧費等が上がっておりますけれども、この復旧、一部、応急措置が終わった箇所、またこれから発注を行う箇所ですね。

林道と、戸尻牧場ですね、戸尻線の災害復旧費は、いつごろの発注を考えているのかですね。

それと、集落内の災害復旧は、来年以降だということを聞いておるんですけども、これも踏まえてお伺いいたします。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

林道口之島線と村道戸尻線については、林道については 9 月 8 日に災害査定が終了しております。

村道戸尻線については9月1日に災害査定が入りましたので、予算措置も済んでいるところです。

10月中には発注をしたいと、予定をしている両工事とも10月中には発注をしたいと考えているところでございます。

集落内の分については、県の治山工事になります。

令和4年度の事業になる見込みであるということを聞いているところでございまして、発注時期については、県の発注分になりますので、また、もうしばらく年度末か次年度の年度当初にならないとわからないところでございます。以上です。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

戸尻線の道路の復旧工事ですけれども、請負費で6000万が上がっておりますけれども、この工法ですね。

どのような工法で行うのか、わかればお伺いいたします。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

査定後の村の申請から若干変わりました、査定後ですけれども、崩れた法面についてはモルタル吹きつけを実施していいというような査定結果になっているところでございます。

事業費は6000万円で、当初、このときの補正予算は計上しまして、実際に設計額が4400万円程度上がりまして、査定結果は3200万円程度となっております。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、報告第16号、令和3年度十島村一般会計予算補正（第3号）の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、報告第 16 号、令和 3 年度十島村一般会計予算補正（第 3 号）の件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程第 5 議案第 117 号 十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する
条例制定の件

○議長（前田功一君）

日程第 5、議案第 117 号、十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

それでは、議案第 117 号、十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本議案は、国、県の「老人の日記念百歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈事業」に準じ、所要の改正を行うものです。

国、県の「老人の日記念百歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈事業」については、老人の日記念行事としまして、年度中に百歳を迎える高齢者の方に、お祝い状と記念品を贈呈し、その長寿をお祝いかつ社会の発展に寄与したことを感謝し、自らの生活の向上を高めることを目的としている事業でございます。

今回の改正につきましては、本村の 100 歳に対する敬老祝金の支給の基準日が 9 月 1 日となっておりますことから、基準日以降に 100 歳の誕生日を迎える方は、翌年度の支給ということになります。

国、県と支給年度が異なることになっておりましたことから、本村の敬老祝金等の 100 歳支給対象者の基準を、国、県の事業に規定する 100 歳を迎える年度に改正するものでございます。

この改正によりまして、国、県、村で、同時に 100 歳の長寿をお祝いし感謝状及び記念品並びに敬老祝金を支給することができることとなります。

それでは、改正部分について、2 ページの新旧対照表でご説明いたします。

第2条第1号中「敬老祝金 毎年9月1日を基準日とし、満70歳、満80歳、満88歳、満90歳及び満100歳以上の者」を「敬老祝金は、次の要件を満たすものとする。」に改め、同号に「ア 毎年9月1日を基準日とし、満70歳、満80歳、満88歳、満90歳及び満101歳以上の者」、「イ 年度中に満100歳を迎える者」を加えております。

この条例は、公布の日から施行いたしまして、令和3年9月1日から適用することとしております。

以上で、十島村敬老祝金等支給条例に関する条例の一部を改正する条例制定の件の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第5、議案第117号、十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第117号、十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- △日程第 6 認定第 1 号 令和 2 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定
- △日程第 7 議案第 2 号 令和 2 年度十島村国民健康保険歳入歳出決算の認定
- △日程第 8 認定第 3 号 令和 2 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定
- △日程第 9 認定第 4 号 令和 2 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- △日程第 10 認定第 5 号 令和 2 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
- △日程第 11 認定第 6 号 令和 2 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定
- △日程第 12 認定第 7 号 令和 2 年度十島村へき地診療所運営特別会計歳入歳出
決算の認定

○議長（前田功一君）

お諮りします。

日程第 6、認定第 1 号、令和 2 年度十島村一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第 12、認定第 7 号、令和 2 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで 7 件を一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

従って日程第 6、認定第 1 号、令和 2 年度十島村一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第 12、認定第 7 号、令和 2 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで 7 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

それでは、令和 2 年度決算について説明します。

認定は、一般会計及び特別会計 6 件の計 7 件でございます。

お手元のほうに決算書、及び監査委員の意見書、令和 2 年度一般会計・特別会計決算資料、令和 2 年度の主要施策の成果に関する調書、並びに令和 2 年度、地方財政状況調査検収調書、及び財政状況等資料をお配りしているかと思っております。

その資料のうち、令和 2 年度、一般会計並びに特別会計決算資料の 2 ページをお開きしていただければと思います。

令和 2 年度の全 7 会計の決算規模につきましては、そこに資料で示す通り、おおよそでございますけれども、歳入で、前年度比で 5 億 3 千万円（8%）増で約 73 億円の歳入規模になります。

また歳出につきましては、前年度比で5億9千万円（9%）増で約71億円の増となっております。

前年度と比較しますと、一般会計で大きく増加しているほか、3つの特別会計で、2割を超える増加、船舶交通特別会計におきましては、歳入で1億円を超える減少となっております。

各会計の詳細については、所管するそれぞれの担当課長のほうから説明をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

それでは、一般会計から、決算、概要について説明いたします。

今の資料の4ページをお開きください。

まず、歳入歳出の総額は、いずれも前年度までの決算額と比較して、2年連続の増加となります。

それぞれ、歳入は、前年度比608,683,551円（11.8%）増の5,777,541,553円で、歳出は、前年度比617,194,226円（12.3%）増の5,648,294,986円となりました。

全款外におきまして、増加した額を上回っている状況です。

これは、補助港湾建設費、及びブロードバンドに係る事業費が大きく影響しているほか、災害復旧費及び公債費の増加も影響しています。

5ページの形式収支は、前年度比8,510,675円（6.2%）減の129,246,567円で、うち翌年度に繰り越すべき財源は、前年度比3,810,000円（6.9%）増の59,385,000円で、実質収支は、前年度比12,320,675円（15.0%）減の69,861,567円となりました。

次に、歳入の概要について説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入決算額が、前年度と比較して大幅に増加しています。

特に、国庫支出金で、前年度比5億9千万円余り、大幅に増加していることが要因です。

下のグラフは、自主財源の比率の推移を表していますが、前年度からすると、若干増加している状況です。

7ページの表は、款別の歳入決算額です。

多くの費目で増加しています。

主な費目の増減について説明します。

表の下から、まず繰入金金は501,385,755円で、前年度比168,488,950円（50.6%）の大幅増のとなりました。

これは、地方債の繰り上げ償還の財源として繰り入れた減債基金で、前年度比1億7千万円を超える225,283,000円を繰り入れたことが大きく影響しています。

8ページをお開きください。

次に、繰越金は96,257,242円で、前年度比34,853,648円(56.8%)の大幅増となりました。

うち純繰越金は、前年度比20,523千円増の40,682千円で、繰越事業費等充当財源繰越金は、前年度比14,796千円増の56,040千円となっています。

次に、④の県支出金は416,139,010円で、前年度比83,742,146円(25.2%)の増となっています。

特に、特定離島ふるさとおこし推進事業の全体額で、前年度比4事業141,277千円(72.1%)増の23事業337,128千円が影響しています。

9ページの国庫支出金は2,120,796,814円で、前年度比592,478,301円(38.8%)の増となっています。

これは、港湾建設費補助金を含む港湾関連で、前年度比3億円を超える増のほか、定額給付金を含めた、新型コロナウイルス感染症に関連する補助金で、前年度比1億6千万円を超える皆増が影響しています。

10ページをお開きください。

地方債は791,317,000円で、前年度比383,502,000円(32.6%)の減となりました。

これは、前年度に完了した防災行政無線の整備等に活用した緊急防災・減災事業債が大幅に減少したことが影響しています。

11ページの地方交付税は1,582,657,000円で、前年度比61,170,000円(4.0%)の増となっています。

このうち、普通交付税は1,281,715,000円で、前年度比24,386,000円(1.9%)の増となっています。

普通交付税の需要費の算定においては、公債費の費目で減額がありましたが、新たに創設された地域社会再生事業費で22,538,000円が追加されたことが大きく影響しています。

特別交付税は300,942,000円で、前年度比36,784,000円(13.9%)の増となりました。

結果、普通交付税は2年連続の増加で、臨時財政対策債を含めると、4年ぶりに16億円を超えています。

12ページをお開きください。

地方税は83,284,015円で、前年度比8,051,499円(10.7%)の増となりました。

うち村民税は32,991,113円で、前年度比6,233,610円の増となっています。

これは、法人村民税の法人税割で、一部業者の企業利益の増加が大きく影響しています。次に、歳出の概要について説明します。

歳出決算額は、2年連続の増加で、前年度比617,194,226円(12.3%)増の5,648,294,986円となりました。

13ページは、目的別の歳出の状況です。

総務費の決算額は2,070,868,182円で、前年度比191,568,956円の増となりました。

これは、高度無線環境整備推進事業、積立基金費及び新型コロナウイルス感染症対策支

援事業で増加した事業費が大きく影響しています。

民生費は 292,704,160 円で、前年度比 45,329,795 円の増となりました。

これは、特別定額給付金事業の事業費が大きかったことが影響しています。

衛生費は 196,848,329 円で、前年度比 34,445,147 円の増となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症対策事業の事業費が大きかったことが影響しています。

労働諸費は 51,187,404 円で、前年度比 44,773,484 円の大幅増となりました。

これは、前年度まで各費目にあった賃金を会計年度職員とは別にし、現業業務を委託することとして、この費目に集約したことによるものです。

農林水産業費は 423,732,468 円で、前年度比 54,807,627 円の増となりました。

これは、特定離島、水産物加工施設、及び水産施設の事業実施に伴い、水産業費が前年度比 1 億円を超える増となったことが影響しています。

商工費は 78,288,445 円で、前年度比 49,400,479 円の減となりました。

これは、前年度に完成した特定離島、研修交流施設整備に係る事業費が影響しています。

土木費は 1,040,286,316 円で、前年度比 396,061,558 円の大幅増となりました。

これは補助港湾建設費で、4 億円を超える増となったことが影響しています。

消防費は、79,236,098 円で、前年度比 453,643,982 円の大幅減となりました。

これは、前年度に完成した防災行政無線のデジタル化で 5 億円を超える減が影響しています。

教育費は 415,835,209 円で、前年度比 14,274,658 円の増となりました。

これは、事業費が大きかった校内通信ネットワーク整備事業の完了が影響しています。

15 ページからは、地方財政状況調査による性質別の分類による比較をしています。

性質別の分類では、義務的経費は、前年度比 249,854 千円 (25.2%)、投資的経費は、前年度比 216,559 千円 (7.1%) のそれぞれ増です。

また、その他経費は、前年度比 191,249 千円 (16.3%)、すべての項目で増加しています。

16 ページをお開きください。

人件費は 556,929 千円で、前年度比 88,793 千円 (19.0%) の増となっております。

これまで、賃金又は報償費で支給していた全ての非常勤職員が、会計年度任用職員となり、報酬での支払いとなったこと、及びそれに伴い期末手当を支給していることに加え、職員給の増が影響しています。

17 ページの普通建設事業費は 2,927,796 千円で、前年度比 26,666 千円 (0.9%) の増となりました。

うち、補助事業は全体の 8 割を超える 2,415,144 千円で、補助港湾建設費の大幅な増が影響して、前年度比 252,373 千円の増となっています。

18 ページをお開きください。

物件費は 543,669 千円で、前年度比 34,269 千円 (6.7%) の増、また 19 ページの補助費は 305,511 千円で、前年度比 84,814 千円 (38.4%) の増となっています。

いずれの費目についても、新型コロナウイルス感染症対策事業が影響しています。

19 ページの下段の積立金は、一定の財源を確保できたことから、前年度比 64,033 千円増の 372,335 千円となっています。

20 ページをお開きください。

上の表が、積立基金の残高です。

積立額は増加しましたが、基金残高は 6 年連続で減少しています。

特に本年度は、繰り上げ償還に伴う財源も必要であったことから、1 億 7 千万円弱の減少となりました。

公債費は 630,157 千円で、前年度比 152,302 千円増となっています。

これは、2 億円近くの繰り上げ償還を行ったもので、元金にして 191,116,456 円を繰り上げて償還しています。

22 ページをお開きください。

結果、村債の残高です。

村債残高は 2 年連続の増加で、2 年前と比較しますと、9 億円以上が増加していることとなります。以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

それでは、認定第 2 号、令和 2 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明いたします。

一般会計・特別会計決算資料でご説明いたします。

資料の 24 ページをご覧ください。

このページに、平成 28 年度から令和 2 年度までの歳入歳出それぞれの決算規模を記してございます。

令和 2 年度の決算額は、歳入歳出の総額はそれぞれ 127,714,356 円となっております。

26 ページの下段の表をご覧ください。

この表に、過去 5 年間の歳入の款別決算額の推移を記しております。

歳入決算額を前年度と比較しますと 4,752,362 円 (3.9%) の増で 127,714,358 円となっております。主に、県支出金で増、国民健康保険税と繰入金で減というふうになっております。

27 ページをご覧ください。

歳入の主な増減についてご説明いたします。

28 ページから 29 ページにかけて、過去 5 年間の世帯数・被保険者数、所得割・均等割・平等割、保険税の軽減措置対象者数の推移を記しております。

(1) の国民健康保険税では、20,004,500 円で、対前年比△2,212,400 円 (△10.0%) の減となっております。

これは、28 ページに記載の通り、被保険者数は 217 名で増減はございませんが、標準課税所得額の減少によりまして、所得割額で△1,979,484 円の減、均等割額で△365,200 円の減、平等割額で△165,900 円の減となったことが要因となっております。

(2) の国庫支出金では 330,000 円で、対前年度比 110,000 円 (50.0%) の増となっております。

これは個人番号カードを利用した資格確認対応のためのシステム改修に係る補助金になります。

30 ページをご覧ください。

(3) の県支出金では、97,620,091 円で、対前年比 8,753,389 円 (9.9%) の増となっております。

この交付金は、療養給付・高額療養に係る保険給付費、特定健康診査事業等の保健事業費等に充てられる財源としまして、過去 3 年間の医療費実績に基づき概算交付されております。

保健事業を拡充いたしまして、栄養士等の人件費を補助対象経費としましたことが影響して大きな増となっております。

(4) の繰入金では 9,067,791 円で、対前年比△1,914,936 円 (△17.4%) の減となっております。

これは、基金からの取崩しを行わず、事務費・保健事業費等の村負担分を一般会計からの法定内繰入れで対応したことや超過交付分の保険給付費の返還金 1,247,216 円を一般会計から繰り入れたことが影響しております。

31 ページをご覧ください。

このページには、過去 5 年間の歳出の款別決算額の推移を記しております。

歳出の決算額を前年度と比較しますと 5,012,224 円 (4.1%) の増で 127,714,358 円となっております。

主に、保険給付費と国民健康保険事業費納付金で増、保健事業費と諸支出金で減となっております。

32 ページをご覧ください。

歳出の主な増減についてご説明いたします。

(1) の総務費では 7,185,578 円、対前年度比 656,363 円、率にして 10.1% の増となっております。

これは、一般管理費で、栄養士等の人件費等及び連合会負担金で 661,753 円の増、国保運営協議会の開催を書面決議としたことで△5,390 円の減となったことが影響しております。

(2) の保険給付費では、80,814,402 円、対前年度比 7,600,413 円、率にして 10.4% の

増となっております。

療養給付費で 5,603,636 円の増、高額療養費で 790,584 円の増となっており、その要因は、33 ページの年間医療費の推移を見ていただきますと、お分かりの通り医療費のほうは 7,561,227 円の増となっていることが大きく影響しております。

35 ページをご覧ください。

(3) の国民健康保険事業費納付金では 33,972,764 円、対前年度比 1,689,314 円、率にして 5.2%の増となっております。

これは、国民健康保険税納付基準額を村の過去三年間の医療費平均額を参考に、県が納付金額を算出することとなっております。本村の医療費が増額傾向にあるということになります。

(4) の保健事業費では 4,494,398 円、対前年度比△3,346,103 円、率にして△42.7%の減となっております。

これは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業が始まったことや、新型コロナウイルス感染防止に伴い、鍼灸施術事業の中止など事業を縮小したことが影響しております。

36 ページをご覧ください。

(5) の基金積立金では、皆減となっております。

(6) の諸支出金では 1,247,216 円、対前年度比△1,554,149 円、率にして△55.5%の減となっております。

これは、前年度の国保療養給付費負担金・退職者医療交付金の交付額確定による療養給付費等の返還をしておりますが、その超過交付額が前年度より大幅に少なかったことが影響しております。

以上で、令和 2 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明の途中ですが、昼食のため、これより休憩いたします。

午後は一時にお集まりください。

昼食

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続けて提案理由の説明をお願いいたします。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

令和2年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の概要について報告します。

決算書は125ページから147ページ、資料は38ページから49ページになります。

決算資料で同様に説明します。

39ページの1決算規模をご覧ください。

歳入では、前年度比140,454,814円（11.95%）減の1,034,486,146円、歳出は前年度比87,650,132円（8.67%）減の923,120,903円となっており、いずれも前年度と比較し減少しております。

枠内に記載のとおり、歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症が大きく影響しており、歳入では観光客を含め、不要不急の方達の移動自粛要請に伴う、旅客輸送量の減に伴う収入の減、歳出については、全世界的な経済活動の縮小による燃料単価の下落や、旅客輸送量の減に伴う代理店への手数料の減少がその主な理由です。

40ページをお開き下さい。

2・決算収支では、実質収支前年度比52,804,682円、率にして32.2%減の111,365,513円となっており、令和元年度と比較し、繰越金が減少したこと等により、形式収支・実質収支とも相対的に減少となっておりますが、黒字決算となっているところでございます。

3・歳入の特徴では、41ページ上の表2で、年度別款別の歳入額をそれぞれ示しております。

4の歳入の主な増減は、表2の内訳を説明したものでございます。

①の運航収入では、前年度比63,923,157円、率にして17.42%減の302,989,945円となっており、内訳は、旅客運賃、手荷物運賃、小荷物運賃、自動車航走運賃、運航収益雑収入が減となっております。

43ページをお開きください。

②国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送量減等が影響し、前年度比22,529,400円（4.72%）減の455,281,505円となっております。

③県支出金は、枠内に記載のとおり、令和元年度は、平成30年度からの繰越金が多く、県支出金が無かったため、令和2年度の県支出金が、前年度比で皆増となっております。

44ページをお開きください。

⑤繰越金では、前年度比108,156,506円（39.72%）減の164,170,195円となっており、その理由は枠内に示している内容です。

45ページをご覧ください。

歳出について説明します。

5の歳出の特徴として、前年度比で変動の大きかった要因2つを挙げており、歳出決算額内訳を表9に示しています。

46ページをお開き下さい。

表9の内訳を①から49ページの⑤まで示しております。

46 ページ①各種取り扱費と 47 ページ②燃料潤滑油費については、冒頭説明しましたように、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、決算額が減少しているもので、①の各種取り扱い費は、前年度比 5,226,359 円 (15.7%) 減の 27,975,657 円となっており、②の燃料潤滑油費については、前年度比 98,801,887 円 (26.97%) 減の 267,534,157 円となっております。

48 ページをお開き下さい。

③船費については、前年度比 7,776,580 円 (1.95%) 増の 407,423,457 円となっており、ドック入渠時の作業増と、消耗品が増加したことによるものでございます。

49 ページをご覧ください。

⑤店費につきましては、前年度比 1,084,550 円 (6.19%) 増の 18,602,303 円で、その要因は、人件費等の増加が主な要因となっております。

以上で令和 2 年度船舶交通特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

それでは認定第 4 号、令和 2 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明いたします。

一般会計・特別会計決算資料で説明させていただきます。

51 ページをご覧ください。

ここには、平成 28 年度から令和 2 年度までの歳入歳出それぞれの決算規模を記してございます。

令和 2 年度の決算額は、歳入総額 81,373,073 円、歳出総額 71,095,875 円で、歳入歳出の差引額は 10,277,198 円となり、全額を翌年度へ繰越し、介護給付費等の超過交付に伴う還付金を除き、介護準備基金へ積立てることとしております。

52 ページの下段の表をご覧ください。

この表には、過去 5 年間の歳入の款別決算額の推移を記してあります。

歳入決算額を前年度と比較しますと 6,567,425 円 (△7.5%) 減で 81,373,073 円となっており、主に、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金で大きく減となっております。

介護保険事業に係る財源構成は、事業費の 50%を介護保険料（1号-16%・2号-28%・調整交付金-6%）、20%から 25%を国庫支出金、12.5%から 17.5%を県支出金、12.5%を市町村負担となっておりまして、介護保険料（1号・2号）が事業費の 44%に満たない市町村は、介護準備基金の取崩しや都道府県の介護基金からの借入で補うことになっております。

このことから、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等の増減の要因につきましては、すべて連動しておりまして、歳出でもご説明しますが、要支援・介護者が受け

た通所・訪問・入所による介護サービスに係る保険給付費、村内の介護予防拠点施設で実施されている介護予防・日常生活支援総合事業や高齢者見守り支援・認知症総合支援事業に係る地域支援事業費の減が主な要因となります。

53 ページをご覧ください。

歳入の主な増減についてご説明いたします。

53 ページから 57 ページにかけて、過去5年間の款ごとの歳入の推移及び目別の推移を記しております。

(1) の国庫支出金では 19,248,950 円で、対前年比 $\Delta 2,783,800$ 円 ($\Delta 23.7\%$) の減となっております。

これは、居宅・施設介護サービスに係る介護給付費の減に伴い、介護給付費負担金で 919,600 円の減、調整交付金で 947,000 円の減、新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小で、総合相談事業や生活支援体制整備事業に係る人件費の減などに伴い、地域支援事業で 1,296,200 円の減が影響しております。

54 ページをご覧ください。

(2) の支払基金交付金では、11,188,549 円で、対前年度比 $\Delta 982,451$ 円 ($\Delta 8.1\%$) の減となっております。

要因につきましては、先ほど申しあげました国庫支出金と同様でございますので、説明は割愛いたします。

55 ページをご覧ください。

(3) の県支出金では、9,171,677 円で、対前年度比 $\Delta 2,323,197$ 円 ($\Delta 20.2\%$) の減となっております。

この要因も、国庫支出金と同様ですので説明は割愛させていただきます。

56 ページをご覧ください。

(4) の繰入金では、23,811,660 円で、対前年度比 $\Delta 834,532$ 円 ($\Delta 3.4\%$) の減となっておりますが、減となった要因は、先ほど来の国庫支出金と同様でございます。

ただ、低所得者保険料軽減繰入金では、消費増税に伴う低所得者（第1段階から第3段階）の被保険者に対する保険料軽減の完全実施により、前年度と比較して 451,080 円 (62.0%) の増となっております。

57 ページをご覧ください。

(5) の保険料では、10,784,480 円で、対前年度比 $\Delta 339,840$ 円 ($\Delta 3.2\%$) の減となっております。

これは、消費増税（10%）に伴う低所得者（第1段階から第3段階）の被保険者に対する保険料軽減の完全実施となったことが影響しております。

58 ページをご覧ください。

このページには、過去5年間の歳出の款別決算額の推移を記しております。

歳出の決算額を前年度と比較しますと $\Delta 9,711,974$ 円 ($\Delta 12.1\%$) の減で 71,089,875 円

となっております。

居宅・介護施設サービスに係る保険給付費の大幅な減、基金積立金の減が大きく影響しているようです。

59 ページをご覧ください。

歳出の主な増減についてご説明いたします。

(1) の総務費では 15,903,232 円で、対前年度比 112,320 円 (0.7%) の増となっております。

これは、法律の改正に伴うシステム改修により、一般管理費で 88,551 円の増、介護認定に係る対象者の増により、認定調査等費で 57,560 円の増、認定審査会委託負担金で 76,221 円の増、一般職給与費 (介護) で 106,515 円の減が要因となります。

60 ページをご覧ください。

(2) の保険給付費では 29,542,003 円で、対前年度比△8,992,622 円 (△23.3%) の減となっております。

要因は、62 ページから 63 ページの表のとおり、居宅介護サービス給付費で、受給者の延べ人数が前年度より増加しておりますけれども、要介護 4 と 5 の高額の利用が減少したことで、△2,060,127 円の減、同様に特例地域密着型介護サービス給付費で△1,320,237 円の減、施設介護サービス給付費では、利用者数が 18 名減の 38 名となったことで△4,904,927 円の減、特定入所者介護サービス費では、短期入所療養介護 (ショートステイ) の利用者減に伴い、△1,427,739 円の減となっており、反対に、特例地域密着型介護・予防サービス給付費では、ホームたからの利用者が 4 名増の 56 名となり 240,291 円の増、介護予防住宅改修費で、341,910 円の増となっております。

64 ページをご覧ください。

(3) の地域支援事業費では、17,857,462 円で、対前年度比△392,595 円 (△2.2%) の減となっております。

その主な要因は、65 ページの表のとおり、総合相談事業で、高齢者見守り支援員の減少及び新型コロナウイルス感染防止対策に伴い、事業縮小により 1,720,905 円の減、反対に、生活支援体制整備事業では、1,303,647 円の増となったことが影響しております。

(4) の基金積立金では 1,207,000 円で、対前年度比△2,019,000 円 (△62.6%) の減となっております。

66 ページをご覧ください。

(5) の諸支出金では 6,586,178 円で、対前年度比 1,579,923 円 (31.6%) の増となっております。

これは、令和元年度に係る介護保険事業 (地域支援事業他) 等の実績に伴う国・県への返還金になります。

以上で、令和 2 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

続きまして、令和2年度簡易水道特別会計決算の概要について説明します。

引き続き、68ページからになります。

68ページをお開き下さい。

1 決算規模・決算収支は、令和2年度歳入・歳出ともに前年度比 14,839,904 円 (20.8%) 増の 86,255,467 円となっております。

前年比較で増の理由ですけれども、図1のグラフを見て頂いて解りますように、令和元年度が低かったことが要因で、四角囲みの②に記載していますとおり、令和元年度分の単独簡易水道改良工事を一部令和2年度で繰越して実施したことによるものでございます。

69ページをお開き下さい。

2 歳入の特徴では、大きな要因3つを挙げており、さらに詳しい資料を70ページから示しております。

70ページをお開き下さい。

料金収入では、前年度比 2,390,560 円 (19.4%) 増となっておりますけれども、枠内に記載のとおり、令和元年度より料金徴収の2月3月分の料金収入を翌年度収入としたことから、令和元年度分が減少し、令和2年度で平成30年度と同規模となっているところでございます。

71ページ、②国庫支出金と③県支出金につきましては、事業費の増によるものです。

72ページをお開き下さい。

④繰入金は、前年度比 9,880,707 円 (37.1%) 増となっております、その理由は、繰越を行った口之島水源地整備修繕工事の事業費 11,721,000 円については、補助事業に該当せず全額村単独事業費となったことから、例年より増加している状況でございます。

⑤の雑入は記載のとおりです。

続いて、歳出について説明します。

73ページをお開き下さい。

4 歳出の特徴として、①営業費用から③建設事業費までを主な要因として挙げています。

詳しくは74ページをお開きください。

①の営業費用・維持管理費で、前年度比 7,231,182 円 (26.7%) 減となっておりますが、令和元年度が口之島・諏訪之瀬島・小宝島の水道ポンプ修繕に約 520 万円の支出があった他、公有財産購入費としまして水道メーター購入に 260 万円の支出をしておりますけれども、令和2年度では、このような大きな支出が無かったためでございます。

②の建設事業費・簡易水道再編推進事業では、1,192,450 円 (4.8%) の微増となっております。

③の建設事業費・特定離島ふるさとおこし推進事業につきましては、前年度比4,000,000円(57.1%)の増となっており、平島地区の給水管切替工事を実施に伴う、事業費の増加に伴い、前年度より増加しております。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

それでは認定第6号、令和2年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要を説明いたします。

76ページをご覧ください。

平成28年度から令和2年度までの歳入歳出それぞれの決算規模を記してございます。

令和2年度の決算額は、歳入総額17,103,575円、歳出総額16,932,518円で、歳入歳出の差引額は171,057円となり、全額を翌年度へ繰越してございます。

また、歳入で、対前年度比10,263,308円、歳出で10,722,616円(172.66%)の増となっておりますが、これは、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業が始まったことが影響してございます。

78ページの下段の表をご覧ください。

ここには、過去5年間の歳入の款別決算額の推移を記してございます。

歳入決算額を前年度と比較しますと10,263,308円(150.04%)増で、17,103,575円となっております。

その主な増減についてご説明いたします。

79ページから81ページにかけて、過去5年間の後期高齢者医療保険料、被保険者、所得割・均等割、保険税の軽減措置対象者数の推移を記しております。

(1)の後期高齢者医療保険料では、4,417,900円で、対前年比1,460,100円(49.36%)の増となっております。

その要因は、被保険者数は80ページに記載のとおり増減はございませんが、均等割軽減措置制度が9割軽減を廃止し、8.5割軽減を7.75割軽減に、8割軽減を7割軽減と見直されたことが影響して大きな増というふうになっております。

82ページをご覧ください。

(2)の繰入金では、4,013,919円で、対前年比770,103円(23.74%)の増となっております。

その要因は、一般会計繰入金で、高齢者医療制度見直しに伴うシステム改修に係る村負担分74,938円の増、他会計繰入金で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業が始まったことに伴う一般職給与費(後期)の職員退職手当負担金分705,732円の増が影響しております。

78ページにお戻り下さい。

使用料及び手数料では、普通徴収分の督促手数料（10 件分）として 2,000 円、国庫支出金では 17,000 円の皆増、繰越金では皆減、諸収入では普通預金利子として 8 円の減となっております。

83 ページをご覧ください。

(3) の広域連合支出金では 8,662,748 円で、前年度比は皆増となっております。

その要因は、先ほど申しました高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業が始まったことによる一体化事業委託金で 8,556,682 円、同事業推進に係る補助金 84,700 円、長寿健康増進事業に係る補助金で 11,366 円の増が影響しております。

このページの下段には、過去 5 年間の歳出の款別決算額の推移を記しております。

歳出の決算額を前年度と比較しますと 10,789,292 円（175.63%）の増で 16,932,518 円となっております。

84 ページをご覧ください。

歳出の主な増減についてご説明いたします。

(1) の総務費では、797,670 円で、対前年度比 790,424 円の増となっております。

これは、一般管理費で、高齢者医療制度見直しに伴うシステム改修費 88,000 円の増、一般職給与費（後期）で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に係る職員退職手当負担金 705,732 円の増が影響しております。

(2) の後期高齢者医療広域連合納付金では 7,462,749 円で、対前年度比 1,128,933 円（17.82%）の増となっております。

これは、被保険者数は 101 名で増減はありませんが、均等割軽減措置制度が改正されましたことが大きく影響しております。

85 ページをご覧ください。

(3) の保健事業費では 8,672,099 円で、前年度比皆増となっております。

これは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業が始まったことによる、保健師の人件費、介護予防体操の CD 制作、保健指導に係る診療所看護師の人件費負担分等で 8633,699 円、鍼灸施術事業で鍼灸券交付に係る負担金で 38,400 円の増となったことが影響しております。

以上で、令和 2 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。よろしくお願いたします。

引き続き、認定第 7 号、令和 2 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明いたします。

88 ページをご覧ください。

平成 28 年度から令和 2 年度までの歳入歳出の決算規模を記してございます。

令和 2 年度の決算額は、歳入歳出の総額それぞれ 207,841,946 円となっております。

89 ページをご覧ください。

過去 5 年間の歳入の款別決算額の推移を記しております。

歳入決算額を前年度と比較しますと 40,004,178 円 (23.84%) 増で 207,841,946 円となっております。

90 ページをご覧ください。

主な増減についてご説明いたします。

(1) の使用料及び手数料では 36,441,171 円で、対前年比△2,564,459 円 (△6.57%) の減となっております。

これは、各島診療所受診者の延べ人数が 727 名減の 6,192 名と減少したことが影響し、診療報酬及び一部負担金が減額となっています。

91 ページをご覧ください。

(2) の県支出金で 92,242,000 円で、対前年比 18,564,000 円 (25.20%) の増となっております。

これは、6 診療所で看護師 2 名体制となったことによる人件費等の増や看護師の退職手当負担金が補助対象経費に認められたこと、平島医療従事者用住宅整備に伴う補助金の増加によるものが影響しております。

(3) の繰入金では 49,770,962 円で、対前年比△5,091,104 円 (△9.25%) の減となっております。

これは、看護師の退職手当負担金が補助対象経費に認められたことが影響しております。

(4) の諸収入では 322,813 円で、対前年比 30,741 円 (10.53%) の増となっております。

これは、国の風しん予防対策に伴う抗体検査・予防接種に係る診療報酬 84,260 円を受け入れたことが影響しております。

93 ページをご覧ください。

過去 5 年間の歳出の款別決算額の推移を記しております。

歳出の決算額を前年度と比較しますと 40,470,178 円 (24.1%) の増で 207,842,946 円となっております。

主な増減については、(1) の総務費で 10,379,801 円、対前年度比 21,815 円 (0.21%) の増となっております。

これは、診療所運營業務の担当職員の給与となっております。

94 ページをご覧ください。

(2) の診療所費では 197,275,145 円、対前年度比 40,260,363 円 (25.64%) の増となっております。

95 ページをご覧ください。

主な増減を見ますと、一般職給与費 (看護) で 92,176,713 円、対前年度比 18,770,524 円 (25.57%) の増となっております。

その要因は、6 診療所で看護師 2 名体制となったことが影響しております。

また、看護専門員・補助員報酬等では、看護師2名体制が整い、休暇・研修等に係る代替看護師派遣の必要が無くなったことによる皆減でございます。

診療所一般経費では36,999,401円で、対前年度比△1,603,020（△4.15%）の減となっております。

その要因は、各診療所の錠剤台・業務用ポリッシャー等の購入費で1,038,450円の増となっておりますけれども、診療所看護師2名体制により代替看護師派遣に係る旅費で2,780,640円の減となったことが影響しております。

医師派遣事業費では34,378,670円で、対前年度比△1,379,481円（△3.86%）の減となっております。

これは、新型コロナ「緊急事態宣言」期間の巡回診療を遠隔診療に切替えたことが影響しております。

診療所施設整備事業では852,131円で、対前年度比653,527円（329.06%）の増となっております。

これは、口之島診療所の玄関扉改修工事、また平島診療所の雨戸設置工事が影響しております。

医療従事者住宅整備事業では26,521,000円で、対前年度比26,094,652円（6,120.50%）の増となっておりますが、これは、平島医療従事者住宅新築に係る工事監理委託業務で341,000円の増、建設工事で26,521,000円の増が影響しております。

96ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大事業では6,059,532円で、前年度比は皆増となっております。

これは、新型コロナ感染拡大防止対策費として、各診療所に100万円を交付される事業となっておりますが、感染防止用のウェットワイパー、嘔吐物処理セット等の購入で682,957円の増、非接触体温計50本の購入で385,000円の増、来診される方の体温を玄関で測定できるサーマルカメラ7台の購入で2,702,700円の増、診療所内の換気・消毒のための空気清浄機（オゾン）7台の購入で2,286,900円の増が影響しております。

(3)の災害復旧費では187,000円皆増となっておりますが、これは、小宝島診療所の台風被災に係る引込開閉配電盤の取換えが影響しております。

以上で、令和2年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑がないようでしたら、この後決算特別審査委員会のほうがありますがそちらのほうで、進めてよろしいですか。

お諮りします。

本件につきましては、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、本案件については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条、第1項の規定により、御手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、御手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

これから決算審査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定によって、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

これから直ちに正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は大会議場と定めます。

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、決算審査特別委員会の正副委員長が決定した旨、通知を受けましたので、御報告いたします。

決算審査特別委員長に岩下正行君、同副委員長に永田和彦君と決定いたしました。

△日程報告

○議長（前田功一君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。

本日 9 月 14 日火曜から 9 月 16 日木曜日まで、会議室において、決算審査特別委員会を開催する旨、決算審査特別委員長より通知を受けております。

日程は、9 月 14 日が一般会計の総務課関係及び一般会計の教育委員会関係の審査、9 月 15 日が一般会計の地域振興課関係及び一般会計の土木交通課関係及び土木交通課所管の特別会計であります簡易水道特別会計、船舶交通特別会計の審査、9 月 16 日が一般会計の住民課関係及び住民課所管の特別会計であります国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及びへき地診療所運営事業特別会計の審査、続いて、総括質疑、委員会の採決となっております。

本日は午後 2 時に会議室にお集まりください。

△散会

○議長（前田功一君）

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

令和3年第3回（9月）十島村議会定例会 議事日程（第5号）

令和3年9月17日（金） 午前・午後 10時 00分 開議

日程	議案番号	件名	議決結果	議決番号
第1	議案第104号	十島村職員定数条例の一部を改正する条例制定の件		
第2	議案第105号	十島村村営住宅譲渡条例制定の件		
第3	議案第106号	十島村住民医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件		
第4	議案第107号	十島村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件		
第5	議案第115号	契約の締結について議決を求める件 （令和3年度フェリーとしま2第一種中間検査及び一般工事請負契約）		
第6	議案第116号	権利の放棄について議決を求める件 （十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）		
		<全員協議会>		
		①今後のブロードバンド施策について		
		②人工授精師液体窒素について		
		③テレワークに対する移住促進策とワーケーションによる関係人口の創出について		
		④人事院並びに県人事委員会勧告に基づく給与改定について		
		⑤新型コロナウイルス感染症対策について		
		⑥「十島の日」の条例制定について		
		⑦災害等予測される場合の議会対応について		
		<議会広報調査特別委員会>		
		<決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>		

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	有 村	孝 一	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 片 平 翔 太 君

9/17

△開議

○議長（前田功一君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（前田功一君）

本日の日程は御手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

なお、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際はマスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いします。

△日程第1 議案第104号 十島村職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（前田功一君）

日程第1、議案第104号、十島村職員定数条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

議案第104号、十島村職員定数条例の一部を改正する条例制定の件について説明します。

本件は、行政需要の増加に伴い昨今の社会情勢を踏まえて、職員定数を増員するための改正です。

改正本文で、第3条第1号中、71名を82名に改めています。

2ページをお開きください。

定数を増やす部署は村長部局です。

3 ページの表をご覧ください。

横に見ていただいて、平成 30 年 6 月に診療所の看護師 2 名体制に伴う増員をしています。

今回の改正は、看護師、船員以外で想定しているもので、11 名の定員を増やすものです。

今回の改正にあたり、増員を想定している要因について説明します。

4 ページをお開きください。

まず、総務課の情報政策室と危機管理室については、昨年 7 月の組織見直し以前、職員 3 名を想定していましたが、現行 5 名となっています。

国の進めるデジタル庁への対応並びに甚大化する災害や、その他の危機管理に対応するため、将来的にここに 7 名を配置することを想定しています。

次に、地域振興課の産業振興室については、職員 4 名を想定し、現行は室長を課長が兼務して、実数 3 名となっています。

畜産分野においては、国庫補助事業や家畜共済制度への加入に加え、これまで畜産組合で担ってきた業務の増加が見込まれますことから、ここに 7 名を配置することを想定しています。

次に、土木交通課の地域整備室については、これまで職員 3 名を想定していましたが、災害の常習化、甚大化に加え、職員が不足する状況もあったことから、今後の土木技術職員の養成も視野に入れ、災害にも対応できるようここに 5 名を配置することを想定しています。

次に、住民課の村民室と健康福祉室については、職員 7 名を想定し、現行も 7 名となっていますが、健康と介護の一体化事業に加え、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、今後も一定の業務量が増えたままの状況が見込まれることから、ここに 8 名を配置することを検討することとしています。

最後になりますが、昨今の社会現象を踏まえて、今後においても病気休暇や休業する職員も想定され、完全に職場復帰するまでの期間、業務等に不都合が生じないよう余力枠の定数を 1 名想定しています。

以上で説明を終わります。

○総務課長（村山勝洋君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、岩下正行君。

○2 番（岩下正行君）

この職員定数と言われる数と、それから年度ごとに採用する職員の数、この関係はどうなっているんでしょう。

○議長（前田功一君）

総務課長村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

今、説明の中で「想定しています」という言葉を使ってきております。

「検討しています」という言葉を使っております。

行政需要の中で動くことになるわけですが、その部署の定員が足りない、もしくは欠員があるといった場合は、その採用をすることになります。

通常の自治体とかでもありますように、退職によって採用計画を立てる自治体がございますけど、うちの場合パイが少ないですので、そこまで計画を立てているような状況ではございません。

不足するところに補うということで、毎年採用はやっています。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

ちょっと私の質問が悪いのか、今現在、例えばこの庁舎役場で働いている職員の方の身分ですよ。

正規の職員として定年までやる人数と、それから1年ごとに切られて更新されていく人数と、定数っていうのはその両方を入れたものですかっていうことが聞きたいんです。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

定数に含まれるのは、定年まで働く期限を設けない職員のものになります。

ただ短時間で雇う職員とか会計年度職員っていうのは、この定数には含まれません。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

ということは、ここで定数増を図ったってことは、その短期職員では補えないというか、短期職員にやらせていては、村としての運用がうまくいかない。定数として、正規職員として、しっかり仕事をさせていくという考えで宜しいでしょうか。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

責任を持って、その職務を全うする職員を定数としております。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

今回の改正案は、職員の増員ですね。

私はこれには賛成です。

今の職員の皆様一人一人の仕事量が、職員が増えることによって、ある程度、軽減できるんじゃないかと思います。

昨日の決算審査特別委員会の中で、「地域振興課は、十島村のエンジン部になりうる」とおっしゃいました。

私も本当に同感なんです。

産業振興、人口対策は、将来の十島村にとって避けては通れない課題ですよ。

産業振興室、現在3名ですかね。4名？ 3名増えて7名になるようですので、7名の方で活発な、政策立案を行って、我々村民に政策提案を提示していただきたいと思います。

課長、今一度、村民に決意を述べてもらえませんか。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

昨日の特別委員会でも申し上げましたとおり、うちの地域振興課というのは、「産業振興」と、それから「人口対策」という大きな柱を抱えております。

若い職員が多い中ではございますけれども、それぞれの担当分野はしっかりすることは勿論なんですけれども、それぞれの職員同士の意見交換、コミュニケーション等もしっかり取りながら、課全体として業績を上げていくというような形で、一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番（日高久志君）

この案件に対して特に異議はございませんが、何年かに何回か、その臨時異動、部署替えがあるわけなんですけれども、その中で、監査委員をさせていただいている中で、その事務の引継ぎですね、事務引継ぎがどうもうまくいっていない点を感じられますので、そこら辺をですね、担当課長のもとで十分時間をとってあげて、スムーズな事務引継ぎが出来て、適正な業務ができるようにしていただきたいんですけれども、その点についての答弁を求めます。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山香取君。

○総務課長（村山勝洋君）

確かに、議員のおっしゃるとおり、事務引継というものが完璧に行われれば、その次の担当に引き継がれて、さらなるステップアップというものが見込まれると思います。

ただ、その事務引継というものは、どこに行っても個人の主観も入ることなんですけど、全て 100%を引き継ぐ。例えば、ベテランがベテランに引き継ぐのであれば、ある程度そこは、うまく引き継げると思うんですけど、それが新人である場合、その経験年数が少ないものである場合っていうのは、言った言葉の何%理解しているんだろうかっていう中で、事務引継が行われます。

そんな中で、後のフォローアップっていうものをしっかりやっていくように、そして、事務引継に載せられるものは全て載せるようにっていうふうに、チェックはしているつもりですけど、なかなかこれが漏れたりすることもあります。

事務引継については、将来、職員、今から育つ職員についても、その次の将来に向けて、ずっと課題になってくると思います。

そこを考えながら、事務引継ぎをするように、職員には指導していきたいと思っております。

○議長（前田功一君）

4 番、日高久志君。

○4 番（日高久志君）

もう 1 点その中で事務引継を行う際にですね、そのまま引継ぎを受けると。

それが法令違反とか、正しい規則ではないのに、そのまま慣例でなっているからということで、引き継ぎを受けて、そのまま事務整理している点も見受けられる点もありますので、そこら辺もきちんと法令に則って、これが本当に正しいのかというの、各個人で、そこは勉強していただきたいんですけども、そういう研修も大いに取り組んで、適切な事務引継ぎができるように努めていただきたいというふうに思います。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

おっしゃるとおりでございます。

というか、結局その事務引継のときだけではなくて、日頃の事務の中で、適正ではないんじゃないか、実際の仕事というのは、前例が大きく影響します。

前例が多くある仕事になります。

そんな中で、間違っただけのことがないように、日頃から気をつけているつもりでございますが、今御指摘があったように、そこから漏れてしまっていることがあると

ということなので、またそこは私も勉強しながら、その指導に当たりたいと思います。

○議長（前田功一君）

副村長、福澤章二君。

○副村長（福澤章二君）

ただいまの議員の御意見ですけれども、監査意見で何回か引継ぎのことも指摘を受けております。

今年、人事異動4月7月ございましたけれども、その中で、特に引継ぎがちゃんとなされているのかどうかということ、ちゃんと確認するような体制で引継ぎをしてほしいという注意がございましたので、今回、特にそういう点で注意して見ておりますと、課長ないしは室長が必ず同席して、立会いのもと引継ぎを行わせております。

それと、引き継ぎを、そのまま前任者のやり方をそのまま踏襲して行っているということも指摘を受けておりますけれども、先ほど総務課長が言いましたように基本的には前任者の仕事を踏襲して行うと。

ですけれども、その法令に則っているのかどうなのか。

法令を自分でちゃんと確認した上で、「このやり方が正しい。この決定が正しい」ということを、再度確認してほしいということでしたので、そのことについては、やはり、自信を持って仕事をするためには、自分で条例を法令を見て、ちゃんと正しいんだということが大事であって、そのことは、やはり仕事の生きがいにも繋がってくるということだろうと思います。

そこで職員会議のたびに何回か、引継ぎのときがいろんな法律を勉強するチャンスですので、その時点で必ず自分で確認するようという指導はしておりますけれども、また時期、その都度その都度確認するようなことで、職員を励ましながらやっていきたいと思います。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

働き方改革を進めれば進めるほど、日常業務を圧迫するという現実もあると思います。

今回、定数が増えることによって、今の現状として、新人が中堅社員クラスの仕事を行なわなければならないという現状もあったと思います。

そういったことも、いろいろ問題になっていましたので、ぜひ新入職員、新入社員には、ちゃんとした新人研修を受けていただいて、そしてフォローアップ研修、パワーアップ研修、中堅社員研修という段階を踏んで、ぜひ教育していただきたいと思います。

それで4ページの1番下に、余力枠の定数を増員すると、非常にこれは私はいいいこ

とだと思えます。

そのときに1番足りていない部署に配置するということだと思えますけれども、ぜひそういう職員が活躍していただくことをまた期待しております。

今回、一気に増員するわけですが、中途採用枠ってというのはどのくらい考えているのか伺います。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

今想定している検討している中での人数を提示しておりますが、中途採用でなければならぬという枠を特別設けているわけではございません。

できれば課長まで、昨日の話の中であつたんですけど、課長まで担当を持って仕事をしている中で、なかなかこの新人をマン・ツー・マンで指導するというのは難しいことになっております。

この想定っていう中で、今、「働き方改革」と言いますが、結構国の業務が増えているのもあります。

なので、自治体がしないといけない仕事というのも増えているので、どうしてもこの定数を増やさざるを得ない。

単に、その働き方改革の関係で、各職員が楽になるわけじゃ決してないと思っております。

その中で、中途採用になりますと、イチから教育しなくても、社会人としてのノウハウを持ってきてもらうということであれば、良い人材がいれば、中途採用のほうが心なしか良いのかなっていうような気がします。

はっきり申し上げられなくてすみません。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今回の改正案につきましては、総人数を増やすことになるわけですね。

行政報告でもちょっと触れたかと思えますけれども、来月に、来年4月採用職員を募集をかけています。

ただ、応募してくれる、来てくれるその人材が、どういう形で、十島村の我々が求める業種に適用できるのかということもしっかり見極めないとはですね、これまでもミスマッチがかなり起きています。

採用して、ちょっと体調を壊すというケースもあります。

当然、議員からも議会からも御指摘のとおり、人事異動がしっかりと、事務引継がしっかりとなされていなくて、その職員が混乱に陥ったというケースも確かに多分にあるということも私も確認しています。

そういう前提を踏まえながら、どういうものがどういう方が十島村に来月採用試験に応募してくれるか、人材もしっかり見極めた上で、この人数が来年4月から埋まるということになるだろうと思うんです。

仮にそういう人材が来なかった場合には、慌てて採用する必要は全くないと思っております。

当然、良い人材を、仮に10月の定期の採用試験時にいなければ、また随時募集に切替えて人材を確保すると。

場合によっては年度を越えてから、令和4年度になってからでもその募集をするという方法もとっていかないと、村が求めようとする人材、またこれからの地方公共団体に対応するだけの人材の確保というのはなかなか難しくなってくるのかなという気がします。

それからこの中では、それぞれの部署に応じた形で、室を拡充しようとしております。

この室の在り方というものも今後検討していくべきじゃないかと思えます。

国のほうも再三話が出ております9月からデジタル庁が出来ました。

また鹿児島県におきましても、デジタル推進課というものをこの4月から立ち上げています。

当然、我々もそこに向けて、一つの組織として、今総務課の室の中にありますけれども、そこを一つの組織として考えていくべきじゃないかと思えます。

これはこの危機管理室についても同じような考え方が今後出てくるんじゃないかと思えます。

それから、住民課サイドを見ましても、今後デジタル化を推進していくことによって、住民課というその業務そのものがかなり分散化されるような気がするんです。

当然、高齢化が進む、またその福祉関係も進む、少子化対策も進むとなった場合には、今の住民課の組織そのものをもう少し幅広く室を、課を分け分け合うというようなことも考えられていくんじゃないかと思えます。

そういうことも含めながら、かなり十島村のこの組織の在り方というものは、ここ数年の間には、変わる方向に持っていくべきじゃないかと思っております。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

今回、定数のほうを11増やすということで、ありますけれども、この11という数字を打ち出すに当たって、どういった形でこの数字をはじき出したのか、例えば現状の業務の在り方を含めて、各課長、課長会なりなんなりという形の中で、恐らく現状の洗い出し等をされたのかなというふうには想像はするんですが、そこら辺の11と

いう数字を出した過程、経緯、そういったものをちょっと伺いたい。

それとあわせて、職員が増えるということは間違いなく人件費が増えるわけですが、人件費が増えてきた場合に、村の予算の中で、今后来年度以降の予算の中で、人件費が増える関係で、ほかの予算においては、どこかで人件費を捻出するために、どこか絞らないといけないということが恐らく出てくるんだらうと思うんですけれども、そこら辺の費用の捻出、そういったものについてはどのように考えているのか伺いたい。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

この、まず最初の質問ですけど、積み上げですけど、4ページのところで説明したと思いますが、これを総務課で積み上げております。

今後、広がるであろうデジタル化とか危機管理に対する考え方、あと振興課の業務量の増、土木の災害の対応後の土木の事業、そして住民課のほうの健康福祉室のほうの業務の増が想定されるっていうことで、これは一旦総務課でしたものです。

以前、非公式ではございますけど、各課長にどう思うかっていうことは聞いたことはあります。

ただ、その中ではして欲しいんだということでもございました。

そんな中で、全体ではこれは検討したものではございません。

あと、人件費の件ですけど、人件費の件は確実にどこを削るっていうものは持っていないです。

今後、業務の効率化とかございますが、確実なものは無いんですけど、今会計年度職員を入れている中、デジタル化の中というもので、交付税というものが積み増しされてきております。

そこを勘案しながらになるんでしょうけど、そういうところから捻出していくのかなというふうに思います。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

今回のですね、定員増につきましてなんですけれども、以前ですね、課設置の減を行っていますよね。

人件費の削減ということで、4課にしました。

で、また今回定員を11名ですかね、増ということです。

増やすことによりまして、メリットもあります。

職員の職務の軽減、そして住民に対するサービスの向上等もあります。

反対にですね、先ほど、5番、6番議員さんが言いました人件費の高騰、11名にしまして3000万以上の経費が今後発生するわけなんですよね。

そういうメリット、デメリット、両面で捉えなければならないと思いますけれども、村の考えているメリット、そして概算の人件費等なのですね、歳出のデメリットはどれほどあるのかお伺いします。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

確かに以前、その集中改革プラン、小泉政権のときに、そういうことが叫ばれて、行政のスマート化っていうので、可能削減というのがどこの市町村でもされたところですよ。

ただ、その時代と比べますと、今、見ている視点が違うというのか、国の政府自体の方向転換っていうのか、その時代は、三位一体っていうことが叫ばれていましたけれども、今はSDGsであるとか、ジェンダーであるとか、また随時視点が変わってきているような気がします。

そこで、今デジタル化とか、グリーン化、二酸化炭素削減とか、いろんな課題が逆に多くなっているんじゃないかなという気が。

そこに対して、今までのようにスマート化ばかり図ってできるのかっていうときに、それは出来ないと思います。

そこで、こういった人員増というものを考えているところです。

あとこの人件費につきましては、新人職員で300万から中堅になると、4~500万というような形になりますので、5000万程度の増になるのかなというような計算ですよ。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

そのように4~5000万の人件費が発生をするわけですから、住民のほうからみてですね、「増やして良かったな」と言われるように、今でなくても4~5年後に「良かったな」と言われるような、そういう村の行政のサービスができるように対応をお願いしたいと思います。

私いつも言いますが、行政はサービス業である」ということで、住民の側に立ったサービスをやってほしいということでもあります。

そういう点で、昨日も言いましたけれども、人材の採用、育成ですね、これに対しましては、本当に慎重に行ってほしいと考えております。

本村にですね、適した人材を採用して、募集をかければ来ますよ。

来るんですけども、本村のこの実情を理解ができる職員でないと、長年は勤務出

来ないと思っております。

ですからそういう採用する場合にも、そういう意向もしっかり踏まえて、人材の育成に当たってほしいと思っております。以上です。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議会のほうから懸念されるこの人件費増というのは、もう我々も、かなりここは重たい判断になるだろうと思っております。

そういう中で、もう一つは社会現象が大分多様化してきている、変わってきているというのものもあるような気もするんですね。

先程から私も申し上げますとおり、ミスマッチが今その職員で最近、起きているんですよね。

入庁しました、ところがついていけない。

あるいは十島村の地域を余り理解せずに、たまたま鹿児島市内に役所があるから、応募しやすいからということであつた。

面接の時点的には、「積極的に島に行きますよ、島の配置職員でも構いませんよ」ということで、皆さん全部OKしてくれるような感じがあるんですけども、いざ入社した中では、もう普通の業務で忙殺されてしまって、考える余裕がなくなってしまうというのも、現実問題としても捉えているんですね。

また本村にこのことは限らず、国のいづれ国を背負って立つ職員の中にも、今年採用された方でも「残業は嫌だ」と、そういうことで、また働き方改革の中でもかなり、そういう提言をする省庁職員もいるわけですね。

多分、うちの職員もそうだろうと思うんです。

先ほど来、監査意見書の中でもちょっと議会のほうで取上げられましたけれども、ああいうようなことも多々あるわけですので、しっかりと村として入所してもらった職員については、村民から「良い職員を採用してくれたな」と言われるような形で、そして、その結果を村民に返すという前提の中で、今回の職員の増ということはあるべきじゃないかと思っております。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

メリット、デメリットがあるということをですね、しっかり肝に銘じてですね、良い人材の確保に努めてほしいと思っております。

提案ですけども、職員の新人研修がありますよね。

ただ1週間、村内にいただけで、例えば畜産関係の職員が今回入りますよね。

そういった場合に、農家に1か月預けると。

1 か月預けて、この現状をですね、うちの現状を知ってもらおうというようなことも私は大事ななと思うんですよね。

ですから、こういう現場第一ですからね。

生業ですから、産業面につきましては。

ただの1週間の研修で全然わからないと思いますよ。

ですから、そういう実情に沿った研修の方法も大事ななと思っております。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議員が今言われたこの畜産職員の2名増につきましては、一般質問でも出ましたとおり、その畜産組合を村が引き取るということで、それを想定した形での増にとらえています。

それから村内での研修というのは大事だと思っています。

仮に、この4ページの1番下の枠に記載されている、仮にこういう職員を抱えることができるようであればですね、職員を1年ぐらい、新人に限らず、本庁職員を島の中で1年間、例えば出張所業務をさせるとかですね、そういうことも将来的にやっぱり考えていくべきだと思います。

過去にも20数年前までは、そういうこともやっていたので、今、役場の職員と住民との間でうまくコミュニケーションが出来ない状況にもなりつつあるようなことを感じますので、将来においてはそういうこともやっていくべきじゃないかと思っています。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、議案第104号、十島村職員定数条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって日程第 1、議案第 104 号、十島村職員定数条例の一部を改正する条例制定の件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。

10 時 50 分にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 2 議案第 105 号 十島村村営住宅譲渡条例制定の件

○議長（前田功一君）

日程第 2、議案第 105 号十島村村営住宅譲渡条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

議案第 105 号、十島村村営住宅譲渡条例の内容について御説明いたします。

本議案は、提案理由にありますように、法定耐用年数の過ぎた戸建て村営住宅を譲渡することにより、定住促進を図り地域の活性化を推進するために必要な事項を定めるものでございます。

具体的には、法定耐用年数の過ぎた戸建て村営住宅を無償で譲渡し、あわせてその敷地についても無償で譲渡または貸し付けることで、定住の確保につなげようとするものでございます。

木造である村営住宅の法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定めるところによりまして、耐用年数 22 年に該当いたします。

建築から 22 年を経過する村営住宅は、8 月末現在で村内に 31 棟 43 戸あり、うち戸建て村営住宅が 19 戸、2 世帯長屋住宅が 12 棟、24 戸となっております。

戸建て村営住宅 19 戸の内訳につきましては、口之島が 3 戸、中之島が 4 戸、諏訪之瀬島が 2 戸、平島が 4 戸、悪石島 1 戸、小宝島 3 戸、宝島 2 戸という状況でありまして、この 19 戸が現在の譲渡対象住宅となっております。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第 1 条では、目的を定めておりまして、定住促進を図り、地域の活性化を推進するため、村営住宅の譲渡に関し、この条例で定めるものとしております。

第 2 条では、譲渡の対象となる住宅を定めておりまして、法定耐用年数の過ぎた戸建て村営住宅としております。

第 3 条では、譲渡の対象者を定めており村に永住することを前提として、現にその住宅に居住する者、それから I ターン U ターン等による入居を希望し、住民登録のできるもの、村税、村貸付資金、その他公共料金を滞納していないものとしております。

第 2 項で、現にその住宅に居住する者については、譲渡の意向調査を行うと定めておりまして、その調査時に譲渡を希望しなかった場合については、それ以降のその住宅の譲渡を受け付けないということとしております。

第 4 条では、譲渡を受けようとする者の申請書の提出について定めております。

第 5 条では、前条の申請があった場合の審査と、適当と認めた場合の通知について定めております。

第 6 条では、譲渡の承認を受けた者の契約締結について定めております。

第 7 条では、住宅の譲渡価格を無償とすることについて定めております。

第 8 条では、住宅の引渡しについて定めており、譲受人は常に良好に管理し、快適な住居環境の維持に努めなければならないとしております。

第 9 条では、この条例に基づく規則等に違反した場合に、契約解除することを定めております。

第 10 条では、その他必要な事項は規則で定めるとしております。

12 ページから 13 ページまでが、規則の条文案でございまして、14 ページから 19 ページまでが譲り受けの申請書、それから契約書等の様式の案でございまして、

12 ページをお開きください。

施行規則案の概要を説明します。

第 2 条では申請の手続について定めておりまして、村長は承認したときに譲渡承認書を交付するとしております。

第 3 条では契約手続について定めており、承認のあった日から 1 か月以内に譲渡契約を締結し、契約に要する一切の費用は譲受人の負担としております。

第 4 条では、住宅の引渡しについて定めております。

住宅の引渡しは、契約が成立したとき、契約書の締結以外には別に手続を要せず、現状の有姿により、現状の姿によって行われるものとして、所有権移転登記を行う場合の登記に要する一切の費用は、譲受人の負担としております。

また、住宅の引渡し後、管理上の一切の費用及び災害その他の損害は譲受人の負担としております。

第5条では住宅の引渡し後の公租公課、固定資産税等の効果、公租公課でございますけれども、譲受人が負担すると定めております。

それから第6条では、契約不適合責任について定めておりまして、村は譲受人に対して一切の責任を負わないこと。

また、譲受人は村に対して、契約に不適合があることを理由として、契約の解除または損害賠償を請求出来ないとしております。

13ページをお開きください。

第7条では禁止事項について定めておりまして、親族を含む第三者に譲渡すること、抵当権、その他、担保物件を設定すること、住宅を解体することを禁止しております。

第8条では、契約の解除について定めておりまして、譲受人は原状回復により住宅を返還するように定めております。

ただし村長が原状に回復することを要しない場合はこの限りではないとしております。

またこの住宅の返還により発生する所有権移転登記を含む一切の費用は譲受人の負担としております。

第9条では、入居の継承について定めております。

住宅の入居者が死亡し、または退去した場合において、その死亡時または退去時に、同居していたもので、住宅の継承を希望する者。もしくは、移住を希望する親族で住宅の継承を希望する者についての手続を明記しております。

規則については以上となります。

次に、この条例の制定に伴い、関連する二つの条例を改正する必要が生じたため、その改正内容について御説明いたします。

2ページをお開きください。

まず一つ目の附則第2項の財産の交換、譲与、無償貸与、貸付等に関する条例等の一部改正を御説明いたします。

4ページをご覧ください。

新旧対照表に沿って御説明いたします。

左が改正後の案で右側が現行条例となっております。

第3条で、普通財産の譲渡ができる該当項目として、第5号、十島村定住促進等住宅用地の譲渡に関する条例の規定に基づき、土地を無償で譲渡するとき、第6号、十島村村営住宅譲渡条例の規定に基づき、住宅の住宅を無償で譲渡するときの二つの号を加えております。

これは村営住宅を譲渡するのに合わせて、その敷地も譲渡または貸し付けることが

できるようにするために、第 5 号を加え、村営住宅の譲渡についても第 6 号を加えるものでございます。

次に、第 4 条では、普通財産の貸付けができる該当項目として、第 3 号、十島村定住促進等住宅用地の譲渡に関する条例の規定に基づき、土地を無償で貸し付けるときを加えております。

これは村営住宅の譲渡にあわせ、その土地を貸し付けることができるようにするために、この号を加えるものになります。

次に、二つ目の十島村定住促進等住宅用地の譲渡に関する条例の一部改正について御説明いたします。

5 ページをお開きください。

この条例を改正することで、村営住宅の譲渡を受けるときに、その敷地についても譲渡または貸付けができるようにするものでございます。

まず第 3 条についてですが、本文全文を改めております。

譲受対象者を、十島村に住所を有し、自己の居住する住宅、または自己が居住し営業する宿泊施設を建築しようとする者または建築した者と、村営住宅の譲渡を受ける者が対象になるように改めております。

次に、第 7 条については、住宅等の建築義務が発生するものの中に、村営住宅の譲渡を受ける者を含めないようにするために、「譲受人または借受人」とあるところを、「第 3 条第 1 項に該当する譲受人または借受人」に改めております。

次に第 8 条の禁止事項について、第 4 号として、村長の許可なく、抵当権その他、担保物件を設定することを加えております。

村営住宅及びその敷地の両方について、抵当権、その他担保物件を設定することを、禁止することとしております。

財産の交換、それから譲与、無償貸与等に関する条例の改正案を 7 ページから 9 ページ、十島村定住促進等住宅用地の譲渡に関する条例の改正案を、10 ページから 13 ページに添付しております。

以上、十島村村営住宅条例の制定に関する説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、岩下正行君。

○2 番（岩下正行君）

古くなった住宅を効率的に、村としては、何ていうかな、運用したいという趣旨が窺えますが、結果的にこれはあれですか、譲渡を無償で受けました。本人が死にました。そこに誰もいません、となったらまた村に戻ってくるという内容になっているわ

けですね。

それと、その土地を無償で何ていうんですか、付けてやるというのと、もう一つ、貸し付けるといふ二つの方法がとられているようなんですが、この区別は、どこでやりになるつもりでしょうか。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

はい、入居者が死亡した場合については村に返ってくると。

契約書上でそれを謳っておりますので、村に返ってくるところでございます。

それから、土地の譲渡と貸付けに関してですけれども、例えば大きな土地に譲渡の対象住宅が複数あるようなケース、そういったときの場合、なかなか譲渡が難しいという現状もございます。

そういった点も踏まえて、貸付けもできるということにしているんですけれども、その貸付けた土地については、地籍調査等があった場合にですね、その辺を測量なりしてやるという方法も考えられるのかなと思っております。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

今の最後の意味がよく理解出来ません。

その地籍等があったときに調査して線引きして個人のものに、何て言うんですか、編入するという意味ですか。

大ざっぱだと、ここからここというのが、ちゃんと測量を入れないとわからないので、という意味でしょうか。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

おっしゃるとおりでございます。

大きな土地に複数対象物件があったときに、なかなかここまでという線引きがなかなか難しいものですから、その辺は測量をしないとなかなか難しいというところです。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

担当課長のほう、地籍調査ということで一例を出したわけですがけれども、例えば譲受けをしようとする者が、土地の調査士を入れて、そこに測量することについては、そこはもう制限はしていないんです。

当然、その費用そのものは本人の負担ということになります。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

村営住宅のですね、譲渡に関する条例の制定でありますけれども、住宅を耐用年数の住宅を譲渡というのは皆さんも理解しております。

もう一つ今回ですね、用地も譲るんだというような案件ですけれども、貸付けと譲渡と2種類あるわけなんですけれども、住民の皆さんの意見を聞きますとですね、住宅は良いでしょうと。

用地に関しましては、ある程度の金額で売却と。

欲しい人がやったほうが、住民の皆さんの理解が良いよというような提案もあります。

現在、この19戸ありますよね。年数の切れた住宅がですね。

この中で、何名の住民の皆さんが譲渡を望んでいるのかというのは、調査は出来ていますかね。わかれば伺いたい。

もう1点ですね、第三条の譲渡人の中に、(1)から(3)までありますけれども、2番目の「IターンUターン者等による入居を希望し、住民登録のできる者」と挙がっております。

これは、今から村営住宅に入って、入ったと同時に住宅を譲れるというふうに解釈は出来ますよね。

もういきなり住宅を提供すると。

他の市町村の条例等を見ると、一定期間の年数が過ぎた後に譲渡とするというような項目が上がっております。

そこら辺も精査をしたほうが、理解が得られやすいというふうに思います。

それと島を出る場合には村に返還ということなんですけれども、一旦ですね、登記を済ませると権利は譲渡人になりますよね。

「私の物です」というふうになります。法律ではね。

登記を済ませると私のものだということで、村に返還というのも難しいのかなと私は考えておりますので、そこをちょっとお伺いします。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

前段のほうにつきまして、私のほうから回答しますけれども、まず今回提案している案件につきましては、6月議会の協議会で、議員の皆さんに住宅、土地について、こうこうして出したいと。

そういう中で、議会側からも村政座談会の中場で、住民にもそこは理解させてほ

しいということで先の村政座談会の場で各島で説明したんですね。

中之島のほうから、確かに異論は確かに一部の方からありました。

ただ、総体的に村として理解が得られたものだろうということで、今回条例という形を出してきたということは理解してほしいと思います。

それから2点目のほうの、土地の無償譲渡の関係。

これにつきましては、昨年の6月議会で、一定の面積については、定住対策を目的とするものであれば、村が無償で出しますという規定をつくっているんです。

それに準じて合わせているということになっています。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

何名の方がまた希望されているかというところですけども、まだ一部の島しか調査をちょっとしてないところもありますけれども、大体8割ぐらいが希望されているというような状況と考えております。

それから、移住者が入った場合の譲渡ですけども当然、22年を過ぎた住宅ということであれば、そのまま即時、契約が交わせるのであれば、対象になるかと思えます。

これについては、財産をとにかく持っていただいて、それで、そこに定着をしていただくということが大きな目的の一つでもありますので、その財産を持つことによって島から出にくくなるというようなこともありますので、そのようなことで考えております。

それから、本人のものに登記してなった後は、なかなか返還しにくいんじゃないかということなんですけれども、ここは規則、それから契約書の中で承諾するというところで謳っております。

ですから、譲受人のほうもそれを承諾した上で、契約を交わすということで、この中に盛り込んでおけば、法的にも問題はないというような形で、弁護士のほうからも、助言をいただいているところでございます。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

用地の譲渡につきましてですね、私どもの解釈がちょっと甘かったのか、住宅のみと思っていました。

ちょっとのみ込みが悪くて、住民の方と住宅を「耐用年数の過ぎた住宅を、譲渡するんだよ」ということで、「土地もなの？」というところで話をすると、「やはり皆さんの公平性を保つには、やはり低額でもいいから、対価で譲渡したほうがいいんじゃないですか」と、「希望者にはですね」というような意見がありました。

またいきなり I ターン U ターンをしまして、住宅も土地もですね、無償で提供となると、やはりそういう住民の皆さんの感情もあります。

また、常識的にも一定年数を過ぎた後に譲渡しましょうというようなほうが、スムーズに私は理解が得られるんじゃないかと思うんですけどね。

その辺の、今回の条例を見るとですね、もういきなり譲渡をするんだというような方向で挙がっていますけれども、これに対して、私はもう少し協議する必要があるのかなと思いますけどね。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

先ほど説明しましたとおり、昨年の 6 月議会で新条例という形で出しておりました、既にそれを運用した方がもう既にもう島に入られて、自分でそこに民宿を建てて、民宿のほうも既にもう運用して営業しております。

それから住宅の問題の新しく入ってくる住民に対して、他の自治体においてもですね、新規住民に、「自分のところに住めば、その土地は無償で出しますよ」という規定も、実際運用している自治体もあるわけですね。

そういうのも参考にしながら、昨年の 6 月議会で、そういう制度を整備したと。

ちょっとその記憶なんですけども、その面積は確かに 250 平米か 200 平米。

どちらかで村は無償で出します、あるいは無償で貸しだすという制度を今現行規定の中にあるということ今回もこれに運用させるということになります。

○議長（前田功一君）

6 番、永田和彦君。

○6 番（永田和彦君）

私も 6 月の協議会の場合において、この住宅の取扱いについて説明を受ける中で、過去の協議会においては、私自身もやはり無償での、全く無償での現住者の方への譲渡という部分については、なかなか住民の理解も得られないんじゃないかという部分もあり、どちらかというとな否定的な立場でずっと話をさせてもらっていました。

ただ、現状の中でこの耐用年数が過ぎ、かなり古くなってきた住宅について、維持補修費がかなり嵩んできていると。

そういった中で、そういったものが村財政圧迫に繋がっているという部分の説明の部分で、致し方ないのかなあという立場の中で、一応、座談会においてしっかりと住民の皆さんに説明をした上で、理解が得られるようにしっかりと説明をしてほしいということで、一応了解をしたというふうに私自身では私の立場はそういうふうに考えているところなんですけど、ただ先ほど村長からもありましたけれども、中之島でははっきりとこのことに関して、ちょっと理解が出来ないという反対意見があったのも事実です。

その方もおっしゃっていましたが、他島においても、「意見は出したかったけれども、その場でなかなか言える雰囲気になかったので言えなかった」というような方がいらっしゃるというのも事実だと思っています。

それと、このことに関して、座談会、どうしてもコロナの関係で、参加人員を絞った中での説明という中においては、少なくとも半分以上の住民の方の理解が得られているかと聞かれれば、そこは何とも判断がしがたいのではないのかなというふうに思うところがあります。

なので、もう少しこれに関しては、時間をかけて説明をするべきではないかなあと私は思います。

説明と理解が得られるような形での説明、そういった丁寧な説明を再度行った上で、条例案の提案、そういったものをしていただきたいなと思うところですが、その点について再度村長の考えを伺いたい。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今回のまず、定住対策を進める中で、新しく入られる住民をいかに定着させるかというのは、そこに原点があるんじゃないかと思うんですね。

この件につきましては、今のここに議場にいる議員の皆さん方の構成の前の段階で、私が村長になってから一旦提案したことがあったんですね。

ところが、金額の問題で、ちょっとそれは余りバランスを欠けるんじゃないかというところがあって、この話を数年間止めてきました。

私は昨年5月の3期目の就任時に、定住化をさらに安定的に進める上においては、新規住民に財産を持たせて、確実な定着を図りたいという政策を出しまして、そのことを議会にも説明した、そして議会のほうも早くやってほしいという意見があったと思うんですね、私の理解の中では。

それをもって、今年の6月の協議会で、こういうような素案の中でやりたいと。

それに対して議会のほうは、概ね賛同いただいたのかなとは思っているんです。

それで、確かにもう少し時間をかけてみるのも良いんじゃないかという議論も確かにそこにあるんだろうと思います。

ところが、この22年前後の住宅というのは、かなり老朽状況です。

今回、仮にこれを見送ってしまったときには、先ほど担当課長の説明のとおり、そこに乗っかってくるのはその補修費なんです。

昨年も議員の一部のほうから一般質問の中で、補修費はどの程度かかるかという質問に対して、私たしか記憶の中では、前年度で約3000万ぐらいじゃなかったかという気がするんですね。

そのほとんどを占めているのは、耐用年数を過ぎた住宅がその額を占めている状

態です。

もし仮にこの時期を仮にずらしてしまうと、今年度、そういう先ほど申し上げた、20件近い住宅の補修費が、ばーっと膨れ上がってくるだろうと想定します。

そうすると、これが延々とまた来年度もそれに近い数字が回るというようなことになったときに、果たして村がこれから求めようとする定住対策、新しく来た住民の固定化、そして財産を持たせることと、村が今後かなり膨れ上がっていくだろう住宅の補修費、この問題のバランスを考えたときに、私は前者のほうの定住対策を強力に進めたほうが良いということを選択の中で、今回もお願いしているという状況です。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

その経費面については、私もそこがあったのである程度致し方ないのかなあというふうに、納得をせざるを得ないなという部分ではあったわけですけども、ただ現実的にそこら辺の経費面を含めての説明っていうのは、突っ込んだ形での話っていうのは座談会の場でされましたかね。

そこまではなかったような気がするんです。具体的な数字を示した上でですね。

そういったものをもう少し含めて説明をしていかないと、それだけの経費がかかっている。で、それによってほかの事業執行を含めて、いろんな、例えば座談会の場において住民の皆さんからいろんな要望事項が上がってきている、そういったものの執行にも影響があるんだという、そこまで踏み込んだ形での説明をするべきだと私は思うんですよ。現実的な話として。

それがあるから、「もうこの辺については、村の管理から離したい」という部分が本音だという部分の話をした上で、住民の判断を仰ぐ必要があるのかなあと私は思うんですね。

実際私もその話を聞いたから、6月の協議会においても仕方ないのかなあというふうに、自分なりには納得したところだったんですけども、そういった部分、中之島において、座談会の場で意見をおっしゃった方にも、ちょっとその点についても、「こういう話があったんだよね」という話はしたんですよ、あの時にも。

ちょっと後ろでちょこちょことした話でしたけど、「それはわかっている」という話でしたけれども、やはりそれをもってしても、なかなか納得しがたいっていうのは、やはりあの場でも意見として出ましたけれども、不公平感ですよ、やっぱり。

そこにどうしてもひっかかってしまうのは。

そういった中で、今よく住宅困窮者というふうに、いろんな答弁の場で、この住宅問題の際に話として出てくるんですけども、現実的に今、島において、状況としてかなり傷んでいる住宅、御自身の住宅を含めて、それで生活をせざるを得ないというような方の実態調査を含めて、そういったところまでなされているのかなあと。

そういった方々の感情、そういったものもやはり汲むべきところがあって良いのではないのかなと思うんですね。

なので、やはりもう少し、実態調査を含めて時間をかける必要があるのではないのかなと私は思うところです。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

住宅補修費の問題は、中之島で座談会の席で、私は「この程度年間にかかっている」という話をしたと思うんですね、多分議員も記憶しているだろうと思いますけれども。

それで、各島での住宅費もかかっているということは、数字的なものまでは話していませんけれども、住宅費がこれだけかかっているという話をしていることですので、理解されたいとは思っています。

それで、もう一つ声をかけられなかったというのはですね、私はそれ違うんじゃないかと思うんですよ。

村政座談会の場では、あらゆることを村の行政に対しても要望に対しても、ここまでするのかということをお各島のほうで言っていますよ。

うちの職員も担当課長もかなり座談会の場の中で、そこで言葉的にはかなりあれされて、返す言葉もないぐらいのときもたまにあります。

特にこういうような重要な問題については、中之島みたいな、ああいう意見がやっぱり出てくるだろうとも私は考えていました。

ところが、ほかの島でそういう声が上がらなかったことは、村の定住対策、今のことに対して理解を示してくれたのかなと、あるいはその住宅費の補修費に対して理解を示してくれたのかなということ、今回提案したということになっています。

だから、挙げられなかったというのは、それは違うと、私は言いたいと思います。

それから住宅困窮者も含めて、住宅事情を調査してから、この条例発議にすべきじゃないかということにつきましてですね、そこを仮にやってしまった場合ですね、なかなか手がつけられません。

「俺も俺も」っていうことで、皆さん、多分にそこは目に見えた結果ですることになるだろうと思います。

結果的にはこの条例そのものを、村として挙げるということは出来ないだろうなということ、解釈したいですね。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

条例の中身の確認、3条の2で、今回、その「譲渡をしますがどうしますか」と希望して、希望がなかった場合には受け付けないという条例になっていますね。

これは当然、この条例がずっと生きていくと、今 23 年ですか、23 年ですね、耐用年数。

今度新たに耐用年数に来る住宅にも、随時このあれが適用されていくと思うんですが、そこで、そのとき「23 年になりました。ここで、あなたが欲しかったら譲渡しますよ」という調査をして、本人が「いや」と言ったら、もうそれ以降はその人には譲渡はないという解釈で良いと思うんですけど。

それから、先ほどから出ています、その「不公平感」。

これ今は不公平感があるように見えますが、結果的にはまた村が取り返すという、これ条例ですよ。

最終的に、その人にもう永遠にあげちゃうという条例じゃないわけですね。

結果的には、村がまた先ほど言ったように、その方が「お亡くなりになったら返してください」という条例ですから、そういう意味を理解すると、余りその不公平感はないと私は思います。

それで、これを希望調査を今回とるわけですよ、30 何棟を。

そして、村の数値として、予想として、何割の方がこの話に乗ってくるというふうに踏んでいますか。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

まだ全島にちょっと手始めの調査をしきれていないところもありますけれども、最初にちょっと聞き取りをしたところでは、全部はしていませんけれども、8 割ぐらいは行くのではないのかなという気はしております。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

参考までにも申し上げたいと思いますけれども、仮に今回の条例議決に伴って、譲受人が、村が譲るとした場合、次年度からは固定資産税が発生することになります。

当然、評価調書そのものは村に建築資料がありますからそこから全部評価は引き出せますからですね、そうすると、そこら付近を想定して手を挙げないという方もいるように聞きます。

それからもう一つは、補修費。

補修費がかなりのってくるから、私はもう手を挙げないという人もいるようです。

それはもう、本人の選択の中で、そこも判断してもらおうということになります。

ただし、先ほど課長の説明のとおり、1 回そこで下りた方は、もうあなたは対象にはならないという制度に今回もなっているということで理解してほしいと思います。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

確認です。

譲り受けの調査をして、希望しないとなったにしても、そこに居住していくことに関しては何ら制限を受けないわけですよ。

これまでと全く変わらず、これまでどおりの算定法に基づいた家賃のもとで、自己の責任以外の部分での破損等については、全て村の責任のもとに補修がなされていくということで間違いはないというふうに確認をしたいんですが、いかがですか。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

そのとおりでございます。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

もう1点言いたいのはですね、島出身で、島に財産がある住民の方も、多分住宅に入っていると思うんですよ。

そういう皆さんにも譲渡ということでやるんですか。

その島の中に、財産を持っている方が、住宅には入っていますよね。

そういう、皆さんにも譲渡と一律譲渡するんですか。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

この条文案の第3条の第2号のIターンUターンというところの、Uターンにあたるわけですので、現実その方は、その住宅に入居しているわけですね。

その方がなぜそこに入居しているかというのは、自分が住む家がないから、村営住宅に入居しているということなんです。

村営住宅の入居の規定というものは、住宅に困窮しているから、その出身者であっても、その村営住宅に入居できる要件にあっているわけです。

だからその方は対象としますので、今議員が言われることについては、今質問のとおり、そのとおりの内容になります。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

私の島では、対象物件が1件ということもあると思うんですが、それほど議論にな

っていないというのが現実です。

ただ先ほどからお話を聞いていると、もし反対される住民が多い場合、その譲渡された方の今後の生活が非常に苦しいものになるんじゃないかなと危惧されますが、その辺の見解を伺います。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

村が押しつけて、この制度を利用してくださいというわけじゃないんですね。

あくまでも、その本人がこういう制度の中で、自分はそしたらこの条例を運用して、譲受に、譲渡になりますよと。いうのは、本人の判断なんです。

その後に譲渡を受けた後に、他の住民から苦情を受けるから、批判を受けるからというの、ここに上程の中で、条例中で規定してないわけです。

あくまでも村が押しつけて「やれよ、やれよ」と、「譲渡を受けろよ」ということはしないわけですので、あくまでもその本人の判断ということになりますので、そこはそこまで、議員が言われることは余り深く考えなくて良いんじゃないかなという気がします。

○議長（前田功一君）

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

耐用年数 22 年、木造建築で、超えた物件の譲渡なんですけど、これから先本当に補修費がかかっていくと思うんですね。

私はこの譲渡には賛成です。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「あり」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論あり。

まず、反対のほうの討論からお願いいたします。

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

私は反対の立場で討論いたします。

先ほども、質疑の中で申し上げましたが、やはり住民の住民感情として、やはり理解が得られない部分もあり、今議会での制定に関しては、もう少し住民の理解が得られるような形での説明をしっかりと行政側には果たしていただきたいと思っております。

そういった立場から、私は、今案件に関しては、賛成はいたしかねるという立場での討論といたします。終わります。

○議長（前田功一君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

これから先どうしても住宅の補修費、年々かさんでいくと思います。

これは村にとっても、年間3000万近く今かかっています。

これからもどんどんまた増えていく可能性があります。

そうする中で、やっぱり住民の財産取得の件からも、私は良いと思っておりますので、改正案には賛成です。以上です。

○議長（前田功一君）

次に、反対の討論ありませんか。ありませんか。

では次に、賛成の討論ありませんか。

1番、土岐純郎君。

○1番（土岐純郎君）

私は該当する物件に入っているのですが、そこで「土岐は3年しか入っていないのにもう貰えるのか」という人も確かにいます。

私はその物件が欲しいと思っているわけじゃなくて、これは役場は「欲しい人は譲渡を受けても良いですよ。別に入りたくない人は、受けなくて、今の現行どおりの賃借料を払って入れる」というふうになっているので、別に22年過ぎている人間に30戸あって30戸全部やるというわけではないので、本人が希望して「入りたい」ということなので、「譲渡を受けたい」ということなので、受入れたくない人は受けなくて済むということで良いのではないかと思います。

それと、やっぱりいろんな人を入れるための政策で、結構な地域で、この土地を「入ったら、この土地を物件を使ってください」という、「譲渡します」という市町村も、何個かあるのは聞いていますので、島の今人口が減っていく中で、そういうやり方も必要ではないかと思って、私は賛成の立場で発表します。以上です。

○議長（前田功一君）

ほかに討論ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

立場としては賛成という立場で発表します。

やはり村にとって、次々と新しい、その心に新しい手を打ちながら、村の定住対策を真剣に考えていくという一つのあらわれがあります。

それで、先ほどから出ているように、22年も経った建物は維持費に大変なお金がかかります。

決してそれを譲り受けた人が儲かるという話にはならないんです。

今まで村がやっていた補修費を、自分で払わなきゃ住めない状態になりますから、そういう意味では、逆に払下げを受けるものは、村に協力をしてきているという、違った面からも言えます。

ただ、周りの者にとっては、やっぱりそこに人間の感情で「おまえは良いな」と、「タダで貰った」というようなことになるかもしれませんが、結果的に、相対的に考えると、フィフティフィフティ、どちらも良かったなという結果になるのではないかと思います。

したがって、この条例を通過させて、そういう村にも、借受人にも良かったという状態をつくったほうがベターだと考えます。以上です。

○議長（前田功一君）

ほかに討論ありませんか。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第2、議案第105号、十島村村営住宅譲渡条例制定の件を採決します。

この件は、起立により採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決すること、賛成する方は御起立ください。

（賛成者起立）

○議長（前田功一君）

賛成多数。

したがって、日程第2、議案第105号、十島村村営住宅譲渡条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより昼食のため休憩いたします。

午後1時にお集まりください。

昼食

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第3 議案第106号 十島村住民医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（前田功一君）

日程第3、議案第106号、十島村住民医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

それでは、議案第106号、十島村住民医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、ご説明いたします。

本条例につきましても、住民に対し医療費の助成を行うことにより住民の健康保持と健康の向上に寄与し、住民の医療費負担の軽減を図ることを目的として、社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である助成対象者が保険給付につき一部負担金を保険医療機関等に支払った場合、当該支払額の毎月分から規則で定める額を控除した額を助成することとなっておりますが、今回の改正につきましても、社会保険各法の規定に基づきまして、高齢者の医療の確保に関する法律を加えるものでございます。

2頁の新旧対照表をご覧ください。

改正内容につきましては、今申し上げましたとおり、第2条第1号カの次に「キ 高齢者の医療の確保に関する法律」を加えるものです。

施行日については、公布日から施行することとしております。

以上で、十島村住民医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

この新旧対照表の第3条のキを加えるということですがけれども、これは今回、こういう形で加えるんだということで、条例改正を提案されていますけれども、今回しなければならぬ理由というか、例えばこれが抜けていたがために、条例に則った支給が出来ないとか、そういった事例があつて行うものなのかどうなのか。

というのが、この今、法律が昭和57年に定められているものですがけれども、令和3年のこのタイミングですということの意味、その点についてちょっと伺いたい。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

今議員が言われました、この高齢者の医療の確保に関する法律、これは昭和57年に制定されたものでございますけれども、この法律がですね、平成20年に制度の改正を行っております。

本来であればその当時にですね、この高齢者の医療確保に関する法律を付け加えるべきであったというふうに思っておりますけれども、これは国民健康保険法、これが制度改正によりまして、後期高齢者に分けられております。

それが高齢者の医療の確保に関する法律の部分に入ってきたということで、今回抜けていたところをですね、条例改正したということでございます。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

そういったことで、加えなければいけないというふうに気づかれたということでもありますけれども、例えばそういった部分で新たに制定された法律等に関して、村の条例の中に加えるとか、そういったところの判断というか、点検というか、そういったものは、通常はどういった形で行われるものなんですか。

例えば担当者が条例等確認する中で気がついたときに行うよとか、そういう形が今現状なのかどうなのか、その点について伺いたい。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

一般的な改正であれば、県から通知が来ます。

「これを改正したので、これを改正する必要がありますよ」という助言、指導がございます。

ただこの村で独自のこの条例については、ここまで気づかないということが生じます。

そういったときに、こういった案件が出てくるといったことで、発見したときにはすぐ是正するように指導はしています。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

今回気がついて、こういう形で加えるということですけど、これ加えられていない中での支給とか、そういったものは、条例上問題はなかったのか。

実際支給するに当たって、条例違反等はなかったというふうにとらえて良いのかどうなのか、その点について伺いたい。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

その件につきましては、県の国民健康保険連合会、それから所管する国民健康保険課等に確認をとりまして、この村条例の、この住民医療費助成の制定の目的に沿った形で交付はされているということで、住民への不利益が発生していないということで、住民の理解は得られるというふうに解釈をして、この時点での条例改正は正しいということは何っております。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

初歩的なことですが。

ここで言う高齢者というのは、後期高齢者、それとも何歳をもって高齢者と言われてますか。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

ここで言う高齢者、後期高齢者でございますので、75歳以上、また障害者を持った方であれば65歳以上ということになります。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、議案第106号、十島村住民医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第106号、十島村住民医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第4 議案第107号 十島村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第4 議案第107号、十島村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

それでは議案第107号、十島村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件について、ご説明いたします。

国民健康保険事業は、平成30年度から鹿児島県へ移管され、安定的な財政運営を県が担い、事務手続き等を村が行うことになり、効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことになっております。

これまで村が負担しておりました保険給付に要する費用は県が負担することになり、第1条に規定する保険給付に係る保険金等に不足を生じることが無くなったことから、同基金の設置目的及び積立ての金額など、所要の改正を行うものでございます。

2頁の新旧対照表をご覧ください。

改正内容としましては、第1条及び第2条を改めるということで、第1条「設置」、十島村は、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、国民健康保険基金を設置する。に改め、第2条、基金として積み立てる額は、各会計年度において生じた決算剰余金の範囲内とするというふうに改めております。

施行日については、公布日から施行することとしております。

以上で、十島村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

県が全て面倒を見るという法律に変わったということですが、村として基金を残しておくというか、その必要はあるんですか。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

一度、協議会のほうでも御説明したと思いますが、令和5年度に県下統一された保険料の移行ということで、今県のほうが市町村の意見を伺いながらですね、その方向性を令和5年度までに出すというふうに、今進められているわけなんですけど、今現在、村の保険税率と、県が統一化したときの保険税率、ここはもう格段に上がっていくという予想がなされます。

その時のためにですね、今は軽減税率等がありまして、村の保険税率より県が示している保険税率のほうが低いということで、その差額等については今後予想される保険料統一化に向けてですね、そのときに、極端に税率が上がっても対応できるような状態として、基金を積立しておくという必要があるということで、ここで基金条例をそのまま残しているということでございます。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

住民に直接の保険料の負担を和らげる、という目的ということは、これはずっと続けていくことになりそうなんですか。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

はい。

県が統一化をしたときにですね、どれだけの上げ幅があるかっていうのはまだ、想定は出来ないわけなんですけれども。現在、今は差額があります。

その部分を積み立てることということも必要でありますし、また統一された場合、保険額を同額、県に納付する義務が発生します。

今のように100%徴収がずっと続けていければですね、それはいいんですけれども、そこが90%に落ちるとなりますとその10%分というのは、村が一般財源で補うことになってしまいます。

そのための基金も必要だということになりますので、ここでの基金はやはり残していたほうがいいという判断になります。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

保険税の関係は課長の言うとおりでありますが、当該年度で医療費が急激に膨れ上がった場合には、その補填する財源もこの基金で充てるということになるだろうと思うんです。

果たしてその医療費がどれだけ上がるかによって、基金がどれだけあって、賄えるかどうかわかりませんが、基本的には基金の中で抱えていくというのが考え方じゃないかと思います。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

確認です。

現時点で国民健康保険の基金、残高は残っていましたっけ。

ちょっとそこの確認をしたいんですけど。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

今現在、基金残高は残っておりません。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第107号、十島村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第107号、十島村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第5 議案第115号 契約の締結について議決を求める件 令和3年度フェリーとしま2第1種中間検査及び一般工事請負契約

○議長(前田功一君)

日程第5、議案第115号契約の締結について議決を求める件(令和3年度フェリーとしま2第1種中間検査及び一般工事請負契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

議案第115号について説明いたします。

本案は、令和3年度フェリーとしま2第1種中間検査及び一般工事請負契約の締結について議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、只今申し上げましたように、令和3年度フェリーとしま2第1種中間検査及び一般工事でございます。

契約の方法は、本村建設工事指名競争入札参加等の基準に基づき、3社を選定し、電子入札による指名競争入札で執行しております。

議案書の2、契約額につきましては、消費税込み1億615万円でございます。

契約の相手方は、鹿児島ドック鉄工、代表取締役社長・野本辰巳氏で、令和3年8月19日に仮契約を添付しております。

2 ページをごらんいただければ、契約書の写しを添付しております。

3 ページをお開きください。

入札執行結果表を添付しております。

4 ページ以降に工事内容の詳細を資料として添付しております。

工事内容の主なものにつきましては、船舶安全法の規定により実施する検査工事と一般工事になります。

一部説明をいたしますと、甲板部では、4 ページをご覧ください。

2 の〔1〕の(2) 高速救助艇の点検・整備を含み、救命設備の検査、(3) 消防設備(6) 電気設備、5 ページをご覧ください、3 塗装工事、6 ページ4 の船体保護アルミ板交換、8 ページに飛びまして、10 の荷役設備等の点検・整備、9 ページ11 のランプウェイの整備で、機関部関係では、11 ページ以降が主・補機関、及び過給機、並びに減速機等の整備・点検が続いております。21 ページまで続いております。

このようなことで、今回、ドックに係る契約につきまして、議決を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

○6 番（永田和彦君）

ドック期間中において現時点で何か大きな修繕の必要な箇所等が幾つか工事内容については説明があったんですが、特に航海をとおして必要となるような事象はなかったのか、修繕が必要となる事象はなかったのか、伺いたい。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

ただいま御質問のありましたように特段今回のドックにつきましては

今抱えている大きな問題等はなく、定期検査に要するものだというのでございます。以上です。

○議長（前田功一君）

7 番、坂本勇君。

○7 番（坂本勇君）

11 月にドック入りとなると思うんですが、その頃まだ定員 120 名制限が継続されてたとした場合、代船みしまの定員は何名になるんでしょうか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

昨年と同様に、63席を予定をしているところでございます。

予約可能席は63席というところでございます。以上です。

○議長（前田功一君）

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

今、63席っていうのはマックス63ということですね。

今現在、フェリーとしま120なんですけど、この時期この63席で、これは関係で仕方ないと思うんですけど、対応はできるのか、やらないと仕方ないと思うんですけど、それ以上の人間が出た場合は、臨時便とか、そういうあれもする必要があると思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

昨年もドック期間中の1か月程度前から、防災無線を利用しまして、島内に呼びかけをかけております。

ドック期間中のため、通常以上に乗船客が少なくなりますということで、実績を申し上げますと、昨年の11月18日が往航で43人、2回目が52人ということで、63人の定員は下回った状況で運行をしているところでございます。

復航では63人というのがありますけれども、枠内で乗船していただいているような状況でございます。以上です。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

この質問に関してなんですけど、万が一この人数を超えた場合、臨時便を出す予定は考えられますか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

現在、代船要請をしている三島村との協議の中でも、二航海ということでスケジュールを組んでおりますので、今のところ臨時便を組めるスケジュール的にはないと承知していただければと思います。以上です。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

今の3番議員さんの質問とちょっと似ているんですけども、昨年の状況がどうだったかなとちょっと記憶が定かではないんですが、代船みしまの運行に関しては、当初の予定どおり行えたのかどうだったのか。

例えば海象状況によって、この2便のうち1航海欠航とかっていうようなことになった場合、63枠を超えてしまう可能性っていうのも否定出来ないのかなと思うんですよね。乗船希望者が。

例えばそういった事まで想定されているのかどうなのか、現時点で考え方として。その点について伺いたい。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

現段階で、各座談会等でも申し上げておりますけれども、11月の代船が15日と22日ということで、2航海を予定しているんですけども、これ以外に代替案を今持ち合わせているわけではないんですけども、もちろん緊急時になっては、相手方もおりますので相談をして決めていくことに、協力を求められれば、その分協力をしていただくというような流れになるのかなとは思いますが、正式な予定ではこの2航海と承知していただければと思います。以上です。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第5、議案第115号、契約の締結について議決を求める件（令和3年度フェリーとしま2第1種中間検査及び一般工事請負契約）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 5、議案第 115 号、契約の締結について議決を求める件（令和 3 年度フェリーとしま 2 第 1 種中間検査及び一般工事請負契約）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 6 議案第 116 号 権利の放棄について議決を求める件
十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業

○議長（前田功一君）

日程第 6、議案第 116 号権利の放棄について議決を求める件（十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

議案第 116 号について御説明いたします。

本議案は、預託牛が子宮脱により死亡したため、金銭債権を放棄しようとするものでございます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

1 の権利の内容は、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業における預託牛の金銭債権でございます。

2 の権利を受ける者は、中之島に在住の農家でございます。

それから 3 の債権放棄の額は 43 万 3333 円です。

5 の放棄の理由の概略を説明いたします。

対象牛は、7 月 3 日に家畜保護施設で死亡しております。

同牛は、平成 29 年 3 月 28 日に十島村黒毛和種優良繁殖優良肉用繁殖雌牛預託事業で導入した繁殖雌牛でございます。

令和 3 年 7 月 3 日午前中に、分娩予定日より 1 日遅れで分娩兆候が見られ、経過観察を行っておりましたが、分娩が進まないため、産道より胎児の状況を確認したところ、左前足が屈曲し過大児であったため、強制的に牽引摘出してはいますが、死亡しております。

分娩後、本牛は自力で立ち上がり、特に異常等は見られませんでした。同日午後

本牛の状態を確認に行くと、子宮脱を生じて死亡しております。

2 ページ以降が関連する資料で、2 ページに事故報告書の写しを添付しております。

3 ページは、個体識別情報を添付しております。

4 ページは、同牛の黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業導入台帳を添付しております。

中ほどに記載がありますが、導入価格は 97 万 3326 円で、導入時の自己負担は 32 万 3326 円でございます。

5 ページに死亡牛の写真を添付し、6 ページに死亡診断書を添付しており、獣医師は子宮脱と診断しております。

7 ページは、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業基金条例施行規則の抜粋を添付しております。

同ページの第 16 条の損害賠償で、損害賠償額の算定区分を定めております。

本件につきましては 2 産しており、第 2 項第 3 号を適用し、2 産して死亡した場合は、預託牛購入額の村負担分の 3 分の 1 を負担することとしておりまして、65 万円のうち 3 分の 1、21 万 6667 円を農家負担とし、残りの 43 万 3333 円の債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものでございます。

以上、権利の放棄の内容についての説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、岩下正行君。

○2 番（岩下正行君）

農家にとっては非常に痛ましい事故ですね、不可抗力等もやりようもない事故だと思いますが、今般、村でも J A 共済によるですね、損失に対する共済というものが適用されるようになりました。

今まではそういうものがないので村の 3 万円があったわけですが、泣き寝入りという形だったんですけど、これによって農家が、どの程度の何ていうんですかね、見返りって言うていいのか、保険金が受け取られるのかというのをちょっと示していただいて、村の努力がやっと本土並みになったなということを知りたいんですが、どうでしょうか。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

家畜共済の適用を当然受けるものでございます。

それで親牛、それから子牛とも、共済保険が下りる状況でございます。
金額的には60万を超える形にはなるのではないかなと思っております。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

ありがとうございます。

そういうことで各農家にもですね、結局こういう事例で、農家が家畜共済によって救われていくんだということを、ある意味逆に広報していくことも必要じゃないかと思えます。宜しくお願いします。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第116号、権利の放棄について議決を求める件（十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第116号、権利の放棄について議決を求める件（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程報告

○議長（前田功一君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。
21日は午前10時にお集まりください。

△散会

○議長（前田功一君）

本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	有 村	孝 一	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 片 平 翔 太 君

9/21

△開議

○議長（前田功一君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（前田功一君）

本日の日程は御手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

なお、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際はマスク着用、消毒液による、消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

△日程第1 議案第108号 令和3年度十島村一般会計補正予算（第4号）

○議長（前田功一君）

日程第1、議案第108号、令和3年度十島村一般会計補正予算（第4号）議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

議案第108号、令和3年度十島村一般会計補正予算（第4号）について説明します。

本件は、主に、地方交付税の決定に伴う追加、並びに災害復旧事業の査定に伴う事業費及び財源のほか、人件費や不足する予算を調整しています。

議案第1条をご覧ください。

補正の額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,092千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,083,817千円としています。

第2条では、地方債を補正しています。

めくって、1ページから3ページが第1表で、4ページをお開きください。

地方債の補正です。

辺地債、臨時財政対策債、及び現年発生補助災害復旧事業債で増減があり、計2,254千円を追加して、借入限度額の合計を539,215千円としています。

5ページから6ページは、事項別明細です。

7ページをお開きください。

まず、歳入から主なものについて説明します。

村民税では、個人村民税の賦課決定に伴い、1,706千円を追加しています。

地方交付税では、普通交付税の決定に伴い、財源の調整で55,000千円を追加し、決定額との差額分79,651千円を留保財源とし、特別交付税では、公共施設等総合管理計画策定費の措置分で事業費の2分の1の1,047千円を追加しています。

国庫支出金、国庫負担金の災害復旧費国庫負担金では、口之島及び中之島の道路災害の査定結果に伴い、39,975千円を減額しています。

8ページをお開きください。

国庫補助金では、新規にマイナンバーカード事務と、検診情報システムへの補助事業が加わったほか、事業費の増加に伴い、計2,509千円を追加しています。

県支出金、県補助金の農林水産業費県補助金では、農業費県補助金で、農業用ため池のハザードマップを作成する事業費の全額が補助されることとなったことに伴い、かさ上げ分1,575千円を追加し、林業費県補助金では、林道前岳線の内示額が予算額に満たなかった額1,330千円を減額しています。

9ページの村債、辺地対策事業債では、同様に、林道前岳線の内示額との差額1,400千円を減額し、臨時財政対策債では、交付決定額との差額13,654千円を追加し、現年補助災害復旧事業債では、災害査定の結果に伴う財源の調整で10,000千円を減額しています。

10ページをお開きください。

歳出の主なものを説明します。

総務費の総務管理費、一般管理費のふるさと納税推進事業の役務費では、経済連との提携事業として、昨年度末まで行われた「ふるさとエール便」で牛肉の発送遅れが生じたことから、請求遅れに伴う過年度送料527千円を追加しています。

次の財政管理費では、国のインフラ長寿命化計画の見直しに準じて、本年度中の見直しが必要とされている公共施設等総合管理計画の更新業務の委託料で2,095千円を追加しています。

11ページの財産管理費では、財産管理一般経費で、口之島定住促進住宅1号棟の土地231.29平方メートルの購入費631千円を追加し、本庁舎管理費では、維持補修に係る工事請負費925千円、事務机等の備品購入費330千円の計1,255千円を追加しています。

デジタル化事業では、各島で、スマートフォン、携帯電話の学習教室を開催する委託料で352千円を追加しています。

ブロードバンド施設管理費では、IRU 契約で同額の収入を見込んでいる、完成した光ケーブルの火災保険料で 1,403 千円を追加しています。

12 ページをお開きください。

出張所費、出張所管理費の需用費では、口之島コミセン周囲の腐食しているフェンスの改修で 900 千円を追加しています。

13 ページの戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの円滑な交付事務を行うための補助事業に伴うもので、プリントシステムを導入するほか、関連経費を含め、計 1,791 千円を追加しています。

14 ページをお開きください。

民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の国保特会繰出では、過年度分の保険給付費及び特定検診事業費の確定に伴う還付分の繰出金 2,207 千円を追加しています。

介護保険特会繰出では、システム改修等に伴う追加はありますが、当初、2 名の職員を充てていた人件費を現行の 1 名で整理したため、差し引きで、8,680 千円を減額しています。

以下、包括支援センター、介護サービス分の法改正に伴うシステム改修費 680 千円、及び児童福祉費 304 千円の追加を除き、過年度分の清算還付金を追加しています。

災害救助費では、6 月の集中豪雨で一時的な避難措置の対象とした口之島一部世帯の避難先に係る 10 月分までの光熱水費 72 千円を追加しています。

16 ページをお開きください。

衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費では、増減の内容は、特別会計で説明しますが、簡易水道特会繰出金で 1,836 千円を減額し、健康増進事業費では、検診結果情報の様式、標準化に伴うシステム改修費 528 千円を追加しています。

17 ページの予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業、需用費では、特別警戒級の災害を想定して、定期船以外で島外避難となった場合の避難の迅速化を図るため、搭乗前に、抗原検査を行う検査キットの購入費 1,320 千円を追加し、使用料では、新型コロナウイルス感染症のまん延状況に伴い、特別に警戒が必要な期間、公共交通機関で通勤する職員の一時的なマイカー通勤を認めることに伴う駐車場使用料 100 千円を追加し、委託料では、同期間、受診者の増加が見込まれることから、山海留学生を含む住民分として 986 千円を追加し、報償費では、地元業者の魚を学校給食に提供する追加分の買上金で 328 千円を追加しています。

新型コロナウイルスワクチン接種事業では、ほぼ全ての対象者の 2 回目までの接種を完了したことから、今後の見込みも含め、予算を調整しています。

18 ページをお開きください。

環境衛生費の特定離島、ブユ駆除では、別費目から支払いをしている委託料を整理しているほか、被害調査パネルを活用した現地調査のための経費を追加して、差し引き 1,095 千円を減額しています。

20 ページをお開きください。

農林水産業費の農業費、畜産業費の単独畜産施設等整備事業では、平島の牛舎 2 棟に電気を引き込むための工事請負費 657 千円を追加しています。

21 ページの林業費の林業振興費、補助林道舗装事業費では、林道前岳線の内示額に合わせて、工事請負費 2,660 千円を減額しています。

水産業費の水産振興費、単独水産関連施設整備費では、悪石島製氷施設の扉、及び中之島水産加工施設の室外機の修繕料、計 2,777 千円を追加しています。

地域おこし協力隊（水産支援）では、中之島水産加工施設で水産加工や商品開発を担う隊員 1 名を確保するため、人件費及び経費の 6 月分、1,731 千円を追加しています。

22 ページをお開きください。

水産業費の漁港管理費、県営漁港事業負担金では、西之浜漁港の防舷材整備に要する負担金で 578 千円を追加しています。

商工費の商工振興費、地域おこし協力隊、商工観光支援では、9 月に任期満了となった宝島共同売店に所属していた隊員の予算と、後任の人件費、及び経費の 6 月分で、差し引き 500 千円を追加しています。

観光費、加工一般経費の需用費では、宝島大籠レクリエーション施設の排水管のつまりを除くための洗浄等で、修繕費 583 千円を追加し、温泉施設管理費の需用費では、宝島友の花温泉保養センターの床の張替えで、修繕費 736 千円を追加しています。

24 ページをお開きください。

土木費、道路橋りょう費の道路維持費では、諏訪之瀬島の降灰対策に伴い、借り受けたロードスライパーの配置に伴う経費で、530 千円を追加しています。

港湾費の港湾建設費、県営港湾事業負担金では、中之島港の臨港道路、岸壁、及び防潮堤の補修、改良に伴う負担金で、8,800 千円を追加しています。

25 ページの住宅費の住宅管理費は、村営住宅の修繕等に伴う経費で、計 3,758 千円を追加していますが、うち、償還金、利子および割引料では、前年度の家賃過徴収金、1 名 9 か月分の還付金 51 千円の追加です。

住宅建設費の単独住宅建設費では、令和 4 年度に諏訪之瀬島に整備する計画の村営住宅の設計、及び本年度整備予定の口之島の定住促進住宅の施工内容変更に伴う設計委託料で、2,340 千円と追加しています。

26 ページをお開きください。

消防費の非常備消防費、非常備消防一般経費では、防災服、活動服の不足分、合わせて 18 組の需用費 574 千円、防災行政無線のシステムの調整、及び屋外拡声機の断線に伴う修繕料 455 千円をそれぞれ追加しています。

消防施設費の特定離島、防災施設整備では、応札者がなく、不調となった口之島消防車庫新設事業の経費見直しで、工事請負費 4,400 千円を追加しています。

27 ページの教育費の小学校費、小学校管理費の小学校維持補修費では、中之島校舎、

外壁の爆裂を補修するための設計委託料で 4,059 千円、前年度から引き続き行う平島学校の維持補修工事請負費 1,893 千円、中之島の学校フェンスの追加の材料費 326 千円をそれぞれ追加しています。

小学校教育振興費の JET プログラム事業では、中之島と諏訪之瀬島の ALT の帰国に伴い、新規の ALT が就任するまでの期間、口之島と平島から ALT を派遣するための旅費 205 千円を追加しています。

28 ページをお開きください。

小学校建設費のへき地教職員住宅整備事業では、令和 4 年度に諏訪之瀬島と小宝島に整備する計画の教員住宅の設計費 3,840 千円を追加しています。

へき地寄宿舎整備事業では、令和 4 年度に小宝島に整備する計画の寄宿舎の設計費 3,603 千円、同整備予定地を造成するための工事請負費 4,675 千円をそれぞれ追加しています。

30 ページをお開きください。

災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、補助公共土木施設災害復旧費では、道路災害に係る査定結果に伴い、工事請負費 49,968 千円を減額しています。以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4 番（日高久志君）

11 ページですけれども、本庁のトイレ改修、それから玄関の改修、それから手摺の設置ですね。これをぜひやっていただきたいということなんですけれども。

そのトイレ改修は、何て言いますか、住民課なんかが入ってるあの階のトイレなのか、その階数と、また高齢者等にやさしいウォシュレット付きのトイレなのか。

それとですね、手摺をつけていただくと、大変ありがたいことなんですけれども、車椅子の利用客がですね、やっぱり選挙等で選挙に行きたいというときに、車椅子で行かないといけないというときにですね、なかなかどうやって、その上まで行ったら良いのだろうかということ、躊躇する場合がありますので、そこら辺の対処ですね。

設計自体が、この本庁を建てる時期も 40 年前、50 年前で、バリアフリー化のことは考えないで、設計している建物ですので、仕方ないことなんですけれども、そこら辺の対応はですね、今現在、どのように対応してもらいたいわけなんですけれども、しているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

まずトイレ改修の件です。

トイレ改修につきましては、2階の配水管から水漏れが発生したということで、それに対応するものです。

ウォシュレット機能につきましては、各階、機能しているものと、思っております。

どこか壊れているところがありましたら、また教えてください。

あと、手摺りにつきましては、まさに玄関の階段のところ、反対側に整備しようということで考えていますが、この車椅子でお越しになる方、選挙のときになると、やはり問合せが来ます。

そのときは人海作戦で、何ていうか、搬送するっていうことで、対応しているところです。

以前からの課題でもありますが、そこを改修するには、少し建物的に無理がある、エレベーター等もつけられる建物構造ではないということで、そこは人海作戦で補助してやることにより、その投票場所、選挙の場合は投票場所等に運んでいる状況です。

○議長（前田功一君）

4番、日高久志君。

○4番（日高久志君）

ぜひ選挙もまた、国政選挙も近いということで、投票率もアップしていただきたいわけですが、そこら辺をですね、車椅子で来られる方については個別っていいですか、車椅子で来られても安心して、来ても大丈夫ですよという、そういう何て言いますかね周知といいですかですかね、そういうのを徹底していただければと思います。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

車椅子の方だけでなく、足腰の弱い方につきましては、今、住民課の前の住民室で対応しているような状況です。

相談があった場合は、真摯にその会場等対応していきます。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

農林水産業費の中で、委託料35万円減額になっているんですけど、これは、どのようなことか、説明をお願いします。

それと、同じ農林水産業。

この工事請負費が266万円、ここも減額になっているんですけど、ここの説明をお願いします。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

ハザードマップ作成に関しましては、歳入のほうでもう話したとおり、国の補助事業の関係で、歳入のほうが増えているということで、この落としている分は、もう執行済みによる執行残を35万減額しているという状況でございます。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

これは前岳線の補助率の減額に、交付決定に基づきまして、国、県の補助額に合わせて減額したものでございます。以上です。

○議長（前田功一君）

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

ハザードマップはもう出来たっていいことですよ。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長（肥後亘君）

契約が今終了したということで、これから現地に入って打合せやら調査を実施していく予定にしております。

○議長（前田功一君）

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

工事請負費のあれですけど、国の査定で減額されたってことですよ、違う？

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

災害査定ではなくて、例年実施しております、通常の補助事業の予算の内示が低かったということで、減額、当初予算に比べて予算内示が低かったので、交付決定に合わせて減額しているものでございます。以上です。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

20ページの前岳線の補助率が下がったということで、距離が178メートルになっておりますけれども、こういう減額は、来年度においても、そういう兆候にあるのかですね。

それに伴いまして、あと何年ぐらい年数がかかるのか、そこにつきましてお伺いいたします。

もう1点がですね、27ページの消防費。

防災服、コロナ対応のですね、防災服だと思いますけれども、それと11名の活動服がありますけれども、委員会の折にもですね、早急に制服の装備を行ってほしいと要請は行っておりますけれども、これはいつ頃に、再確認ですけど、いつ頃配布の予定でしょうか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

まず1点目の前岳線のことについて説明いたします。

前岳線ですけれども、昨年度までは申請額につきまして内示率は100%でございます。

今年度が91%となっております、10%ほど減額となっているところでございますけれども、おおむね、今のところの計画では令和6年まであと4年ほど事業を実施させていただくこととしておりまして、大きな計画に変更はないものと。

今年は10%ほど減っていますけれども、おおむね行き着くと考えているところでございます。以上です。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

決算委員会の中でも、要請を受けました。

できるだけ早くしてほしいということでありましたが、現状、同じデザインを作成できる会社というものが、半年程度かかるという説明をさせていただきました。

11月前後に入荷できるものと聞いております。

あと、その要請を受けた中で、他に手立てがないのか、今後、その調査は行いたいと思います。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

前岳線につきましてはですね、6年度に完成ということなんですけれども、10%の減額で距離も短くなるわけで、計算を行うと6年度に終わるのか、未確定ですよ。

ですから、10%の減額で6年度までに終わるといえることですか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

説明不足で申し訳ございません、先ほど申し上げましたように、例年は100%の予算の内示がありまして、今年が90%ということで、これ以上大幅な減額等がなければ、概ね

令和 6 年には、来年からは概ね予算の内示があるとする、令和 6 年に終わることが予想されております。

このまま、5 番議員がおっしゃられたように、90%が続いたりとか、減額が大きくなると、当然令和 6 年には進まなくなるような状況ではないかなと思っております。以上です。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

林野庁予算はですね、これまで採択に対して 100%の内示をいただいていたんです。

決算委員会の中でも社会資本整備事業で、道路事業の予算ですけれども、なかなか採択率が悪いという状況が続いているんですが、一つは国のほうがかなり財政的に厳しくなってきたと。

特に昨年度からのコロナ対策の予算に相当シフトがしているということ等が出てきておりますので、来年度、04 年度につきましても、状況によっては採択率が落ちる可能性はあるのかなと感じます。

先だって、国の概算要望が出そろったということで、財務省のほうも査定に入っている状況の中で、その概算要望が 110 兆を超えるような感じだと。

昨年よりもかなり増えているということで、その大方のものがコロナ対策の財源に振り向けるというようなことが新聞でも報道されておりますので、来年度村が要請を受けます国庫事業等につきましては、減額が見込まれる可能性が高くなってきつつあるのかなというのを感じます。

○議長（前田功一君）

5 番、日高助廣君。

○5 番（日高助廣君）

厳しいこの社会の状況下において、補助率というのは、10%減というのは仕方ありませんけれども、住民の皆さんにとりましては、やはり 1 年でも早く舗装が終わってほしいというのが念願であります。

口之島の横断道路として非常に良い林道でもありますので、また観光の面からも利用価値があると思います。

1 年でも早く完成ができるよう、要請を行っておきます。

もう 1 点、この消防服の件ですけれども、4 月に入って 6 か月というのはもう 10 月ですよね。

遅くても 10 月にはですね、制服が支給がされるような対応を図ってもらいたいと思います。

一時は早かったんですね、支給が。

近年遅くなってきておりますので、そういう事情もあるかと思っておりますけれども、やはり

早い支給を。

前年度に団員の入団の要請等もしながら、早くそういう人材の確保も大事かと思います。

制服がないと、やはり規律がとれませんので、ですから、方法はあると思いますから、もう少し対応のほうも迅速に行ってもらいたいと思っております。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

消防服、以前は2か月程度でありました。

2年ぐらい前から、またさらに長くなって半年程度ということになっているかと思います。

この遅くなる分については、今後その対応が終わった消防服等の合っているサイズがあれば、そちらを先に支給しておいて購入に入りたいと考えます。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

13ページのマイナンバーカード事業ですが、これは別の委員会でも一応説明受けましたけれども、今年度はこれで、国の事業の範囲内で、県村もそれに合わせて整備していくというレベルというかね、それで間違いないでしょうか。

その戸籍とか何とかが全国どこでもとれるようになるという整備と考えていいのでしょうか。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

マイナンバーカードにつきましては、決算委員会でも担当のほうからお話をしましたとおり、今現在は、住民票であったりとか、そういうものとマイナンバーカードを連携させておりますけれども、その住民票と連携したことによって、戸籍の附票とも繋がってくるということから、附票がとれるということは、謄本のほうにも進めるということになりますので、この作業を令和5年までに完了をさせて、令和5年4月からどこでもマイナンバーカードで戸籍謄本等を取ることができるという計画で今進めておるところです。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

令和5年ということは、後2年間ですね、1年半ですかね、それまでは、この構想の準備段階で作業を進めていく段階であるということに宜しいでしょうか。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

今2番議員が言われるとおりでございます。

今住民票と戸籍の附票のですね、住所の番地であったりとかですね、また、氏名の部分、名前の部分であったりとか、漢字の部分であったりとか、その突き合わせをしているところでありまして、今は本村に戸籍を置いてある方で、また住民票を置いてある方の突合を今させているところで、今年の11月以降になりますと、村に戸籍はあっても、住所を置いてない方、全国に散らばっていらっしゃいますので、そういう市町村からの、今度は突合の申請、書類が、各市町村が村のほうに来ますので、それを修正するという形の作業になろうかと思えます。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

3番、田中秀治君の質問は、既に3回になりましたが、特に発言を許します。

○3番（田中秀治君）

消防費のことなんですけど、今、各島に非常用発電機を設置してもらっているんですけども、おかげで中之島のほうは設置完了しているんですけども、ほかの島全て設置が完了したのか。

もし出来ていないようだったら、早急に進めるようお願いします。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

予算の折に説明していると思いますが、今、発注は終わっていて契約中、施工中でございます。

これが来年の2月、3月時期に全島、今年度中には揃う予定で、今工事を進めております。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

まず予算書10ページに出てくる、公共施設等総合管理計画更新業務。

過去に一度どこか説明受けたような気がするんですが、再度。

これ対象がどういった施設になっているのか。

どういった物になるのか、その点について説明をお願いします。

それから予算書 24 ページ、県営港湾事業の負担金 880 万。

中之島の負担金ということで、臨港道路、そのほかの施設についての村の負担金ということですが、今年度こういった形で、この港湾の補修工事になるかと思いますが、どのような計画で行われるのか、現時点で情報が入っていればその点について伺いたい。

場所については、複数箇所あるかと思いますが、そこら辺も含めて説明をお願いします。それと予算書 27 ページ、JETプログラム事業。

今、中之島と2か島がALTが不在ということですが、今後、再配置されるかとは思いますが、それに向けての計画を伺いたい。

それから消防費の避難時用の抗原検査の関係。

予防費ですね、失礼しました、17 ページですね。

これ 500 セット購入ということですが、各島に配置するものと思われませんが、各島何セットずつ配置になるのか。

それと、これの使用の有効期限等があれば、その点について伺いたい。

それと、去年の島外避難を受けてのものということですが、実際、島外避難となった場合、昨年と同規模の人数がもし島外避難となれば、このキットを利用しての検査、そういったもの、人的マンパワーの部分においては、診療上 2 人の看護師だけで対応が可能なかどうかなのか。

そこら辺に、消防団が何らかの形で加勢という形で加わるのかどうか、そこら辺について、現時点でどのように考えているか伺いたい。

それと、このキットについては、一般質問、それから決算委員会等の中でも、制度的に疑陽性の検査結果が出る程度予見されていると。

そういった中で、万が一疑似陽性者が出た場合、その方の島外避難については、どのような形で取り扱われるのか、その方向性について現時点で決まっていれば、その点まで伺いたい。以上です。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

まず公共施設等総合管理計画の見直しの件でございます。

これにつきましては、以前、平成 26 年から 28 年の間に、各自治体は公共施設等総合管理計画を策定しなさいと。

これというのが、国、地方公共団体が抱えるその財産が膨大に膨れ上がっている中で、その長寿命化を図りなさいというものでございました。

そのときの計画の内容というものが、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所要施設等の現状や、施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるものとされました。

それでこのときに、同時に、「令和 3 年度までに個別施設計画等を踏まえた見直しを行

うもの」ということが言われておりました。

それで、これが、国が示したのが「令和 2 年度までに、個別施設計画を策定しなさい」と、「公共施設等総合管理計画に基づき個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検、診断によって得られた個別施設の状況や、維持管理、更新に関わる対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの」とされておりました。

ただ全国でこの策定がまだ間に合っていないということで、令和 3 年度に限っては、特別交付税の 2 分の 1 の措置をしますので、それでこの計画を今年度中に策定してくださいという要請がなされております。

それで、この施設の対象というのが、全ての公共施設ということで位置づけられております。

なので、公共施設であれば、この策定の中に何らかの形で入るということを想定しております。

あと、消防のほうの抗原検査の件でございます。

どこの抗原検査キットにつきましては、医療用ではございません。

なので、住民課との協議の中で、これが、何を証明するのかっていう話になりました。

ただ、それをもって、県との協議の結果、県、自衛隊、海保、結局この抗原検査キットは医療用のものではないが、その人がその人に対して何らかの対策がなされない限り、自衛隊、海保は、防御の体制を整えてから、その避難に向かわないといけない。

この検査で陰性が証明されていれば、防御の体制をとる時間が短縮されるので、それが持続な避難に繋がるということで、自衛隊と協議して、この検査キットで行こうということになったものです。

医療用の検査キットを買おうとすれば、まだすごい金額が上がるんですけど、この検査キットであれば、費用はこの程度に抑えられて、自衛隊、海保ともに、この検査キットで了解ということで協議をしております。

この検査キットにつきましては、配置は昨年島外避難をした数に比例して、各島に設置することとしたいと考えております。

あと、その検査の体制というのは、やはり自分でやって看護師が確認するというようなことを考えています。

あと疑似陽性につきましては、その陰性の方とは別に避難をするということになるのかなということになります。

ただ、何せ今まだこのキットをまだ購入もしていません。

購入すると同時に、そこら辺の体制っていうものも整理して考えたいというふうに思っております。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

24 ページの中之島港の負担金の件でございますけれども、事業が二つ入っております。県の事業で二つが入っております、まず臨港道路の補修と、岸壁マイナス 4.5 の部分。

これ以前の旧岸壁のほうと捉えていただければと思います。

これの分の負担金が 880 万、合わせて防潮扉の改良が一基ございます。

あわせて 880 万と捉えていただければ結構です。

一部の事業と岸壁補修の工事については、入札執行して受注者が決まったというところまでは聞いているところです。

事業の執行時期については、まだ詳細を把握していないところでございます。以上です。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

J E T プログラム事業の再配置までの計画ということでございます。

中之島と諏訪之瀬島の A L T が帰国をいたしまして、新規 A L T の来日までの間、つい先日 11 月ごろの見込みだということで連絡を受けておりますけれども、その間につきましては、中之島は口之島のほうから、そして諏訪之瀬島は平島のほうから A L T を派遣をしまして、多くて月 2 回ほどというようなこととなりますけれども、A L T を派遣しまして外国語指導を実施をするという計画をしております。

○議長（前田功一君）

6 番、永田和彦君。

○6 番（永田和彦君）

まずこの抗原検査の関係ですけれども、今後、購入後に速やかに、その人的な配置であったりとか、使用方法であったりとか、そういったものを整備されるものとは思いますが、個人での検査ということで、先ほど総務課長のほうからはありましたけれども、実際多分できる人と出来ない人ってやっぱり出てくると思うんです、高齢者の方とかですね。

そこら辺含めてどのようにするのか、やはり診療所だけでは対応し切れない部分が恐らく幾らか出てくると思うんですね。

そこら辺を含めて、また診療所、住民課、それと消防団、各島それぞれいろんな需要があるかと思っておりますけれども、ちゃんと、そこら辺の意思疎通を図った上で、対応ができるような体制を組んでいただきたいと思います。

それと、先ほどの答弁の中で、要するに、陰性が証明された方々の対応については、自衛隊なり海保なりが防疫の体制を解いた体制での搬送が可能だということですが、簡単に言えば、昨年状況を見ていて、見ていた中では、マスクの着用、それから手袋までできていましたかね、そういった防疫体制というものが、ある程度慣例化された中で、

前回よりも迅速な対応が可能になるというふうに捉えて良いんですね。

先ほどの答弁どおりでいけば。

自衛隊、消防、海上保安庁ともそういった形の中で、これの活用ということで、了承が得られた中で整理するというところでありますので、これ以上どうするのかという部分を細々と言ってもあれな部分はあるかと思えますけれども、整備したものがちゃんと有効に活用されるように体制を整えていただきたいと思います。

それと港湾事業。

これに関しては、臨港道路という部分については、今の接岸岸壁から出て左側に曲がって行つての道路の亀裂が入っている部分、それと、接岸港まで降りていく部分の、取付け道路の部分の工事というふうに捉えて良いのか。

両方、この事業の中で対応していただけるというふうに捉えて良いのかどうなのか。

これについて、具体的な工事の時期等はまだわかっていないのか伺いたい。

というのが、やはり荷役作業をしていますが、片側が通行止めされた中では、時として車両等の衝突事故、そういったものを実際フォークリフト等で作業していても、ひやりとすることがあります。

なので、可能な限り早い事業執行をお願いしたいと思います。

それと旧岸壁については、具体的にどのような工事を予定されているのか伺いたい。

それと、JETプログラムのALTの再配置については、やはり子供たちの様子を見ている中でも、やはり普段なかなか触れ合う機会のない、生の外国語、外国文化を持っておられるALTの方が来られる中で、子供たちへの影響も非常にいい形で機能しているのかなというところがありますので、11月見込みということですので、その計画の中で早急に配置されることを希望します。以上です。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

まず検査の体制です。

早急に住民課とその場で協議を進めたいと思います。

あと、陰性の方である場合、前回、陰性の方であると仮定した島外避難であったかと思えます。

その中で、前回の対応はすごく早いと思います。

前回よりも早くというのは、どうなのかなという気がします。

自衛隊のことなので、私のほうではお答え出来ませんが、かなり早い対応であったのではないかと考えております。

あと先ほど申し遅れましたが、有効期限につきましては、これは1年間です。以上です。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

まず臨港道路の補修の部分ですけれども、定期船の接岸する、今回の工事には含まれていないところがございます。

これらについては、今年度調査と、こちらのほうで確認をとっているところがございます。

マイナス4メートル50の補修については、エプロン補修ということになっているところがございます。

マイナス4半のところの、ちょっと図面とかをしっかりと持っているわけではないんですけれども、岸壁の剥離の部分だったりとかを補修するものと捉えております。

それとあと、先ほどの接岸港から出て左側に曲がっていく、座談会でも要望あったところ、あそこが臨港道路という位置づけではなくて、今のところ海岸保全施設という位置づけですので、この中で、県のほうからは臨港道路という表記が来ておまして、これもすいません、しっかりと確認しているわけじゃないんですけれども、旧岸壁に続く所の一部になると思います。以上です。

○議長（前田功一君）

教育委員会総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

A L Tの再配置の関係ですけれども、先ほど申しあげましたけれども11月見込みということで、一応来日後2名配置されるということで通知を受けておりますが、まだ、最終的な確定ということで、そのA L T本人からの、リプライホームというのがあるんですけれども、それが来てからそれぞれのA L Tに連絡をとるといような対応になっていくかと思えます。

今現在コロナ対策の関係で、A L Tにつきましても、国外から来るということで、2週間ホテルのほうに滞在を、待機をしてもらうとかいようなことも、計画の中にございます。

コロナ対策等もございますので、県とあとC L A I Rという団体のほうなんですけれどもそちらのほうと連絡をとりながら、スムーズなA L Tの配置ができるようなふうに進めていきたいと思えます。

○議長（前田功一君）

質疑ありますか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 1、議案第 108 号、令和 3 年度十島村一般会計補正予算（第 4 号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 1、議案第 108 号、令和 3 年度十島村一般会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり可決することに決定しました。

審議途中であります、しばらく休憩いたします。

11 時 10 分にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 2 議案第 109 号 令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（前田功一君）

日程第 2、議案第 109 号、令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

それでは、議案第 109 号、令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

について、御説明いたします。

今回の補正予算第2号は、令和2年分所得確定に伴う健康保険税の本賦課及び前年度保険給付費等交付金確定に伴う普通調整交付金の超過交付分の還付が主な補正の要因となります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,736千円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ268,853千円とするものでございます。

1ページから2ページには、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額と歳入歳出補正予算の事項別明細書を記載してございます。

それでは、歳入歳出補正予算の詳細の説明をいたします。

3ページをご覧ください。

まず、歳入からご説明いたします。

国民健康保険税は△471千円を減額しております。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税で、被保険者の所得確定による本賦課により、医療給付費分で△445千円の減、後期高齢者支援分で129千円の増、介護納付金分で△155千円の減となっております。

その要因につきましては、被保険者数で6名の増となっておりますが、所得割対象額が10,075円の減少となっていることが減額に繋がっております。

繰入金は2,207千円を増額しております。

他会計繰入金の一般会計繰入金で、被保険者の死亡に伴う葬祭費分として60千円の増、令和2年度保険給付費等交付金及び特定検診の確定に伴う返還分として1,571千円の増、資格喪失に伴う保険料の還付分として105千円の増、保険税減収分として471千円の増となり、一般会計繰入金の合計で2,207千円の増となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

保険給付費は、60千円を増額しています。

葬祭諸費の葬祭給付費で、被保険者の死亡に伴う葬祭費3件分として、負担金、補助及び交付金の事務的交付金で60千円の増としております。

保健事業費は、68千円を増額しています。

特定健康診査等事業費では、令和2年度特定健康診査の実績の確定に伴う償還金、利子及び割引料の償還金で68千円の増としています。

諸支出金は、1,603千円を増額しています。

償還金及び還付加算金の一般被保険者保険税還付金のうち、償還金、利子及び割引料で、一般被保険者保険税還付金で、平成30年度及び令和元年度の被保険者の資格喪失届に係る過年度精算に伴う還付金として105千円の増となっています。

5ページをご覧ください。

保険給付費等交付金償還金で、令和2年度保険給付費等交付金の超過交付に係る償還金として1,503千円の増としております。以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第2、議案第109号、令和3年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第109号、令和3年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第3 議案第110号 令和3年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第1号）

○議長（前田功一君）

日程第3、議案第110号、令和3年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

それでは説明いたします。

今回補正の主な理由でございますけれども、歳入の面で、令和 2 年度からの繰越金が確定したことにより、県補助金を調整する必要が生じることになり、歳出の面では、備品購入費と航路附属施設であるランプウェイ敷鉄板の改修が国庫補助対象として認められたことから事業の執行のために補正をお願いするものでございます。

それでは、議案書 1 ページの第 1、議案書をご覧ください。

議案書第 1 ページの 1 条に記載のとおり、船舶交通特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれを 1135 万 7000 円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 12 億 1999 万 4000 円とするものでございます。

歳入から説明します。3 ページをお開きください。

2 の歳入の下の表、繰越金の表からご覧ください。

前年度繰越金の確定額 1136 万 4000 円を歳入として計上しており、これに伴い、上段の表、県支出金、県補助金、すみません、1 億 1136 万 4000 円増額し、歳入歳出それぞれ 12 億 1999 万 4000 円とするものでございます。

3 ページをお開きください。

その他ですけれども、上の 3 ページの 2 の上段の表ですけれども、4 の国境離島補助金で実施予定しておりましたボゼツアーを新型コロナウイルス感染症の影響により中止したことから、補助金金額 421 万 5000 円を減額しております。

4 ページをお開きください。

営業費用、航路附属施設では、今回、航路補助費として認められた小宝島のフォークリフト購入費用 978 万 3000 円と、宝島前籠漁港ランプ式鉄板の改修費 7703 万 4000 円、合計 1441 万 7000 円を計上をしております。

店費では、歳入で述べましたように、有人国境離島事業で計画しておりましたボゼツアーの中止により、事業費 652 万 4000 円を減額しているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

○5 番（日高助廣君）

ランプウェイの敷鉄板の補修が入っておりますけれども、今回は、宝島ですけれども、各島とも港の鉄板の劣化が起きております。

計画的に、年次計画で来年度も改修を行っていくのか、その点につきまして伺います。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

年次計画で、毎年ではございませんが、整備、不具合が生じているところを、順番をつけながら整備をしていく予定でございます。

まだ決定ではございませんけれども、令和 5 年度頃から順次していく予定でございます。以上です。

○議長（前田功一君）

5 番、日高助廣君。

○5 番（日高助廣君）

各港ですね、中之島は新しいですけれども、ほかの港につきましては、もう劣化が激しくて、改修を行ってもらいたいですけれども、来年度は計画はないんですけれども、これはもう一年でも早く改修を行ったほうが安全だと思います。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

また各島のランプウェイ敷鉄板の状況等を見ながら、国にも要望続けながら整備を継続してまいります。以上です。

○議長（前田功一君）

2 番、岩下正行君。

○2 番（岩下正行君）

この鉄板については、小宝島は無いんですよね。

これ、付けなきゃいかんようになっているんですか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

義務ではございませんけれども、あつたほうが良いということで、当初、小宝島にも一度つけたことがありますけれども、非常に波浪条件が、まだ当時、今も現在もそうですけれども、非常に悪いということで、台風による影響で取れてしまっているところがございます。

当分の間ですけれども、大変御苦勞はかけるんですけれども、対岸側に岸壁ができるまでは、小宝島は現状のままで行っていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（前田功一君）

2 番、岩下正行君。

○2 番（岩下正行君）

これを付けることによって、フェリーとしま側のランプが守られているのか、それとも

岸壁のコンクリートが守られているのか。

あるいは、その両方なのか。

こんだけ予算かけて付けないで良いものだったら、付けないに越したことは無いんじゃないですか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

メリットですけれども、両方ともメリットがございます。

定期船についても、岸壁についても、鉄板を敷くことによって、物自体が適切に扱われるというふうに認識していただければと思います。以上です。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 3、議案第 110 号、令和 3 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 110 号、令和 3 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第4 議案第111号 令和3年度十島村介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（前田功一君）

日程第4、議案第111号、令和3年度十島村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

それでは、議案第111号、令和3年度十島村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

今回の補正予算第1号は、令和2年分所得確定に伴う介護保険料の本賦課及び前年度の介護給付費国庫・県負担金、地域支援事業交付金、支払基金交付金の確定に伴う超過交付分の還付、決算剰余金の介護保険準備基金積立金、人事異動に伴う人件費の調整などが主な補正要因となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,306千円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ83,284千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の詳細の説明をいたします。

3ページをご覧ください。

まず、歳入からご説明いたします。

保険料530千円を増額しております。

保険料の介護保険料のうち、第1号被保険者保険料では、令和2年分所得額の確定に係る本賦課により530千円の増となっております。

その区分は、現年度分特別徴収保険料で561千円の増、現年度普通徴収保険料で△603千円の減、滞納繰越分普通徴収保険料で572千円の増となっております。

その要因につきましては、被保険者数で9名の減となっていることと、消費増税に伴う低所得軽減の完全実施が影響しております。

国庫支出金は20千円を増額しております。

国庫負担金の介護給付費負担金のうち、介護及び予防給付費用では、居宅介護福祉用具（椅子・手摺）に係る経費100千円の20%で20千円を増額しております。

国庫補助金の調整交付金のうち、現年度分調整交付金では、居宅介護福祉用具（椅子・手摺）に係る経費100千円の6%で6千円の増となっております。

その他交付金では、令和2年から3年の介護保険制度改正に伴う対応システム改修にかかる事業費の二分の一で88千円の増としております。

支払基金交付金は、27千円を増額しております。

介護給付費交付金のうち、第2号被保険者介護納付金分で、居宅介護福祉用具（椅子・

手摺)に係る経費 100 千円の 27%で 27 千円の増としております。

4 ページをご覧ください。

県支出金で 12 千円を増額しております。

県負担金の介護給付費負担金のうち、介護及び予防給付費用で、居宅介護福祉用具に係る経費 100 千円の 12%で 12 千円の増としております。

財産収入で 27 千円を増額しております。

財産運用収入の利子及び配当金で、介護給付費準備基金の運用利子で 27 千円の増としております。

繰入金で△8,681 千円を減額しております。

一般会計繰入金の介護給付費繰入金のうち、介護及び予防給付費用で、居宅介護福祉用具に係る市町村負担分として、改修経費 100 千円の 12%で 12 千円の増としています。

その他一般会計繰入金では、令和 2 年から 3 年の介護保険制度改正に伴う対応システム改修に要する村負担分で、事業費の二分の一 88 千円の増、人事異動に伴う人件費の調整で△8,781 千円の減としています。

繰越金は、10,277 千円を増額しております。

令和 2 年度の決算剰余金として、10,277 千円の増としております。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

総務費で、△8,605 千円を減額しております。

総務管理費の一般管理費で、令和 2 年から 3 年の介護保険制度改正に伴う対応システム改修に係る負担金、補助及び交付金の事務的負担金で 176 千円の増、一般職給与費(介護)で、人事異動に伴う人件費の調整として、給料、職員手当等、共済費等で 842 万 9 千円の減としております。

保険給付費は、100 千円を増額しております。

介護予防サービス等諸費の居宅介護福祉用具購入費で、対象住宅の手摺設置や風呂用椅子など、設置・購入に伴う負担金、補助及び交付金の事務的交付金で 100 千円の増としております。

基金積立金は、3,027 千円を増額しております。

介護給付費準備基金積立金で、令和 2 年度の繰越金を財源としまして 3,027 千円を積立てております。

6 ページをご覧ください。

諸支出金で 7,784 千円を増額しております。

償還金及び還付加算金の償還金のうち、償還金、利子及び割引料で、令和 2 年度の介護給付費国庫・県負担金、地域支援事業交付金、支払基金交付金の超過交付に伴う国県等精算還付金として、7,784 千円の増としております。以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君

○5 番（日高助廣君）

確認なんですけれども、この 4 ページの繰入金の減額ですよ。

これが 869 万円ほど減額となっているんですけれども、システムの改修が無くなった、改修費が無くなって人件費の調整等も入っておりますけれども、これにちょっと内容につきまして、いま一度伺いたします。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

4 ページの繰入金の減額ですね。

これは、主なものは、その他一般会計繰入金ということで、人件費の調整なんですけれども、当初予算で介護保険のほうに 2 人の保健師用の人件費を計上していたわけなんですけれども、1 人の配置ということになりましたことから、またこれも後期高齢の一体化事業が始まったことから、介護のほうから後期のほうに保健師を 1 名異動させるということで、1 人分の人件費が減額になったというふうに理解していただければと思います。

○議長（前田功一君）

6 番、永田和彦君。

○6 番（永田和彦君）

この 5 ページの保険給付費の中で、福祉用具を購入ということでなっているんですが、これはどういったものを購入されるのか。

それと、例えば介護の必要な方々が、ベッド等での寝起きに必要の手すりであったりとか、室内に設置する手すりであったりとか、そういったものを、介護保険を利用して、そういったサービスを提供している会社からレンタルとかいろいろしていますけれども、そこら辺とこうやって村が購入して支給するものと、そこら辺のすみ分けというか、そこら辺がどうなっているのかをちょっと伺いたい。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

6 番議員が言われることが、今、この介護予防サービス等諸費で行われるものでございます。

ですから、今回この 10 万円の計上というのは、介護事業者が村内を、その介護支援、要介護、要支援の方々の調査をして参ります。

その中で、家庭の中で生活をする上で必要な機材、例えば手すりであったりとか、またお風呂に入るときの椅子であったりとかですね、そういうものをその事業者が必要と、または、その支援、要介護者、要支援者が必要というふうに認められればですね、それを購入したときに、村からその補助金を支給すると、交付をするということになります。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

補助金の交付は何%とか、割合が決まっているんでしょうか、全額でしょうかというのと、それから、予算10万取っていますが、何か所かそういう方が出て、10万をオーバーしたら当然これまた補正を組んで、それに対応していくのか。

予算がないからそこで今年は終わりですと言って切られるのか、その辺をお願いします。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

当初予算ではですね、その年度に必要と思われる、また、こういう方が、手すりであったりとか、そういうものが必要であるっていうのは、まず調査をいたしまして、その想定を想定したところで、当初予算を編成いたします。

そこで突発的に、新たに発生した場合は、補正予算という形で対応せざるを得ないわけなんですけれども、予算がないからうち打ち切りということにはならないと。

これは当然、介護保険を使いますので、本人負担は1割ということになります。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第111号、令和3年度十島村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 4、議案第 111 号、令和 3 年度十島村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 5 議案第 112 号 令和 3 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（前田功一君）

日程第 5、議案第 112 号、令和 3 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

それでは、十島村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

議案書 1 ページに記載の通り、簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出それぞれを 1,836 千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 295,875 千円 とするものです。

それでは、歳入から説明いたします。

3 ページをお開きください。

款 8「繰入金」につきまして、事業費の増額に伴いまして、1,836 千円を減額しております。

事業内容につきましては、歳出説明の際に説明をさせていただきます。

次に歳出を説明いたします。

4 ページをお開きご覧ください。

「営業費用」の維持管理費では、諏訪之瀬島淡水化施設の故障が生じたことに伴いまして、非常用飲用水を 21 万 4 千円分購入をしたことにより、消耗品費の不足が見込まれることから予算増しております。

次に修繕料では、悪石島のフロートリレーや小宝島のインバーターの修繕を実施し、今後も需要が見込まれるため 34 万 6 千円を計上しております。

2 段目の表、「建設事業費」の目 1、簡易水道施設改良工事費では、補助簡易水道施設改良工事費について、委託料 640 千円を工事請負費に組み替えております。

こちらは、7 月 30 日に設計管理委託が完了したことに伴いまして、工事費に組み替え

たものでございます。

次に、単独簡易水道改良工事につきまして、これは中之島の楠木地区にあります水源地の砂の清掃および屋根の修繕工事につきまして、島内業者による施工が可能となったため 499 万 3 千円を減額して執行しているものでございます。

そのほか、諏訪之瀬島の先ほど申しましたように、淡水化施設、急速濾過機の修繕に伴いまして、73 万 2 千円を予算措置し、合計 287 万 4 千円の工事請負費を計上しているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 5、議案第 112 号、令和 3 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 5、議案第 112 号令和 3 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することに決定しました。

これより、昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後 1 時にお集まりください。

昼食

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案 108 号の一般会計補正予算、訂正があるということですので発言を許します。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

それでは、議案第 8 号の 20、補正予算のページで申しますと、24 ページでございますけれども、6 番議員からの質問について、私の答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

2 点ほど訂正をさせていただきます。

まず、施工箇所、中之島港の負担金に係る施工箇所についてでございますが、今御手元にお配りをさせていただきました図面の赤書き部分が、今年度事業の対象になります。

4 か所でございます。

まず、防潮扉、左側から見ていただきますと防潮扉、それと次が港湾事業で臨港道路ということで、定期船岸壁の進入口に当たります。

それから、右側に移っていただきまして、定期船岸壁から村道部分に出まして左側に行きまして、曲がり角の部分でございます。

最後に、マイナス 4.5 メーターのエプロン部分の打ち替えでございます。

続いて、2 点目ですけれども工期のことについて、訂正をさせていただきます。

当初発注済みと私お答えしたところでございますけれども、入札の閲覧、期間中ございまして、10 月 13 日ごろの入札執行予定を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

△日程第 6 議案第 113 号 令和 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 1 号）

○議長（前田功一君）

それでは、日程第 6、議案第 113 号、令和 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

それでは、議案第 113 号、令和 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

今回の補正予算第 1 号は、令和 2 年分所得確定に係る本賦課後の後期高齢者医療保険

料ならびに後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う補正が主な要因となります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 480 千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 24,607 千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の詳細の説明をいたします。

3 ページをご覧ください。

まず、歳入からご説明いたします。

後期高齢者医療保険料は、671 千円を減額しております。

令和 2 年所得額の確定に係る本賦課により、特別徴収保険料で△23 千円の減、普通徴収保険料で 648 千円の減となり、その区分は、後期高齢者医療保険料現年度分で△680 千円の減、後期高齢者医療保険料滞納繰越分で 32 千円の増となっています。

その増減の要因については、被保険者数が 6 名の減となったことが影響しております。

繰越金は、171 千円を増額しております。

令和 2 年度の決算剰余金として、171 千円の増となっています。

諸収入は、13 千円を増額しております。

償還金及び還付加算金で、後期高齢者広域連合からの被保険者の転出に伴う徴収済保険料の還付金として 13 千円の増としております。

広域連合支出金は、7 千円を増額しております。

広域連合補助金のうち、一体化事業委託金で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の一環として、歯科保健指導専門職による高齢者の口腔ケアに取り組むことによる委託金として 7 千円の増としております。

次に、歳出についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金は、△500 千円を減額しております。

令和 2 年度保険料の賦課確定に伴う負担金、補助及び交付金の事務的負担金で 500 千円の減としております。

保健事業費は、7 千円を増額しております。

一体化事業で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の一環として、歯科保健指導専門職による高齢者の口腔ケアに取り組むため、報酬の非常勤職員報酬で 7 千円の減し、職員手当等の特勤手当（保健活動）で 14 千円の増としております。

諸支出金は、13 千円を増額しております。

償還金及び還付換算金の諸支出金の保険料還付金で、被保険者の転出に伴う徴収済保険料の還付金として、償還金、利子及び割引料で 13 千円の増としております。以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 6、議案第 113 号、令和 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 6、議案第 113 号、令和 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 7 議案第 114 号 令和 3 年度十島村へき地診療所運営特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（前田功一君）

日程第 7、議案第 114 号、令和 3 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

それでは議案第 114 号、令和 3 年度へき地診療所運営事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

今回の補正予算（第 1 号）は、診療所に配置している非常用発電機の修繕及び診療所のエアコン・給湯器の故障に伴う新替が主な補正要因となっております。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,400 千円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 222,178 千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の詳細の説明をいたします。

3 ページをご覧ください。

まず、歳入からご説明いたします。

県支出金で 736 千円を増額しております。

県補助金の衛生費県補助金で、診療所に配置しております非常用発電機の修繕及びエアコン・給湯器の故障に伴う新替えに要する診療所一般経費の三分の二で 620 千円の増、巡回診療車管理に要する経費の三分の二で 116 千円の増としています。

繰入金は、369 千円を増額しております。

一般会計繰入金で、県支出金でも説明しましたように、診療所一般経費と巡回診療車管理費の三分の一で 369 千円の増としております。

諸収入は、295 千円を増額しております。

雑入で、本庁職員および船員のワクチン接種に係る手数料として 195 千円の増、風疹抗体検査及び予防接種手数料として 100 千円の増としております。

次に、歳出についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

診療所費は 1,400 千円を増額しております。

診療所事業費の診療所一般経費の需用費で、平島診療所の医療用酸素容器購入に係る消耗品費で 25 千円の増、諏訪之瀬島・小宝島診療所非常用発電機の修繕料で 124 千円の増、平島・宝島診療所玄関サッシ修繕料で 91 千円の増、診療所用酸素ボンベ運賃として、役務費の通信運搬費で 47 千円の増、公有財産購入費で、諏訪之瀬島・平島・悪石島診療所のエアコン購入費用として 434 千円の増、平島・宝島診療所の給湯器購入費用として 439 千円の増、宝島診療所の超音波ネプライザー購入に係る備品購入費の機械器具費で 66 千円の増、巡回診療車管理費では、車検に伴う費用として、需用費の消耗品費で 70 千円の増、修繕費で 55 千円の増、車輛の航送料として、役務費の通信運搬費で 49 千円の増としております。以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

○6 番（永田和彦君）

このへき地診療所予算の中で、ここには補正の中で出てきていないんですが、医薬材料費の関係で、ジェネリック医薬品の関係について、大分メーカー等の諸事情により、製造それから、配布というか、市場に出回っている数自体が大分減っているというか、なかなか

か手に入りにくい状況が全国的に起きているというふうに報道等では言われていますけれども、本村においては、そのジェネリック医薬品の購入、準備、そういったものに支障は起きていないのか、その点についてまず伺いたい。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

6番議員のジェネリック薬品の関係ですけれども、このジェネリック薬品につきましては、年度当初ですね、当初予算を編成するときに、診療所看護師、それから日赤病院の常駐医等と協議をして、どの薬品をジェネリックに切り替えるかということを検討して、その年度のジェネリック医薬品を選定しております。

それについては、各三つの薬品会社のほうにお願いをして、ある程度、十島村でこういう薬品については、必要量これぐらいということを伝えております。

ですから、今、議員が言われるようにですね、ほかの医療機関では、なかなかジェネリック薬品が手に入らない、また在庫が遅いということはあるようではございますけれども、今現在、村の診療所ではですね、医薬会社のほうから、特に入らないということはありませんし、また、必要数については、診療所のほうでストックをしておりますので、今のところ問題はございません。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番（日高久志君）

今回修繕費ってということで補正が上がっているんですけども、これは全て地元修繕の備品の購入はあれですけど、修繕のほうは全て地元施工ということでよろしいでしょうか。確認です。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

修繕についてはですね、簡易な修繕または業者に発注しなければならない修繕というのはありまして、簡易なものであれば、現業業務さんとかですね、または島にもそういう大工仕事ができる方というのはいらっしゃいますので、そういう方にお願いはしますけれども、現在今回お願いをしているのは、業者に発注しなければならない部分だろうというふうに考えておまして、現在島内で教員住宅であったりとか、村営住宅であったりとかですね、そういう受注業者をお願いをして、改修のほうを進めようというふうに考えております。

○議長（前田功一君）

4番、日高久志君。

○4番（日高久志君）

どうしても業者をお願いしないとイケない工事もあるかと考えます。

もし地元ですね、可能であれば、今後はそういうふうには経費削減で、地元でそういう方がいらっしゃれば、そういう方を大いに活用して、お金の削減ということで努めていただきたいと考えます。以上です。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

4番議員が言われたことが最もですので、修繕内容によっては異なりますけれども、簡易なものであればですね、地元の方をお願いして、安価で、または地元にお金が落ちるといようなやり方ですね、対応して参りたいと思います。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、議案第114号、令和3年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

従って、日程第7、議案第114号、令和3年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第8 同意第2号 十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件

○議長（前田功一君）

日程第8、同意第2号、十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）原稿なし

同意第2号につきましては、固定資産評価審査委員会の委員についての議会の同意を求めようとしております。

同委員会につきましては、地方税法で定められた市町村に置かれる行政委員会のうちのひとつで、その職務につきましては、別に法律を定めるところにより、市町村長とは独立した中立的、専門的な立場から、固定資産台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定その他の事務を行うという規定がなされております。

地方税法の423条におきましては、委員の定数を定めておりまして、3人以上として、任期は3年。

当該市町村の住民、市町村民税の納税義務のあるもの、または固定資産の評価について学識を有する者のうち、議会の同意を得て、市町村長が選任すると規定されております。

ただいま私の説明した内容につきましては、この同意書の後ろのほうに参考資料として、関係法文等を添付してございますので、参考にしていただければと思っております。

今回の委員につきましては、来月の8日をもちまして、3年の任期が満了するという事に伴いまして、先ほど来説明のとおり、議会の議決を求めるということとなります。

この人選に当たりましては、あらかじめ各島々の持ち持ち回りということ等を基本にしまして、今回も該当する自治会等に照会をかけまして、地域のほうから推薦をいただいたというものが同意書に示しました人選になっております。

できれば人選に当たりまして、人選につきましては、できるだけ女性の方を登用してほしい、あるいは年代への若い30代40代層をお願い出来ないだろうかということ等で、地域のほうから推薦をいただいたということになっております。

同意2号につきましては、中之島在住の古橋典保氏、生年月日につきましては、記載の内容のとおりで、現在50歳となっております。

それから略歴等につきましては、学歴、職歴等々を示しておりますので、参考にしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

この固定資産評価委員会、これは納税者の方から、不服の申し出等があった場合に、会を開催して、それに対応するということだと思うんですが、これまでに実際、固定資産評価委員、審査委員会、これが開催されたことがあるのか、その点について伺いたい。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

固定資産税につきましては、皆さん御承知のとおり、毎年当該年度の1月1日の台帳に記載されたものを、4月時点、あるいはその前の3月時点で評価額を決定するわけです。

固定資産税の納付書を5月に発送する。

その時点で、自分の税金が高いんじゃないかとか、あるいはどうだこうだという話が出てくるかと思うんですね。

それをもって、「いや、高い」となった場合には、これまで行政のほうに直接問合せがきていたと。

そういうこともありまして、固定資産評価審査委員会が付するという不服申出はないということで理解してほしいと思います。

当然に、特に新しく賦課される、例えば買う、あるいは新しく土地を取得するとなった場合に、初めて納税が発生することにありますので、そうしたときに先ほど申します形で、ほかの類似施設、あるいは他の人と比べてどうだこうだというものは当然あるだろうと思うんですね。

その場合は、先ほどの説明のとおり、行政のほうに高いんじゃないかとか、そういう問合せはあるけれども、審査委員会まで不服までは至っていないという状況です。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

今回の固定資産評価委員会の委員の収入でありますけれども、固定資産税につきましては、住民のほうからも、いろいろと要望等がありまして、以前、宅地畑の一角を道路に提供を行ったと。

あるいは、牧場に提供を行ったということで、その税の軽減が行われていないという事例もありました。

現在においては、全てが台帳を見直して、軽減を図っているのか、その点につきましてお伺いします。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

総務課で把握されているものは軽減をしているところです。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

全て出来ていますか。100%。

もう、村のほうで、もう全てをそういう軽減とやっていますかね。

漏れはありませんか。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

総務課に報告されないものは確認のしようがないんですが、その分について、100%出来ているかという問いに対して、それが100%であるのかっていうのは、全てを検証しないといけないのかなと考えます。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

地籍の終わった地域は、もう確定ができるんですけども、終わっていない地域等で、以前畑を道路に提供をしたというような事例もあるんですよ。

村民の皆さんからも聞いております。

だけど、「村は聞いてないのよな」とかいう意見もありますので、各課その地籍のほうとも連携をとって、軽減を図ってもらいたいと思っております。

もう1点は、死亡者。名義変更が出来てない。

地畑の名義人宛てにその納付書が送られてきますよね。

そういうことにつきましては、相続人である方にですね、納付書を送っていただきたい。

いまだに死亡はしたんだけど、もう20年たっても前の名義人宛てに送ってきますので、そこを改善してほしいということです。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

提供した土地の減税につきましては、また改めてその確認の方法を検討して、定期対応したいと思います。

あとその死亡者の名義で、相続人に送られてくる賦課通知ですけど、逆にですね、こちらから特定した場合、相続人を特定した場合というのがクレームをいただいたことが

多々あります。

と申しますのが、「私が相続するんじゃない」と。

「妹が相続するべきなんだ」、「弟が相続するべきなんだ」ということで、「私に来るのは何でか」そういった苦情もございます。

なので、一つ手続がございまして、納税管理人の届出があります。

また今後その辺のお知らせの文章も織り込みながら、その方に伝えていければ良いのかなっていうふうに考えます。

○議長（前田功一君）

日高助廣君の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、特に発言を許します。

○5番（日高助廣君）

名義人ですよ。

村内にいる方は、電話等で調査は出来ますよ。

私の例を申し上げますと、父が亡くなってもう10年、20年を遥かに過ぎているんですけども、いまだにその名義で納付書が送られてきますよ。

私も早く申し上げれば良かったんですけども、皆さん、法律上、そうなのかなと思っ
て行っていないんですけども、分かる範囲からまず、そういう送付の方法も変えて、居
ない方に送っても、受け取れないよって言ったら終わりですから。

ですから、そういうわかる範囲からまず始めてもらいたいと思っております。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

今後その固定資産、土地の関係で、法律が動こうとしております。

それに当たりましては、今その登記の義務化ということが言われております。

その案内も含めて、この納税管理人の届出も含めて、また案内したいと思います。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 8、同意第 2 号、十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は 7 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 2 番、岩下正幸君、及び 3 番、田中秀治君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長（前田功一君）

念のために申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

(投票)

○議長（前田功一君）

はい、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

投票漏れはありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岩下正行君及び田中秀治君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（前田功一君）

開票の結果を報告します。

投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 7 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、日程第 8、同意第 2 号、十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

△日程第 9 同意第 3 号 十島村固定資産評価委員会委員の選任の件

○議長（前田功一君）

日程第 9、同意第 3 号、十島村固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

同意 3 号につきましても、同じく固定資産評価審査委員会委員ということで提案しております。

議案書に記載のとおり、小宝島在住の岩下二三子氏です。

生年月日並びに略歴等につきましては、議案書にお示しのとおりとなっております。

よろしくお願いします。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 9、同意第 3 号、十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は7人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、4番、日高久志君及び5番、日高助廣君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長（前田功一君）

念のために申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（前田功一君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（前田功一君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

日高久志君及び日高助廣君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（前田功一君）

開票の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成7票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって日程第 9、同意第 3 号、十島村固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

△日程第 10 同意第 4 号 十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件

○議長（前田功一君）

日程第 10、同意第 4 号、十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

この案件につきましても、同意 2 号 3 号に引き続きまして、固定資産評価審査委員会の委員ということで提案しております。

委員候補につきましては、竹内寿恵氏で宝島在住の方です。

生年月日並びに学歴、職歴等も示してございますので、参考にしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 10、同意第 4 号、十島村固定資産評価審査委員会委員選任の件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（前田功一君）

ただいまの出席議員数は7人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、永田和彦君及び7番、坂元勇君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長（前田功一君）

念のために申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（前田功一君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（前田功一君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

永田和彦君及び坂元勇君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（前田功一君）

開票の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成7票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、日程第 10、同意第 4 号、十島村固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

△日程報告

○議長（前田功一君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、午後 1 時にお集まりください。

△散会

○議長（前田功一君）

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	有 村	孝 一	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 片 平 翔 太 君

9/22

△開議

○議長（前田功一君）

これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（前田功一君）

本日の日程は、御手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

なお、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者の全員マスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際はマスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

- △日程第1 認定第1号 令和2年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定
- △日程第2 認定第2号 令和2年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- △日程第3 認定第3号 令和2年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定
- △日程第4 認定第4号 令和2年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- △日程第5 認定第5号 令和2年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
- △日程第6 認定第6号 令和2年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- △日程第7 認定第7号 令和2年度十島村へき地診療所運営事業歳入歳出決算の認定

○議長（前田功一君）

お諮りします。

日程第1、認定第1号、令和2年度十島村一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第7、認定第7号、令和2年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算について、認定を求める件まで、7件を一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 1、認定第 1 号、令和 2 年度十島村一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第 7、認定第 7 号、令和 2 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで 7 件を一括議題といたします。

9 月 14 日の本会議において設置された、決算審査特別委員会に付託した案件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、岩下正行君。

○決算審査特別委員長（岩下正行君）

令和 3 年 9 月 14 日に、決算審査特別委員会に付託されました、認定第 1 号、令和 2 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第 7 号、令和 2 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの 7 件の決算認定について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

まず、委員会の会議状況について報告いたします。

本決算審査特別委員会は、令和 3 年 9 月 14 日に設置され、同委員会委員は議長及び議会選出監査委員を除く 6 人で構成されました。

委員会の会議は 9 月 14 日から 9 月 16 日までの 3 日間、会議室において、担当課室ごとに日程を定め、村長、副村長、教育長、総務課長、担当課長、室長及び担当者の出席を求めて行いました。

審査の経過及び結果については、次のとおりです。

それでは一般会計について報告いたします。

まず、総務課関係について報告いたします。

不納欠損について。

軽自動車税で 1 万 3200 円の不納欠損をしているが、どういった経費で行われたか、と質したところ、滞納となり、所在不明や 5 年以上徴収不能となったものを不納欠損としているとの答弁であった。

今後も不納欠損となるものが残っているのか、と質したところ、軽自動車税については、少数いる。

固定資産税については、相続人がいるので、なかなか不納欠損ということは出来ないとの答弁であった。

相続人調査をすると赤字になると聞いたことがあるがどうか、と質したところ、税額が少額の場合、赤字となる場合もあるが、公平さに欠けるため、調査については続けていくとの答弁であった。

村長からは安易に不納欠損にはしたくない、真面目に納税している人が損をしてしまうことになるからとの答弁でありました。

モバイルパソコン等の購入事業について。

テレワーク用パソコンを38台導入しているが、現在の稼働率はどうか、と質したところ、2台の実証機を含めて40台整備している。

現時点では、システムを使うに当たって、繋がる場所の条件として、役場のパソコンのOSがWindows 10でなければ奨励出来ないことになっている。

9月中に、パソコンが全て更新される予定で、テレワークを家からはもちろん、島に行ったときも、インターネット回線があれば、どこでも、自分の役場のパソコンに繋がる環境になるという答弁でありました。

テレワークについて。

民間では7割のテレワークの奨励があるが、村としてどれぐらいの割合でテレワークを実施するのかと、目標を数字で示していただきたい、と質したところ、Windows10のパソコンは以前からあったが、全員ではなかった。

村でもこの期間、年次休暇の促進、テレワークのできる職員はテレワークを時差出勤を組合せて、できるだけ自宅で勤務できるように進めている。

この2週間で多くの職員が体験している。

今後条件が整い、全員ができるようになれば、7割削減はできるものではないかと考える。

ただ、議会や業務上支障があるときは、役場に出て仕事をしてもらうので、業務上差し支えない範囲で進めていく考えであるという答弁でした。

担当がテレワークで不在の場合の対策はどのように考えるか、と質したところ、内線電話が携帯電話で受けられるような仕組みもあるので、将来的には考える必要があるが、財源的なものもあり、踏み切れないという答弁であった。

テレワークをするため、自宅のネットワークから接続することは、セキュリティ面において問題ないのか、と質したところ、自宅のネットワークを通して本庁のパソコンに接続するが、独自回線を使用しており、セキュリティに問題はないと認識しているとの答弁であった。

テレワーク用のPCの購入方法は、どのような形で行われたのか、と質したところ、実証機で検証した結果、タブレット型より普通のモバイルPCが良いことから、仕様を固め、指名競争入札を行っている、という答弁でした。

ブロードバンドについて。

ブロードバンドが実際使えるようになった際には、村としての活用策や、住民がどのように使えるようになるか、と質したところ、財源が伴うものであり、まずは、携帯電話の利活用が出来ないか。

ドコモのスマホ教室で実際ドコモが島に出向き、例えばLINEやネットの買物などの操作方法や、ドコモショップと同様に、機種変更で契約内容の変更などを一緒にできるように検討している。

また、ブロードバンドの活用は、地域振興課とスマート農業など、ICTを活用した施

策等を検討しているという答弁であった。

せっかく高速通信が使えるのであれば、もっと簡単な方法で、例えば、音声だけでなくユーチューブやライブ中継で情報配信も可能ではないか。

たくさんの活用方法はあると考えているため、若い職員でもあり、アイデアを出しながら、住民にとって使いやすく、村の情報を取りやすいものをもっと提案していただきたい、と質したところ、現在は、電子申請、防災アプリ、LINE等もあり、やはり検討していかなければならないという答弁であった。

村長からは、9月のデジタル庁発足に伴い、ワクチンパスポートを年末に各自治体で発行させる動きがある。

令和4年については、子育てや介護関係など、役所に出向かずに自宅から申請できる体制となるよう、全国の自治体の情報をネットワークで結んだ形で進められると考えられる。

並行しながら、村としてどのような形でデジタル行政を進めるのか。

農業、福祉、学校、医療関係など、今後急速に展開されると考えられる。

今の組織体系でいいのかという問題も考えざるを得ない。

令和4年4月には、デジタル化、情報政策に精通した職員を増やすことをしながら、最終的には一つの組織の形に持っていきたい。

今後、自治体間でもデジタル行政の競争が激しくなることを考えると、村としても、出遅れることなく職員の拡充をしながら組織の在り方も含めて検討したい、と考えるという答弁であった。

次に、鹿屋自衛隊の2022年度末での部隊の廃止が決定されたというニュースが流れているが、ということについて、自衛隊の緊急輸送の実績を伺う、と質したところ、令和2年度は、緊急搬送は17件あり、うち10件が自衛隊搬送、奄美ドクターヘリが6件、防災ヘリが1件。

令和3年度は4月から8月末までに6件、うち2件が自衛隊搬送であるとの答弁があった。

村長からは、県緊急医療協議会の中でも論議することになると思われ、現在、ドクターヘリは、夜間飛行が出来ない。

ドクターヘリを夜間運行できるよう要請することも必要だと考えるとの答弁であった。

次に、地域振興課関係について報告いたします。

農業販路拡大について。

検討事項の中に、「島の未来の営農の姿をみんなで考える仕組みづくりを行う」とあるが、各島でそういった話合いがなされているのか、と質したところ、耕種農業だけでは食べていけない現状にあり、UIターン者が入ってきてもそこで根づいていかない。

NPOへの委託事業で、令和2年度は、遊休農地を含めてどういう形で継承していくかなど、洗い出しの会議をして将来の営農に向けたマップを作成する作業を行った。

他の地域振興推進事業等でも、特産品づくりや農業関連もあることから、その中から話し合いは行っているとの答弁でした。

NPOだけでは解決出来ない問題なので、村にも介入してほしい、と質したところ、営農指導員が現在村で不在の中で、村からサポートが出来ていない状態にある。

島のほうからも結構声は上がっており、コロナが落ちついた折には、島に入って協議をしたいとの答弁でした。

また、村長から、数年前まで職員と営農指導員が島に入って進めていた。

現在、営農指導員が欠員状態で、農業担当者も不在であり、今後は、職員配置により拡充を図りたいと考えている。

指導員については、県の地域振興局に要請しており、できるだけ早く確保したいとの答弁でした。

離島漁業再生支援事業について。

流通改善対策で活魚コンテナを入れているが、現在何基導入して、どのぐらい稼働しているか。

また、容量が少なく、輸送中に死んでしまったりしているとのことであるが、大きいコンテナを使用出来ないのか、出荷技術の向上も含め対策をお願いしたい、と質したところ、現在、口之島と諏訪之瀬島、平島、悪石島の4島に導入している。

250リットルと500リットルを1基ずつ整備しており、試験的に250リットルを稼働させている。

諏訪之瀬島から500リットルで出荷した際に死んでいる魚が多かったため、250リットルのほうが効率がよかった。

口之島では8月末と9月上旬に2回活魚を出荷し、地元からも試験的に行きながら、少しずつ大きくしたいという声が上がっており、漁協とも協議しながら調整していきたい。

船の中で魚を生かす方法などは、海水を掛け流しして生かしている。

バッテリーで生かしているのは一時的な生かし方になっており、固形酸素の量なども含めて、今検討をしている。

またフェリーのほうとも協議を進めており、250リットルのタンクを最大四つまで、1回の航海で載せられるように調整をしているとの答弁であった。

また、導入されていない島からの要望があるかという問いに対し、中之島から要望があり、10月中には1回の出荷ができるよう調整しているとの答弁でした。

畜産振興について。

畜産振興を図るには母牛を増やさないと、生産性は上がらないと考える。

今年村は各農家が15頭以上飼えるような体制を打ち出しており、非常に良い施策であるが、畜産農家の意識が変わっていないのが問題であるとする。

意識改革をしながら、そこまで持っていくとき、自分の牛小屋を持つとか、土地の問題

もあり、非常に難しい面もあるが、島の基幹産業は畜産であり、意識改革の部分を含めて力を入れていただきたい、と質したところ、国庫事業も始まり、生産施設整備補助で、牛舎等の整備も始めている。

島へ出向き、随時農家との意見交換を踏まえた上で、指導等強化しながら尽力していきたいとの答弁でした。

中之島の飼料販売について。

中之島の餌の草は刈って畜産農家へ配布を行っているのか、と質したところ、刈った草については既に配付しており、9月に2回目の配布を考えている。

現地の現業職とも常に連携を図っている。

刈る機械の故障もあったが、調整を進めているところであるとの答弁だった。

草は配布ではなく販売となるのか、令和2年度の実績を伺う、と質したところ、販売となり、中之島は1000円、他島についても800円で販売している。

令和2年度については、603個の実績があり、中之島以外への販売で、主に小宝島、平島で処理されているとの答弁であった。

定住対策について。

コロナの影響で対面の面談等が難しくなっているが、問合せが増えているのか、と質したところ、メールや電話など問合せが19件あり、令和2年度はズーム面接等を始めており、5件の実績があった。

コロナ以前と比べて、減ったという印象はないという答弁でした。

土木交通課関係について報告します。

社会資本整備総合交付金（道路）について。

道路に関する内示額の採択率が、令和元年度は53.1%、2年度は27.3%と、4分の1しか採択されていないが、ここまで内示率が下がったというのはどういった要因なのか、と質したところ、道路の内示率が平成29年度は78%程度、30年度は76%程度、令和元年度は53%程度、令和2年度は27%程度、令和3年度については51%程度となっている。

令和2年度だけ極端に下がっており、内示が出るたびに県に問合せはするが、あくまでも国からの内示であり、詳細は把握出来ないという回答であった。

次に住民課関係について報告します。

特定離島ブユ駆除について、9月に入りブユの被害も大分減ってきているが、まん延防止があげたら鹿児島大学の教授も島に入ってきていただき、再度調査をしていただきたいと質したところ、3月予算委員会後、島内に入り新たな川を探したり、ブユの幼虫の調査をしたりしている。

これまで、5月の1番多い時期の調査の要望があったことから、早急に4月に交付申請をし、交付決定後5月に教授と島に赴き調査を行った。

調査の結果をもとに、15名の住民の方々にテレビ会議で参加していただき、教授からの説明をしていただいた。

これまでは駆除するという認識であったが、本来の目的は「住民の健康被害を減らす」ということであることから、薬剤散布は従来どおり行い、今後は昔の川の状況や刺されない知恵など、聞き取り調査もあわせて行うという考えでいる。

また、8月から1か月間、島内の地図を設置し、コミュニティーセンターや開発センターで、どこでブユに刺されたかという調査を行っているということです。

塵芥処理について。

中之島では、ごみ出しの際に燃えるごみに鉄やスプレー缶が入っていたことがあり、焼却炉内でも何回も爆発することがある。

他の島においてもそういったことが起きているのかと質したところ、他の島の作業員からも同様の報告は行っており、万が一、燃えるごみにライターやスプレー缶等が入っていた場合は、必ず防災無線で周知している。

改善されないときには、別途住民のほうにも文書等で通知を行うこととしている。

生ごみの水切りや生ごみに有機物以外のものが入っている場合も、同様の対応をしている。

生ごみについては、バケツに名前を記載しているのので、その段階で分かる可能性があるため、担当から個人の方に注意している。

また、作業員の方には、処理が出来ないものが入っていた場合には、写真を撮る旨お願いをしている。

今後、異物を出張所カウンター等に提示するなどの対策を考えているとの答弁であった。

妊産婦健康補助事業、産後ケア事業について。

妊娠、出産については、定期的に病院に通う必要があるが、補助はどういったものがあるかと質したところ、妊産婦健診に係る運賃の往復助成と、安心して出産していただくため、出産2か月前に市内や里帰りをしていただくよう、上限30万円の宿泊助成を行っている。

令和2年度には69件13名いて、159万1726円の助成をしているという答弁であった。

出産後の定期健診等も、助成されているのかと質したところ、産後ケア事業があり、出産後そのまま産後ケアを使われている方も多く、こちらに長く滞在することができるようになっている。

産後ケアについては、4件72万7500円の実績となっており、課税、非課税世帯で助成額は変わってくる。

また、産婦健診に関しては、産後1か月以内に受診ができるよう助成制度があるので、長期滞在する方や受診希望があれば受けられるようになっているという答弁でした。

教育委員会関係について報告します。

GIGA スクール構想について（学校情報通信ネットワーク環境整備、タブレット端末整

備)。

情報環境ネットワーク整備が整ったが、不具合は報告されていないか、と質したところ、GIGA スクール構想には、ネットワーク環境整備事業と端末整備事業がある。

ネットワーク環境は、令和 2 年度に整備し、整備後に状況調査をしており、2 回ほど不具合があったと聞いているが、NTT が対応済みであり、現在は不具合等が出ていない。

タブレットについては 136 台導入しているが、端末自体で画面がつかなくなったという初期不良のような不具合が 1 件連絡が来ているという答弁であった。

また教育長からは、タブレット等の研修については、得意な先生がいる学校はかなり進んでいる。

令和 3 年度の諏訪之瀬島と小宝島の学校訪問では、2 校ともかなり使いこなしており、有効活用が出来ていた。

校長会では、テレビ会議等で使い方の研修をしたり、マニュアルをつくり学校に配布している。

1 年目でまだうまくいかないところもあり、慣れていくしかない。

今盛んに活用しているところであるという答弁であった。

次に、国民健康保険特別会計について報告します。

特定健康診査・特定保健指導について。

令和元年度、2 年度と受診率が 70% 以上で受診率が高く、保健指導を行い疾病等の早期発見につながっていると考えます。

再検査のほうについては、コロナ禍でなかなか病院へ受診出来ないのが現状である、と質したところ、特定健診事業は、生活習慣病による高血圧症や循環器疾患といった様々な病気からのリスクを下げる事業であり、高い受診率については維持できるよう取組みを続けていく。

本村は、メタボリックシンドロームの該当者が県下 1 位であるため、保健指導や啓発活動を重点的に行っていきたい。

がん検診の精密検査対象者のうち、未受検者に対しては、個別に保健師から連絡を行い、コロナ禍であっても受診する必要について伝えていくという答弁であった。

船舶交通特別会計について報告します。

欠航時の臨時便対応について。

今年の夏の繁忙期の中で、船便の欠航でその便に乗る予定が、次の便に振替えられることとなった場合、定員 120 枠を超えてしまい、乗れずにその次の便まで待つというケースがあったと思うが、今年の場合、翌週そのあとすぐ直近で臨時便の対応がとれたのか、と質したところ、欠航時の振替については、全便を振替えられるわけではない。

7 月 19 日月曜日の欠航を予定していなかった 28 日の水曜日に振替便を入れていく。

その間にも臨時便があったが、振替が可能なところは振替を行っているという答弁であった。

介護保険特別会計について。

見守り支援の体制について。

見守り支援員の方が定期的に訪問活動を行っているが、希望しない世帯もあるので、過去には旗を出すなどの安否確認があったが、何らかの方法が必要ではないか、と質したところ、島の見守り支援員の体制やマンパワーによるが、65歳以上の方には年に1回見守りの希望調査をしており、週何回訪問してほしいかと本人の希望をとり、見守り支援員と介護専門員の方々が連携して訪問をしている。

基本見守りが必要ないという方については、していない状況であるが、地域の声や健康不安等により変更したい場合には、その都度、必要があれば途中でも変更が可能である。

地域からの声を見守り支援員の方々には聞くよう呼びかけをしたり、広報なども検討していきたいという答弁であった。

簡易水道特別会計について。

簡易水道再編推進事業（平島地区配水管布設替）について。

令和3年度平島を終えるが、工期は何年かかり、総延長は幾らかと質したところ、整備については、平成28年度から実施し、令和3年度まで6年、総延長が2.8キロになるという答弁であった。

令和4年度以降は中之島に入ることだが、中之島で総延長が4キロほどと聞いているが、10年ぐらいと考えてよいのかと質したところ、日之出集落が約3.2キロ、楠木集落が約3.6キロ、平島が大体6年かかったが、国庫補助事業費で、長さを決定することから、何年間で実施するかというので事業費を要望していく状況になる。

令和4年度計画では、このうちの1キロメートルを実施する予定で、大体7年かかる見込みであるという答弁であった。

次に後期高齢者医療特別会計について報告します。

高齢者家族へのケアについて。

高齢者だけでなく、その家族にまでケアは行き届いていると感じるか、と質したところ、生活支援コーディネーターが地域を回り、困っている人や家族のケアをしていく人材を育成しており、役場に1名、口之島に3名、中之島に1名、平島に2名配置している。

看護師については、認知症地域推進員の研修を受講している。

利用者とは定期的に関わっているが、御家族とのタイミングが合わないとなかなか話をする事ができないことから、広い目で見えていただくよう研修等を入れていきたい。

役場としても、相談しやすい環境づくりをしていきたいという答弁であった。

高齢者の手伝いを何でも行うのはどうなのか、という考え方もあるが、と質したところ、それぞれの家庭や周りの環境もあるので、本人の思い、家族の思いを大事にして「優しく、温かく、心を込めて」という診療所の理念をもとに、その人に合った支援を続けていきたいという答弁であった。

へき地診療運営事業特別会計について。

看護師 2 名体制について。

看護師 2 名体制となっても、現在、平島、悪石島、口之島は 1 名である。

どういった募集を行っているか、と質したところ、令和 2 年度では、6 診療所で 2 名体制で、平島だけ 1 名であったが、2 名が退職されている。

臨時募集を行っており、現在 2 名の応募があり、下見後に判断される方と、9 月から会計任用職員として採用し、繁忙期に入ってくる方がいらっしゃる。

看護師 2 名体制は村の方針であり、常勤の看護師を採用することで進めていきたい。

これまではシングルマザー協会や J I C A 等の協力を得ていたがコロナ禍で出来ない状況であるため、随時募集でホームページで募集をかけているとの答弁であった。

また各課の質疑の後、総括質疑を行いました。

以上で質疑を終結し討論に入りましたが、別段討論もなく採決に入りました。

採決は簡易採決で行いました。

採決の結果、認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 件については、特段異議もなく、原案のとおり認定することに決定いたしました。

なお、概要につきましては、後日事務局から配付させます。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田功一君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、日程第 1、認定第 1 号、令和 2 年度十島村一般会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第 1、令和 2 年度十島村一般会計歳入歳出決算について認定を求める件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田功一君）

起立多数です。

したがって、日程第 1、令和 2 年度十島村一般会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定いたしました。

これより、日程第 2、認定第 2 号、令和 2 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第 2 号、令和 2 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田功一君）

起立多数です。

従って、日程第 2、令和 2 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

これより日程第 3、認定第 3 号、令和 2 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

認定第 3 号、令和 2 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田功一君）

起立多数です。

したがって、日程第 3、認定第 3 号、令和 2 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

これより日程第 4、認定第 4 号、令和 2 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

認定第 4 号、令和 2 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田功一君）

起立多数です。

したがって、日程第 4、認定第 4 号、令和 2 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は認定することに決定しました。

これより、日程第 5、認定第 5 号、令和 2 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算について認定する件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

認定第 5 号、令和 2 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田功一君）

起立多数です。

したがって、日程第 5、認定第 5 号、令和 2 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は認定することに決定しました。

これより日程第 6、認定第 6 号、令和 2 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

認定第 6 号、令和 2 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田功一君）

起立多数です。

したがって、日程第 6、認定第 6 号、令和 2 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

これより日程第 7、認定第 7 号、令和 2 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

認定第 7 号、令和 2 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算について、認定を求める件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田功一君）

起立多数です。

したがって、日程第 7、認定第 7 号、令和 2 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

これよりしばらく休憩いたします。

1時55分にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第8 議案第118号 契約の締結について議決を求める件 (平島東海岸線舗装補修工事)

○議長（前田功一君）

日程第8、議案第118号、契約の締結について議決を求める件（平島東海岸線舗装補修工事請負契約の締結）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

それでは説明をさせていただきます。

この契約案件は5000万円以上の契約となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議決を求めるものでございます。議案書の方をご覧ください。

1、契約の目的は、平島東海岸線舗装補修工事です。

2、契約金額につきましては、消費税込み68,750,000円で、3、契約の相手方、竹山建設株式会社、代表取締役・竹山博昭氏と令和3年9月10日に仮契約しております。

2ページに契約書の案、3ページに入札執行結果表を添付しております。

入札執行については、総合評価方式ならびに低入札価格調査制度での執行を行っております。

3ページの入札執行結果表のとおり、竹山建設株式会社が入札価格で最も低い価格で応札しており、評価値においても高評価となり落札をしているところでございます。

4ページをご覧ください。

本工事でございますけれども、概算発注工事として発注をしております。

工事内容につきましては、概ね2の工事内容の表にあるとおりで、亀甲上に割れたコンクリート舗装工の取り壊し復旧（延長）220m（面積）770㎡でございます。

側溝工については、舗装工と同様に痛みが激しいことや、かぶせ蓋式となっていること

から、道路拡幅の目的も含めまして、落蓋式への布設替え 718mを計画しております。

5 ページをご覧ください。

平面図を添付しております。

着色につきまして説明します。

図面を横に見ていただきますと、右上のほうに凡例と書いた四角枠がございますけれども、その横が灰色で本線部分が着色をしております。

これは令和元年度までに施工した区間です。

赤く示した部分が、今年度施工箇所、黄色く示した箇所が、現在比較的舗装の傷みが少なく、今回施工箇所として予定していない将来計画区となります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

○6 番（永田和彦君）

この 5 ページの現場の写真を見ると、相当傷んでいるなあというふうに思うんですが、もうここまで傷む要因、どのようなものを、どのようなことがあるとここまで傷むのかかと。

当初の設計、今回の、例えばコンクリートの厚さ今回 15 センチということですけど、従来のものは何センチで舗装されていたものなのか。

また、舗装が何年ぐらいが経過しているものなのか伺いたい。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

まず 1 点目の舗装の傷みの原因ですけれども、それぞれ幾つか複数の状況がございます、現場の土質の状況、あとそれと交通量の問題、幾つか考えられると思います。

計画平面図の中、5 ページを見ていただければ、これ発注図面でございます、少し小さいんですけども、左上のほうに現況と実施計画と枠組みで囲った断面図がありますけれども、これはどちらも路盤工が 15 センチで、左側は現況は 15 センチで書いております。

右側は、小さくて申し訳ないんですけども、シリアル試験結果によるというふうに書いておまして、先ほど私が概算発注工事というふうに表現しましたけれども、これは今回この工事を発注しまして、路盤工の厚みで、現在は 15 センチでしておりますけれども、路盤工の厚みが試験結果によりまして 20 センチに変更となっております。

先ほど申しましたように、土質の状況から路盤を厚くしたほうが良いということで、変

更をしているものでございます。

このように、傷んだ結果、舗装工の傷みについては、路盤工の締め固めの問題であったり、村の村道の整備は 15 センチ、コンクリートも舗装も 15 センチと定めておりますけれども、試験結果で悪かったというようなところで、舗装の割にもよるものだと思います。

あわせて大型車両の通行によるものも一部はあるのかなと思っております。

あわせて今回の舗装では、金網も入れております。

続いて、整備経過ですけれども、これすいません、今ちょっと手元に無いんですけれども、かなりもうずっと整備後は、時間が経過していると。

20 年程度はかかっているというような認識でいるところでございます。以上です。

○議長（前田功一君）

6 番、永田和彦君。

○6 番（永田和彦君）

この設計においては、通常の交通においては、例えば大型車両、今、一部業者の方々から 10 トンクラスの大型ダンプで、バラスもしくは砂等を積載して、交通通行されていますけれども、それに十分耐えうる形での設計となっているというふうに考えていいのかなのか、その点を伺いたい。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

十分耐えうるかどうか、というのは、実際には走らせてみないとわからないんですけれども、その舗装構成の断面で、道路幅員が 3 メートル、村道の指定道路、村の条例で定めるところで、速度と幅員とで舗装構成を決めております。

交通量も若干ありますけれども、主な要因としては、幅員が 1 番のメインになると思えます。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

3 番、田中秀治君。

○3 番（田中秀治君）

今回の舗装工事ですけど、従来の側溝じゃなくて、蓋落とし込みっていうんですか、蓋をかぶせるあれになっているんですけど、これ、道路を広く有効に使えると思うんで、これからの道路舗装に関しては、このような方式をとっていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

今、3 番議員がおっしゃられたようなところで考えていきたいと思っております。

補修工事、特定離島で実施中のところにつきましても、住宅内蓋式に変えられるやつ、また、グレーチングに換えるやつ、道路幅員の一部として使えるような整備を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 8、議案第 118 号、契約の締結について議決を求める件（平島東海岸線舗装補修工事請負契約の締結）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 118 号契約の締結について議決を求める件（平島東海岸線舗装補修工事請負契約の締結）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 9 議案第 119 号 契約の締結について議決を求める件
（東之浜港改修工事（1 工区）請負契約の締結）

○議長（前田功一君）

日程第 9、議案第 119 号、契約の締結について議決を求める件（東之浜港改修工事（1 工区）請負契約の締結）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

それでは説明をさせていただきます。

この契約案件につきましても、5000万以上の契約となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議決を求めるものでございます。

議案書をご覧ください。

契約の目的は、1、東之浜港改修工事（1工区）の工事請負契約です。

2の契約金額につきましては、466,950,000円で、3、契約の相手方は竹山建設株式会社、代表取締役・竹山博昭氏と令和3年9月9日に仮契約を締結しております。

2ページ目に契約書の案、3ページに入札執行結果表を添付しております。

入札執行につきましては、先ほどと同様に、総合評価方式ならびに低入札価格調査制度での執行を行っております。

3ページの入札執行結果表を見ていただきますと、入札価格は、森山（清）組が、低価格で応札しておりますけれども、竹山建設が評価値において高評価となっております落札したものでございます。

工事内容についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

2の工事内容の表にありますように、今回の工事はケーソン1函を据付けし、防波堤延伸20mを行うものでございます。

工種については、後ほど、断面図でご確認させていただきます。

6ページをご覧ください。

計画平面図を添付しております。

図面を横に見ていただきますと、下が陸側になります。

着色の意味合いを説明いたします。

灰色部分が、令和元年度までに施工した施設となります。

黄色く示した箇所が、前年度施工箇所、赤く示した箇所が、今年度施工箇所となります。

先端の防波堤を黄色と赤で分割していますけれども、この意味合いは前年度製作したものを、今年度据え付けるというような表示になっています。

6ページ平面図をご覧ください。

計画平面図で説明しましたように、前年制作したケーソンを今年度据え付け、ケーソン回りの根固めブロックにおいては、グレーと黄色い着色がありますけれども、令和元年度以前の製作物のほか、黄色と赤については令和2年度に製作したブロックを今年度据え付けるという表示になります。

7ページ縦断面図をご覧ください。

ケーソンの上に、上部コンクリートが施工される形状、一部赤が真横に塗っております

けれども、これはケーソン上部工を一部打設するというようなことと、あと下の赤色の斜めに線が下りている部分は、ケーソン下の捨て石が、5 mほど前で、洗堀防止のために施工するという表示となっております。

8 ページをご覧ください。

断面図でございます。

4 ページの工種を一部説明しますと、まず、据え付けるケーソンの下に基礎捨石を施工し、その上にケーソンを据付し、中詰石を投入して、蓋ブロック、上部工の下のほうに小さく枠組みが書いてあるところですが、蓋ブロックで蓋をします。

その次に上部コンクリートを今回+4.0mの高さまで打設します。

基礎工としては、ケーソンの横には根固ブロックを施工し、さらにその横には被覆ブロックを施工します。

それぞれその被覆ブロックと根固め方塊は、写真を下のほうに添付しております。ご確認をお願いします。以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 9、議案第 119 号、契約の締結について議決を求める件（東之浜港改修工事 1 工区請負契約の締結）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 9、議案第 119 号、契約の締結について議決を求める件（東之浜港改修工事（1 工区）請負契約の締結）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

**△日程第 10 議案第 120 号 契約の締結について議決を求める件
(中之島道路災害復旧工事(2 災 72 号) 請負契約の締結)**

○議長(前田功一君)

日程第 10、議案第 120 号、契約の締結について議決を求める件(中之島道路災害復旧工事(2 災 72 号) 請負契約の締結)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは説明をさせていただきます。

この案件につきましても、5000 万以上の契約となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議決を求めるものでございます。

議案書をご覧ください。

1 の契約の目的は、中之島道路災害復旧工事(2 災 72 号)となります。

これにつきましては、令和 2 年 6 月の豪雨災害に伴いまして被災を受けた村道中之島南廻線の災害復旧工事になります。

2、契約金額につきましては、税込み額 87,676,028 円で、3、契約の相手方は株式会社勇晃建設、代表取締役・岩切マサトシと令和 3 年 9 月 9 日に仮契約を締結しております。

2 ページに契約書の案を添付しております。

3 ページと 4 ページのページ順番が誤っております。

大変申し訳ございませんが、4 ページの入札執行結果表を先にご覧ください。

入札執行につきましては、同様に総合評価方式で執行を行っておりまして、入札執行結果表のとおり、株式会社勇晃建設が入札価格で最も低い額で応札し、評価値において高評価となり落札を決定しているものでございます。

工事内容について説明します。

申し訳ございませんが、3 ページにお戻りください。

本工事は、令和 2 年 6 月に被災した村道中之島南廻線の道路復旧工事で、同路線において 4 箇所にわたり道路決壊や土砂崩れが発生しているため、表の通り 4 工区をまとめて発注をしております。

5 ページをご覧ください。

平面図と被災状況写真を添付しております。

図面右側の被災状況写真に、それぞれ写真番号を割り振っております。

左側の図面と合わせてご覧ください。

1工区ですけれども、ページ右上、写真①の左側になります。

カーブがありまして、左側のほうにうっすら崩れが見える部分になります。

1工区は、復旧延長 $L=13.0\text{m}$ で、山側の斜面が崩落しており、植生マット工での復旧を行います。

平面図上は下のちょうど図面の真ん中の一番下の区分になります。

2工区ですけれども、2工区は、写真で見ますと、大きく崩れた部分でございます。

道路本体を巻き込んで土砂崩れが発生しており、コンクリート舗装工の他、山側斜面は現場吹付のり砕工での復旧を行います。

3工区は復旧延長 $L=63\text{m}$ で、写真②のとおり、海側の土砂崩れにより道路が陥没しているため、盛土工とコンクリート舗装工にて復旧を行います。

4工区は、これは対岸に降りる道路の部分になりますけれども、復旧延長 $L=46.0\text{m}$ で、3工区の下斜面、海岸側の土砂崩れになります。

復旧工法は1工区と同様、植生マット工での復旧を行います。

6ページをご覧ください。

6ページは、下側に1工区、ページ上側に2工区の復旧横断図を記載しています。

赤書きが復旧工法でございます。

2工区の道路右側、海側斜面につきましては、補強土壁工で復旧をいたします。

下側のほうに赤く枠で三段ほど、二段ほど組んでいる部分が補強土壁になります。

補強土壁ですけれども、報告でも中之島の災害復旧の分でもありましたように、盛土を行う際に、盛土材の中に補強材を敷設して、垂直に近い土留め構造物を構築する復旧工法になります。

7ページをご覧ください。

7ページは3工区、4工区の復旧横断図になります。

先程ご説明しましたように、3工区はコンクリート舗装工、4工区は植生マット工での復旧工事になります。以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君

○3番（田中秀治君）

この工事は、ヤルセ地区に行くのにとっても重要な道路ですので、これは工期が令和4年3月28日、今年度中にあるようですので、なるべく工期内に終わるようによろしく願います。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長（肥後勇喜君）

3 番議員のおっしゃられるように、まだほかの発注しなければならない災害案件とかも、令和 4 年度に予定しているものもごございます。

当初契約の範囲内で工事が完成するように、取り組んでいく予定でございませ

○議長（前田功一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります

それではこれから、日程第 10、議案第 120 号、契約の締結について議決を求める件（中之島道路災害復旧工事（2 災 72 号）請負契約の締結）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって日程第 10、議案第 120 号、契約の締結について議決を求める件（中之島道路災害復旧工事（2 災 72 号）請負契約の締結）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 11 発議第 2 号 十島村長の専決処分事項の指定についての一部改正

○議長（前田功一君）

日程第 11、発議第 2 号、十島村村長専決処分事項の指定についての一部改正についての件を議題とします。

会議規則 38 条の規定により、職員に議案を朗読させます。

議会事務局書記、片平翔太君。

○議会事務局書記（片平翔太君）

専決処分事項の指定についての一部改正について。

上記の議案を会議規則第 17 条の規定により提出します。

専決処分事項の指定についての一部改正について。

十島村議会の権限に属する事項中、地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号第 180 条第 1 項の規定により、村長の専決処分事項の指定する事項について、その一部を次のように改正する。

第 4 項中但し書を削る。

次の 2 項を加える。

5、人事院または鹿児島県人事委員会の給与に関する勧告を踏まえた人件費に係る条例の改正。（ただし、減額される場合に限る。）

6、当年度、歳入歳出予算について、次の各号の該当する補正を出すこと。

1、法律、政令または所管行政庁等の指示に基づき、国県等から既に受入れられた交付金等の償還及び医療、介護、福祉に係る療養や給付に要する負担金や、扶助費等に関する補正の予算をなすこと。

2、法律、政令または所管行政庁等の指示に基づくものであって、その財源が国費または県費から付与されたものの予算の補正をなすこと。

3、その経費の 2 分の 1 以上の財源が国費または県費から付与せられ、軽易な経緯、または社会通念上適正と認められるものの、行政の補佐をなすこと。

4、災害に関して、緊急やむを得ないと認められたものの、予算の補正をなすこと。

○議長（前田功一君）

本件は会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を削除省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 11、発議第 2 号、十島村長の専決処分事項の指定についての一部改正についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって日程第 11、発議第 2 号、十島村長の専決処分事項の指定についての一部改正についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 12 発議第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書

○議長(前田功一君)

日程第 12、発議第 3 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の発議を議題とします。

意見書案の朗読及び発議の趣旨説明は省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認め、意見書案の朗読及び趣旨説明を省略いたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、発議第 3 号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、発議第 3 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 13 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件

○議長（前田功一君）

日程第 13、議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、御手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程報告

○議長（前田功一君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

△閉会

○議長（前田功一君）

令和3年第3回（9月）十島村議会定例会を閉会いたします。

閉会いたします。

お疲れさまでした。